

詩人黄遵憲と日本

趙 偵宇

『日本雑事詩』の改訂と『日本国志』『人境廬詩草』

光緒	明治、西暦	出来事
三年丁丑十月二十六日	十年、1877年十一月三十日	清の公使一行が来日
五年己卯三月	十二年、1879年三～四月	『日本雑事詩』の初版を刊行
八年壬午春	十五年、1882年春	黄遵憲は日本を離れ、アメリカへ転任
十三年丁亥五月	二十年、1887年六月～七月	『日本国志』を脱稿
十六年庚寅	二十三年、1890年	『人境廬詩草』の詩稿の整理に着手
同三月	同四月～五月	イギリスへ転任
同七月	同八月～九月	「『日本雑事詩』」自序を執筆 『日本雑事詩』の改訂が完成
十七年辛卯六月	二十四年、1891年七月～八月	「人境廬詩草」自序を執筆
同八月	同九月～十月	イギリスを離れ、シンガポールへ転任
二十年甲午十一月中旬	二十七年、1894年十二月中旬	シンガポールから帰国
二十一年乙未末	二十八年、1895年末～二十九年、1896年初	『日本国志』を刊行
二十四年戊戌四月	三十一年、1898年五月～六月	『日本雑事詩』の定本を刊行
同四月二十三日～八月六日	同六月十一日～九月二十一日	戊戌の変法
同八月六日	同九月二十一日	戊戌の政変

目次

【序論】	1
一、研究の背景	
二、先行研究の問題点および各章の研究方法	
【第一章】 『日本雑事詩』の改訂：『日本国志』と比較しつつ	7
はじめに：『日本雑事詩』の版本について	
一、「『日本雑事詩』自序」の問題点	
二、黄遵憲の「新」／西学に対する態度	
三、黄遵憲の「旧」／漢学に対する態度	
おわりに：新旧折衷の立場	
【第二章】 『人境廬詩草』の中の『日本雑事詩』	32
はじめに：『日本雑事詩』出版以前の漢詩交流事情	
一、『日本雑事詩』の位置づけ	
二、創作上の主張の実践：『日本雑事詩』と「詩之外有事」	
三、『日本雑事詩』の改訂と『人境廬詩草』との連動性	
四、『日本雑事詩』と『人境廬詩草』の創作上の影響関係	
おわりに：「詩」としての『日本雑事詩』	
【第三章】 『日本雑事詩』と明治開化風俗詩	64
はじめに：明治漢詩壇で生まれた『日本雑事詩』	
一、比較対象になる明治開化風俗詩	
二、時代そのものに対する描写の比較	
三、近代的なものに対する描写の比較	
おわりに：「近代」に対する距離感	
【第四章】 清代詩学史の中の黄遵憲：在日期間の詩論を手がかりに	88
はじめに：清代詩学から影響を受けた黄遵憲	
一、桐城・神韻・性霊の諸説を吸収した黄遵憲詩論	
二、先行詩学との相違	
おわりに：黄遵憲の超越	
【結論】	109
【参考文献】	113
【付録】	120

序論

一、研究の背景

詩人黄遵憲（1848-1905、字は公度、広東省嘉応県（現在の梅州市）出身）にとって、日本はどのような意味を持つだろうか。これが、本論文の中心的問題意識である。本論文は、『日本雑事詩』をはじめとする黄遵憲の詩作及び彼の在日間の詩論という日本に関連する彼の詩的活動を基に、この問題を考察しようとする。黄遵憲詩を研究するために、日本がなぜ重要なのか。これを説明するためにはまず、三十歳以前の黄遵憲の略歴を顧みる必要がある。

道光二十八年（1848）、黄遵憲は黄家の長男として生まれた。十歳¹の時から、詩作を学び始め、私塾の師から「一覽衆山小」という題を与えられて「天下猶爲小、何論眼底山」（天下でさえ小さいから、見下ろしている山々は取るに足らない）という句を作り、村の人々を驚かせたという²。さらに二十代に周朗山の詩を唱和した詩にもこう述べている。

噫嘻乎儒生讀書不識羞、動誇虎頭燕領徑取萬戸侯。萬戸侯耳豈足道、烏知今日裨瀛大海還有大九州³。（ああ、儒生らは本を読んだが恥知らず、威風堂々としていて萬戸侯に封じられた班超のようになると大言を吐きがちである。たとえ萬戸侯でも取るに足らないものだ。彼らはこの世界ではまだ大九州があることを知るわけもない。）

「大九州」に目を向ける志があり、詩才もあったものの、科挙では幾たびも挫折を味わった。二十歳の時に広州の郷試に落ち、二十一歳で「雜感五首」詩を作った。その詩から、彼が八股文を以て人材を選抜する制度に対する批判が窺える⁴。二十六歳の時、再び郷試に落第した。ちなみに、彼の父黄鴻藻（字は硯賓、号は逸農）も長男であり、小さい頃から詩文をよくしたが、科挙では挫折し続けた⁵。

二十九歳になった時、黄遵憲は再度郷試を受験し、挙人になった。この時、

¹ ここは数え年で表示する。以下同様。

² 黄遵憲「己亥雜詩」第四十二首自注。錢仲聯『人境廬詩草箋注』、上海、上海古籍出版社、1981年、全1309頁、823頁。

³ 黄遵憲「和周朗山見贈之作」、錢仲聯、『人境廬詩草箋注』、84頁。

⁴ 黄遵憲「雜感」その四：「吁嗟制藝興、今亦五百載。世儒習固然、老死不知悔」。錢仲聯『人境廬詩草箋注』、上海古籍出版社、47頁。

⁵ 黄遵憲「先考思恩公述略」を参照。

陳錚編『黄遵憲全集』、北京、中華書局、2005年、全1624頁、276頁。

彼の人生にもう一つの選択肢が現れた。同じく広東省出身で、父鴻藻の知人でもある何如璋（字は子峨）が清朝の初代駐日公使に選ばれたのである。何如璋は、かつて黄遵憲が時事について発言したのを聞いたことがあり、その才能を評価して、黄遵憲に日本への同行を誘った。黄遵憲は、而立の年を迎えるにあたり、どういう身分で自立するのかという重大な選択に臨んだのだ。黄遵憲の、親戚や知人たちはみな日本行きに反対し、彼が進士になることを期待していたが、黄遵憲は何如璋の誘いを受けた。科挙での挫折を経験し続けた黄遵憲は、主流の目指すコースから外れ、海外渡航という未知の道を選んだのである⁶。

光緒二年（1876）十二月、黄遵憲は参贊官を命じられたが、日本の西南戦争によって出発は翌年の十月まで延期される。同月二十六日に、清国公使一行の船が長崎に到着し、二か月後、東京の芝山（増上寺）月界院に設置された公使館での定住をはじめた⁷。これより黄遵憲の外交官としての生涯の幕が開く。光緒三年に、日本に到着してから、光緒八年（1882）の春にアメリカへ転任するまでの約四年間の日本滞在こそが、彼が世界を経験する原点になったのである。

重要なことに、日本への赴任を選択したことが、黄遵憲の士大夫や政治家としての人生を変えただけでなく、詩人としての人生にも多大な影響を与えたのだった。

明治初期日本の漢詩人は、漢詩の母国である中国出身の詩人たちとの交流を強く求めた。初代清国公使の来日以前にも、日本の漢詩人たちから歓迎され、物珍しがられた在野の中国文士は何人もいた。黄遵憲たちが日本に到着すると、さらなる歓迎を受けた。本国では無名だった彼も、王韜の言によれば、日本で「泰山北斗」⁸として尊敬され、詩作はもちろん、詩論においてもその才能を遺憾なく発揮していた（本論第二章）。三十歳以前の黄遵憲は、進士及第を志して多くの挫折を経験したが、三十歳以後の黄遵憲は、詩人としての人生を开花させたのだ。日本は、外交官黄遵憲の原点となっただけではなく、詩人黄遵憲の

⁶ ただ、科挙での挫折のみが、彼がその選択肢を選んだ唯一の理由ではないかもしれない。黄遵憲は父や家計のために、外交官としての道を選んだ可能性も考えられる。

「然中更散亂、家郷蕩盡、府君乃不得不分印結金以贍家、俸薄仍不足……既久、上春官不得弟、益鬱鬱不樂、思改外官、而力未能也。歲戊寅、遵憲隨使日本、俸稍厚、乃改知府分發廣西。」

黄遵憲「先考思恩公述略」、陳錚編『黄遵憲全集』、276頁。

⁷ 「光緒丁丑三年……十月十九、何使具報出洋日期……二十六日、抵日本長崎港……十二月十三日、先生復往東京租館、租芝山月界僧院……二十一日、移寓東京芝山月界僧院。」

錢仲聯「黄公度先生年譜」、『人境廬詩草箋注』、上海古籍出版社、1981年、1181-1182頁。

⁸ 「日本人士土耳其名、仰之如泰山北斗、執贄求見者戶外屢滿。而君為之提唱風雅、於所呈詩文、率悉心指其疵謬所在。每一篇出、羣奉為金科玉律、此日本開國以來所未有也。」

王韜、『日本雜事詩』序、黄遵憲、『日本雜事詩』、光緒五年天南遯窟活字本、序、1b。

転換点にもなったのである。

しかしこうした名誉はあくまでも外在的存在であり、黄遵憲の詩における日本の本当の意義は、別のところにあると筆者は考える。

伝統が何より価値を持つ、というのが中国古典詩の性格の一つであるがゆえに、古人という存在を意識しない中国詩人は皆無に等しい。過去の詩風を模倣し、古人に従う詩人もいれば（例えば同光派）、自己の性情（生まれつきの個性や感情）を重視し、なるべく古人の影響から逃れようとする詩人もいる（例えば性靈派）。若い頃すでに「我手寫我口、古豈能拘牽」⁹（私の手は私の言いたい言葉を書く。古人は私を制約することなどできようか）と宣言した黄遵憲はどちらかというとも後者の立場に近いが、彼は同時に、性情を重視する観点とは別の解決策を模索し続けた。彼は詩人としての主体性を強調しながら、その主体である「我」の経験こそが、古人と重複しない、「我」の詩を書き出す枢要の存在だと考えたのである。そして日本は、清代及びそれ以前の詩人にとって、完全に前人未到の国ではないものの、極めて不案内な土地であったに違いない。詩人黄遵憲にとっては、古人により描かれていない日本の物事こそ、「我」の詩を作るための絶好の材料であったのだ。士大夫黄遵憲は、日本に赴く機会を手に入れた。そして日本に着任した後、自分が経験した日本を詠い、古人から自立した「我」の詩を作る機会をも掴んだ。『日本雑事詩』は、まさにその自立の成果である。

比較すればわかるように、駐日公使何如璋の『使東雑詠』（七言絶句、六十七首）や副使張斯桂（号は魯生）の『使東詩録』（七言絶句、四十首）も日本を詠う詩ではあるが、『日本雑事詩』のように詳細かつ体系的な詩集ではない¹⁰。『日本雑事詩』の最後の詩の自注によると、黄遵憲は日本を詠んだ古人の詩を意識し、「国勢・天文・地理・政治・文学・風俗・服飾・物産」¹¹という順序で、今までにない詩を作ろうとしていたことがわかる（本論第二章）。

黄遵憲は、四十歳以前に作った詩の大部分が散逸してしまっているが¹²、そうしたなかで唯一刊行されたのは、『日本雑事詩』（光緒五年（1879）、黄遵憲三十二歳）だった。この点からも黄遵憲が『日本雑事詩』を如何に重要視していたかがわかる。それゆえ全四章から成る本論文において、一章は日本滞在中の黄

⁹ 錢仲聯箋注、『人境廬詩草箋注』、42頁。

¹⁰ 『使東雑詠』も『使東詩録』も、清国を出発する様子から詠い、紀行の性格が強い詩集である。何如璋自身も「偶有所感、間紀之詩、以志一時蹤跡」と述べている。何如璋著、呉振清・呉裕賢編校整理『何如璋集・使東述略』、天津、天津人民出版社、2010年、全412頁、81頁。

¹¹ 黄遵憲、『日本雑事詩』光緒廿四年（1898）長沙富文堂本、卷二、48a。

¹² 「黄公度嘗語余云：『四十以前所作詩多隨手散逸。庚辛之交、隨使歐洲、憤時勢之不可為、感身世之不遇、乃始薈萃成編、藉以自娛。』

梁啟超著、舒蕪校點『飲冰室詩話』、北京、人民文學出版社、1959年、全148頁、24頁。

遵憲の詩論について考察し、他の三章はいずれも『日本雑事詩』を主要な研究対象とする。

二、先行研究の問題点及び各章の問題提起

光緒五年、『日本雑事詩』の原稿を訳署（総理各国事務衙門）に上呈し、訳署は「同文館聚珍板」として刊行した。それに続いて、来日中に黄遵憲と交友関係を築いた王韜（字は紫詮）が、光緒五年の冬、「天南遯窟活字版」として、別に『日本雑事詩』を出版した（『日本雑事詩』の版本については、本論第一章）。王韜は『日本雑事詩』を評して、「大抵意主紀事、不在修詞」¹³（基本的に、目指すところは事実の記録にあり、言葉の表現技巧にはない）と述べ、その詩集としての文学性を低く評価した。その後、王錫祺（字は壽萱）が『小方壺齋輿地叢鈔』に『日本雑事詩』を収録したが、「日本雑事」と名付けられた当該の巻は、詩を削り、自注のみを抜き書きしている¹⁴。つまりこの時、『日本雑事詩』の「詩」が取り除かれたのである。

さらに、黄遵憲詩注釈の権威として有名な錢仲聯は、『日本雑事詩』を黄遵憲の詩作の一環として、『人境廬詩草箋注』に収めたものの、これを「着重在紀事而不在詩」¹⁵（目指すところは事実の記録にあり、詩そのものにはない）と定義し、結局注釈も加えず、付録の形で収録した（本論第二章）。

もちろん、『日本雑事詩』を詩集として見なした先行研究もないわけではない。例えば J. D. Schmidt は、黄遵憲が「異国の風土」(Foreign climes) を詠った詩の例として『日本雑事詩』を挙げている¹⁶。しかし、このような捉え方は少数派とすべきであり、『日本雑事詩』が黄遵憲の詩作として十分に研究されているとは言い難い。

なお、彼が明治漢詩のために記した評語も長年輕視されてきた。郭真義・鄭海麟編の『黄遵憲題批日人漢籍』¹⁷は、黄遵憲が滞日中に書いた評語などを集め、その重要性を指摘している。特に郭真義は、黄遵憲の詩論は近代文学ではなく、伝統の詩論とあわせてみるべきだと主張したが¹⁸、実際の考察、特に黄遵憲と清代詩学との比較などが十分になされているとは言えない。

¹³ 王韜「『日本雑事詩』序」、黄遵憲『日本雑事詩』、光緒五年天南遯窟活字本、序、2a。

¹⁴ 詳しくは周作人「『日本雑事詩』」を参照。鍾叔河編訂『周作人散文全集 7（一九三六—一九三七）』、廣西、廣西師範大學出版社、2009年、全808頁、176頁。

¹⁵ 錢仲聯『人境廬詩草箋注』、前言、13頁。

¹⁶ J. D. Schmidt, *Within the Human Realm: The Poetry of Huang Zunxian 1848–1905* (Cambridge: Cambridge University Press, 1994), 102–109.

¹⁷ 郭真義、鄭海麟編『黄遵憲題批日人漢籍』、北京、中華書局、2009年、全290頁、221頁。

¹⁸ 郭真義「黄遵憲詩學思想綜論」、『嘉應學院學報（哲學社會科學）』、第26卷第5期、2008年10月、11-16ページ、11頁。

本論文は先行研究の成果を踏まえつつ、その問題点を指摘して、論を展開する。第一章から第三章までは、『日本雑事詩』を考察の中心に据えるが、そのみを論じるわけではない。黄遵憲の主な著作である『日本国志』・『人境廬詩草』、及び明治初期の日本漢詩を比較対象とし、多様な角度から『日本雑事詩』の性格を解き明かす。そして第四章は、詩人黄遵憲のもう一つの活動である詩論を手がかりにし、詩作とは別の方面から、清代詩学史における詩人黄遵憲の位置づけを考察する。各章の問題提起は、次の通りである。

第一章「『日本雑事詩』の改訂：『日本国志』と比較しつつ」では、『日本雑事詩』改訂の真の原因とは何か、という問題を考察したい。先行研究は、常に黄遵憲「『日本雑事詩』自序」に基づいて、作者自身の言葉を解答として取り扱う。これに対して、本章は「自序」そのものを問題視して、『日本雑事詩』初版、定本、及び『日本国志』の内容を比較する手法でその原因を解明する。なお、「新」と「旧」に対する思想上の変化がその改訂の理由であると考えられてきたが、黄遵憲が「新」、「旧」をどう思っているのかという問題も、本章が関心を持つ点である。

第二章「『人境廬詩草』の中の『日本雑事詩』」では、黄遵憲の詩作活動で、今まで「史」として読まれてきた『日本雑事詩』をどう位置付けするのか、という問題について論述を展開する。論の進め方としては、『日本雑事詩』と『人境廬詩草』を比較対照することである。具体的に言うと、『日本雑事詩』と『人境廬詩草』自序」に書かれた黄遵憲の詩論との関連性を探りながら、詩の表現的な面から、『人境廬詩草』と『日本雑事詩』との両者の関連性を示すことである。

第三章「『日本雑事詩』と明治開化風俗詩」では、日本でも大いに享受・評価された『日本雑事詩』を、中国詩史の流れにおいて捉えるだけではなく、明治の日本漢詩とあわせて考察すれば、異なる面を発見できるかどうかについて考える。本章は、まず先行研究を踏まえながら、比較対象になる明治開化風俗詩を選ぶ。その後、同じ題材に対する『日本雑事詩』と明治開化風俗詩の描写を比較・分析し、その同異を明らかにする。

第四章「清代詩学史の中の黄遵憲：在日期間の詩論を手がかりに」では、「詩界革命」などの後世の詩論との関係を重要視されてきた黄遵憲自身が、清代詩学の先行者から如何なる影響を受けたかという問題に考察の重心を置く。この問題を考察するために、まず黄遵憲が日本の文人のために書いた序跋や、明治漢詩のために記した評語、または黄遵憲が詩をめぐって自らの意見を述べた当時の漢文筆談記録をはじめとする黄遵憲の詩論から手がかりを探る。それを基にして、彼に先行する清代詩論家との関係性を読み解く。

以上のように、『日本雑事詩』をはじめとする詩作及び在日期間の詩論を子細

に考察することで、詩人黄遵憲における日本の意味を解き明かしていく。「結論」では、本論によって明らかになった黄遵憲と日本の関係性をまとめる。本論文は、主に詩人黄遵憲における日本の意義に注目するが、黄遵憲の約四年間の日本滞在期だけに興味を持つのではなく、日本の意義を考察することを通して、一人の詩人としての黄遵憲の成長過程について思索したい。

なお、本論文における訳文について説明を付記しておきたい。本論文では、雑誌『未名』の「黄遵憲『日本雑事詩』訳注稿」や平凡社東洋文庫の『日本雑事詩』の訳文を引用している箇所がある。一部筆者による修正がある場合は、その当該部分に下線で示し、注釈には「一部筆者による修正あり」と記す。特に引用文献を示していない場合は、訳文は筆者自身が訳を施したこととなる。

第一章 『日本雑事詩』の改訂：『日本国志』と比較しつつ

はじめに：『日本雑事詩』の版本について

『日本雑事詩』（全二巻）は、黄遵憲が外交官¹として日本に滞在していた時期に出版された。その定本に至るまでの版本が少なくとも九種あることは、著者自身の説明に見える。

此詩、光緒己卯上之譯署、譯署以同文館聚珍板行之。繼而香港循環報館、日本鳳文書坊又復印行。繼而中華印務局、日本東、西京書肆復爭行翻刻、且有附以伊呂波及甲乙丙等字、衍為註釋、以分句讀者。乙酉之秋、余歸自美國、家大人方榷稅梧州、同僚索取者多、又重刻焉。丁酉八月、余權臬長沙、見有懸標賣詩者、詢之、又一刻本。今此本為第九次刊印矣。此乃定稿、有續刻者、當依此為據、其他皆拉雜摧燒之可也。戊戌四月、公度又識。（この『日本雑事詩』は、光緒五年（1879）訳署（総理衙門の略称）に奉った。訳署は、「同文館聚珍板」（聚珍板＝活字版）で刊行した。その後、香港の循環報館・日本の鳳文書坊もまた刊行した。その後、中華印務局や東京・京都の書店もまた我先に翻刻し、〔日本式の訓点の〕「イロハ」及び「甲乙丙」などの文字をつけて、解釈を加え、句読を切ったものさえある。光緒十一年（1885）の秋、私はアメリカから帰国した。その時、父君はちょうど梧州で税務官をしていた。この詩集を求める同僚が多かったので、再び出版した。光緒二十三年（1897）八月、私が長沙で按察使代理を務めていたとき、看板をかかげて詩集を販売する者を見かけて、その人に尋ねてみると、それはまた別の刊本であった。この度のこの版本は、九回目の刊行になる。これこそが定本であって、今後再刻するものは、この版本によるべきであり、そのほかの版本は、どれもこれも一緒にこわして焼き捨ててしまってもかまわない。光緒二十四年（1898）四月、わたくし黄公度が改めて記す。）²

¹ 「光緒二年丙子。一八七六年。先生二九歳。……十二月清政府以翰林院侍講大埔何子峩如璋出使日本、候選知府慈谿張魯生斯桂為副使。以先生充使日參贊。」

錢仲聯「黄公度先生年譜」、錢仲聯『人境廬詩草箋注』、上海、上海古籍出版社、1981年、全1309頁、1180-1181頁。

² 黄遵憲『日本雑事詩』、光緒廿四年（1898）長沙富文堂本、1a、181頁。

以上の九つの版本を簡単に整理してみると、同文館聚珍本（初版）・循環報館本（第二版本）・鳳文書坊本（第三版本）・中華印務局本（第四版本）・東京本（第五版本）・京都本（第六版本）・梧州本（第七版本）・長沙本（第八版本）・長沙富文堂本（第九版本、定本）となる。本章では各版本に対する呼称はこれに従う。

1898年、『日本雑事詩』の定本が「長沙富文堂」から出版された。自序とは別に、黄遵憲がわざわざ定本の末尾に「改めて記す」（又識）という形で版本を補充説明した。このようにあえて強調する理由の一つは、恐らくこの引用文に書かれた無断出版の問題があろう³。しかし、定本以前の版本に対して、「どれもこれも一緒にこわし焼き捨ててしまってもかまわない」（拉雜摧燒之可也）という、裏切られた女性が悔しさのあまり、思い切って愛の贈り物を焼き払う態度⁴に譬えたのには他に原因がある。

(A) (1) 余所交多舊學家、微言刺譏、咨嗟太息、充溢於吾耳。(2) 雖自守居國不非大夫之義、而新舊同異之見、時露於詩中。(3) 及閱歷日深、聞見日拓、頗悉窮變通久之理、乃信其改從西法、革故取新、卓然能自樹立。(4) 故所作日本國志序論、往往與詩意相乖背。(5) 久而游美洲、見歐人、其政治學術、竟與日本無大異。今年日本已開議院矣、進歩之速、為古今萬國所未有。時與彼國穹官碩學言及東事、輒斂手推服無異辭。(B) 使事多暇、偶翻舊編、頗悔少作、點竄增損、時有改正、共得詩數十首。其不及改者、亦姑仍之。((A)

(1) 私の交際した人々には旧派の学者が多く、その人達の（新時代に対する）皮肉や非難、そして嘆きが、私の耳に満ち溢れていた。(2) 外国にいては、その国の当局者をあれこれ言うことは慎むべきであるという態度をできる限り守るようにしたもの、新しい物事は昔からの物事に合致するかどうかについての私の意見は、やはり時にこの詩の中に現れている。(3) 私の経験がしだいに深くなり、見聞がしだいに広くなって、『周易』未済にいう「窮、変、通、久」という道理がかなり分かるようになってはじめて、西洋の法に従い、故きをあらため新しきをとりいれたればこそ、日本は卓然として独立することができたのだ、と信ずるようになった。(4) そのため私の書いた『日本国志』の中の序と論は、往々にして『日本雑事詩』の趣旨と矛盾するところがある。(5) その後しばらくしてアメリカに赴任し、またヨーロッパ人に会ってみると、その政治と学術は、結局のところ日本と大した相違はなかった。今年、日本ではすでに議会が開設された。進歩のはやさは、古今万国未曾有のことである。時に欧米の高官や碩学と日本のことに話が及ぶと、彼らは異口同音に日本への感服を示す。(B) 公使館の仕事には、時間

³ 鳳文書坊本、東京本、京都本、および長沙本の出版は恐らく黄遵憲が許可したものではない。一方で、王韜（1828-1897）が黄遵憲の許可を得て循環報館本を出版している。王韜は中華印務局の創立者であり、中華印務局本も黄遵憲の承知した上での出版であろう。梧州本は自印本とも称し、黄氏一家の主導によるものである。

⁴ 既に指摘されているように、「拉雜摧燒之」の出典は郭茂倩『樂府詩集』卷十六、鼓吹曲辭、漢鏡歌・「有所思」である。

的余裕がある。たまたま旧稿を見ていて、若い頃に書いた作品についてかなり不満に思い、添削や増補・削除を行い、しばしば改作した結果、あわせて数十首の詩ができた。その他の改めるに及ばなかったものは、一応そのままにしておいた。⁵

以上は、光緒十六年（1890）、黄遵憲が外交官としてロンドンに赴任中⁶、『日本雑事詩』の改訂を終えて書いた定本自序の一部である（以下、「自序」と称す）。このときの改訂の理由を説明する前に、まず『日本雑事詩』の版本九種⁷について、簡略に説明しておきたい。版本【一】から【九】の順序は定本の著者「又識」の記載にそのままより、推測される実際の出版時期の前後とは必ずしも一致しない。

版本【一】（本論文では、初版と称す）二巻、詩 154 首

十行二十三字。序跋なし、巻二末に「光緒龍飛紀元五年壬三月遵憲自識」とある。

刊記：光緒五年孟冬／同文館聚珍板

筆者の確認状況及び説明：『清代詩文集彙編』第 767 冊に影印本を収める。なお、王仲厚「黄公度詩草外遺著佚聞」⁸は、同文館聚珍本は九行二十三字であると指摘しているが、恐らく誤認⁹。

⁵ 黄遵憲『日本雑事詩』、光緒廿四年（1898）長沙富文堂本、自序、1a-1b。

この訳は笈久美子・劉雨珍・林香奈・楊曉文・宮城美雪「黄遵憲『日本雑事詩』訳注稿（一）」（『未名』第十三号、1995年3月）を参照。一部筆者による修正あり。

なお、(A)・(B) 及び (1)・(2) ……は、分段のため、筆者が便宜上付した記号である。

⁶ 「光緒十五年己丑。一八八九年。先生四十二歳。……夏四月、無錫薛叔耘福成奉出使英、法、義、比四國之命……先生遂被命以二品頂戴分省補用道充駐英二等參贊。……光緒十六年庚寅。一八九〇年。先生四十三歳。……三月初四日、薛使偕先生等由巴黎火車北棧登火車、至葛賴海口、易輪舟渡海峽、至英國之多甫海口。仍坐火車、抵倫敦之維多利亞車棧、易馬車至使館。……七月……改訂日本雑事詩為定本二卷。上卷刪二首、增八首；下卷刪七首、增四十七首。共有詩二百首。」

錢仲聯「黄公度先生年譜」、1196-1200 頁。

⁷ 定本の出版後、まだ幾つかの版本が存在するが、本章は主に定本以前の版本を取り扱うため、ここでは触れない。これについては、錢仲聯『人境廬詩草箋注』前言及び実藤恵秀『日本雑事詩』解説を参照。

⁸ 王仲厚「黄公度詩草外遺著佚聞」、鄭子瑜編輯『人境廬叢考』、新加坡、商務印書館新加坡分館、1959年、全 176、156 頁。

⁹ 周作人『『人境廬詩草』』は「又有一種係翻印同文館本、題字及鉛字全是一様、唯每半頁較少一行、又夾行小注排列小異、疑即是中華印務局本。」と「九行二十三字」本の存在を伝えるが、下の版本【四】で説明するように中華印務局本は十二行二十三字で異なる。この「九行二十三字」本は出版者・刊年未詳、東京都立中央図書館実藤（恵秀）文庫に蔵本がある。なお、北京・朝華出版社「清末民初文獻叢刊」所収の『日本雑事詩』影印本（2017年出版）も九行二十三字である。比較してみると、周作人の指摘通り、この版本は同文館本に基づ

版本【二】二卷、詩 154 首

十二行二十三字。觀宸題辭。光緒六年二月朔日遯窟老民王韜序、光緒五年春王正月鄉愚弟洪士偉序、明治十二年夏五月日本三河石川英跋。「自識」なし。

刊記：光緒五年季冬天南遯窟活字版印行

筆者の確認状況及び説明：実物確認済み。王韜「弢園叢書」に収録。石川英は号鴻齋、山中市兵衛・前田円の鳳文館と関係が深い¹⁰。

版本【三】不明

筆者未見。日本・鳳文書坊（鳳文館か）出版。定本の「又識」によると、鳳文書坊本の出版は第五版本「東京本」（1880年5月）以前である。

版本【四】二卷、詩 154 首

十二行二十三字。觀宸題辭。光緒六年二月朔日遯窟老民王韜序、光緒五年春王正月鄉愚弟洪士偉序、明治十二年夏五月日本三河石川英跋。「自識」なし。

刊記：光緒丙戌中華印務総局重刊

筆者の確認状況及び説明：実物の一部画像データを所持。中華印務総局の創設者は王韜である。

版本【五】二卷、詩 154 首

十二行二十三字。觀宸題辭。光緒六年二月朔日遯窟老民王韜序、光緒五年春王正月鄉愚弟洪士偉序、明治十二年夏五月日本三河石川英跋。「自識」なし。飯島有年訓点。奥付には、「訓点者 朽木県平民 飯島有年 神田区小川町 八番地住」、「出版人 同 早乙女要作 同地」と記す。

刊記：光緒五年季冬天南遯窟活字版印行／明治十三年四月三十日版權免許、同五月廿五日出生、出版人早乙女要作。

筆者の確認状況及び説明：実物確認済み。第五版本は第二版本に訓点を付したものらしい。なお、王宝平の研究によると、明治13年の『東京日々新聞』に「東京小川町八番地 書林文芸堂」が掲載した『日本雑事詩』の出版広告が幾つか

く覆刻本と言えよう。

周作人『人境廬詩草』、鍾叔河編訂『周作人散文全集 7』、桂林、廣西師範大學出版社、2009年、全808頁、579頁。

¹⁰ 石川鴻齋は鳳文館における「書目の選定から底本校訂、著者の確保周旋など、専属編集者の如き働きを見せる」と、小倉斉「石川鴻齋とその時代」（石川鴻齋著・小倉斉、高柴慎治訳注『夜窓鬼談』、春風社、2003年、全553頁、248頁）が指摘する。鳳文館において石川鴻齋が実際に出版に携わった書目については、ロバート・キャンベル「東京鳳文館の歲月（上）、（下）」（『江戸文学』第一五号、1996年、142-169ページ。同第十六号、1996年10月、138-168ページ）が参照に便利である。

ある。更に王氏は、早乙女要作は文芸堂の主だと指摘している¹¹。実藤恵秀も神田区小川町八番地という住所から、「早乙女要作本」は定本「又識」の言う「東京本」であると推測している¹²。

版本【六】 不明

筆者未見。定本「又識」によってわかるのは、「京都本」が訓点付きで、その出版時期は「同文館聚珍本」、「王韜本」、「鳳文書坊本」より遅く、第七版本「自印本」、第八版本「長沙本」、第九版本「長沙富文堂本」より早いという二点のみ。

版本【七】 二巻、詩 154 首

十行二十三字。光緒十一年十月公度黄遵憲「重刊日本雜事詩自序」、明治十二年夏五月日本三河石川英跋。卷二末に「光緒龍飛紀元五年王三月遵憲自識」。

刊記：光緒五年孟冬／同文館聚珍板／光緒十一年重刊于鴛江樵舍／梧州大南門外高博厚堂刊刷

筆者の確認状況及び説明：中国国家数字図書館の全文画像データを確認済み。黄遵憲の父黄鴻藻が広西省梧州に赴任中、「同文館聚珍本」に基づいて同地の高博厚堂にて出版した。黄遵憲の序文以外に、第二版本に見える石川英の跋も付いているが、王韜や洪士偉の序文はない。

版本【八】 二巻、詩 154 首

筆者未見。王仲厚「黄公度詩草外遺著佚聞」によると、この版本は十一行二十一字。定本「又識」によると、光緒二十三年八月、黄遵憲が長沙に赴任した際に、『日本雜事詩』を販売する広告を見かけ、尋ねてみると自分の知らない刻本であったという。

版本【九】 (定本) 二巻、詩 200 首

十一行二十一字。徐仁鑄題辭。光緒十六年七月黄遵憲自序。卷二末に「光緒龍飛紀元五年王三月遵憲自識」、「戊戌四月公度又識」。

刊記：光緒廿四年長沙富文堂重刊

筆者の確認状況及び説明：香港中文大学図書館蔵本を確認済み、一部画像データを所持。中国国家図書館蔵本の一部画像データを所持。「又識」は、定本刊行

¹¹ 王宝平「明治前期の出版広告にみられる中日交流」、『日本漢文学研究』第七巻、2012年、121-138 ページ。

¹² 実藤恵秀・豊田穰『日本雜事詩』、東洋文庫 111、東京、平凡社、1968年の解説、全 322 頁、311 頁。

までに黄遵憲自身が把握していた『日本雑事詩』諸版本の説明。

九つの版本の中、初版から版本【八】の長沙本までの『日本雑事詩』は、多少の異同はあるものの、基本的な構成、つまり注（詩を解説する形）付きの七言絶句 154 首であるということは変わらなかったため、本章では「初版系統」と呼ぶ。一方、定本の長沙富文堂本は「添削をしたり補充を加えたりした」ことにより注付きの七言絶句 200 首に改訂された。添削や補充作業を経て、定本は単に 154 首の詩に 46 首を加えたわけではない¹³。更に言うと、『日本雑事詩』の半数以上の詩はこの改訂により変更された¹⁴。これほどの改訂を加えたのであれば、読者に向けて、今までの「初版系統」を廃棄し、これからは定本に拠って欲しいと呼びかけた著者黄遵憲の考えは頷ける。

改訂の理由について、上述の無断出版の問題以外、中国の文人によく見られる、自分が若い頃に書いた作品への不満感にも留意すべきである。若い頃の作品、つまり初版系統の『日本雑事詩』を未熟だと思い、故に改訂を行い、定本以前の版本に対して「どれもこれも一緒にこわし焼き捨ててしまってもかまわない」のも無理はない。言い換えれば、このような考え方は『日本雑事詩』の改訂と直接繋がるものであり、改訂の第二の理由になる。

更に第三の理由として、黄遵憲が日本滞在中に交流した旧派の日本人学者¹⁵に影響され、初版系統の『日本雑事詩』に「新しい物事は昔からの物事に合致するかどうかについて」疑問を呈していたことも挙げられる。欧米に行った後「西洋の法に従い、故きをあらため新しきをとりいれたればこそ、日本は卓然として独立することができたのだ、と信ずるようになり、『日本雑事詩』に添削や補充の手を加え、という改訂の流れが見える。実際、このような流れは、『日本

¹³ 前注の引用文で示したように、『日本雑事詩』は巻一で二首削り八首増やし、巻二で七首削り四十七首増やした。ただ実藤恵秀、王颺などの先行研究で指摘されているように、「削」・「増」以外、詩や注の内容の変更、または一首の詩を二首に分け、二首の詩を一首に合する場合も多くある。実藤恵秀・豊田穰『日本雑事詩・解説』、東洋文庫 111、頁 312-319。王颺「從『日本雑事詩』到『日本國志』——黄遵憲思想發展的一段軌跡」、『東岳論叢』、第 26 卷第 2 期、2005 年、75-80 ページ。詩ごとの改訂の詳細については、本論文の付録を参照。

¹⁴ 前掲の王颺の論文を参照。

¹⁵ 例えば、大河内輝声（号が桂閣、源は大河内氏の本姓）が、このような発言がある。「京畿之商賈、天下之人士、其求名趨利輩、宜交西洋人。高臥幽棲、詩酒自娛之人、宜交清國人也。」（大河内輝声『芝山一笑』後序、石川鴻齋編著『芝山一笑』、東京、文昇堂、明治十一年（1878）、序、6a。）なお、石川英（号は鴻齋）『日本雑事詩』跋では、「近世學者、心艷西法、言歐羅巴、米利堅、則盛跨其學、曰文明大國。語及漢土、反以為人材遠不古若、而夢夢者竟議秦無人。嗟夫。彼九州之大、幾十倍我、即生長其土、尚不及知其人而悉數之、況遠隔海外、揣摩影響之譚乎。」と述べている。黄遵憲『日本雑事詩』、光緒五年（1879）天南遯窟活字本、跋、1b-2a。大河内輝声、石川英と黄遵憲との交流については、本論第二章を参照。

雑事詩』改訂の原因であると早くから指摘され¹⁶、先行研究の多くも改訂から黄遵憲のこういった「旧」及び「新」に対する態度の思想変化に焦点を当てている¹⁷。しかし、このような先行研究のやり方は、1890年に書かれた「自序」に基づく説明や補完を超えていない。この状況を超えるために、まずは「自序」そのものを再検討する必要がある。さらに言えば、黄遵憲が初版系統の『日本雑事詩』を未熟だと思っていることは確かであるが、その未熟さとは若い頃の思想を指すのか、あるいは詩を指すのか。特に後者の可能性は、まだ十分な検討もされていないのが現状である。

一、『日本雑事詩』自序』の問題点

確かに、上に引いた「自序」を素直に受け止めれば、日本の旧派の学者の価値判断という媒介により「西洋」の「新」しい物事を捉えていた段階から、アメリカに渡航して直接西洋に接触した後の考えに至るまでの黄遵憲の変化、つまり(A)の部分が改訂の原因であると読み取れるであろう。そして(B)は(A)の直後に繋がるため、(B)に書かれた「若い頃に書いた作品についてかなり不満に思」う理由、つまり『日本雑事詩』改訂の原因は、当然(A)で述べた思想的变化であると思われる。ただし、思想的变化が唯一の原因なのか。あるいは『日本雑事詩』の改訂から、それしか読み取れないのか。このような問題は十分に意識されてきたとは言い難い。それだけでなく、そもそも黄遵憲と頻繁な交流のあった日本の「旧派の学者」たちの中には、増田貢(1825~1899、字は允孝、号は岳陽。駿河出身。)のように、旧来の漢学と西洋学を対等視する公正な視点で西洋を評価できた者もいる以上¹⁸、(A)の記述の「信憑性」が問われる

¹⁶ 「至其改訂的意思、在十六年(光緒十六年)的自序中很明了地說道。」周作人『『日本雑事詩』、鍾叔河編訂『周作人散文全集7(一九三六—一九三七)』、172-173頁。

¹⁷ 例えば、王颺は以下のように述べている。

從黃遵憲『自序』已經可以看出，他修改『日本雑事詩』，顯然不是出於追求詩藝之精粹，也不僅僅是事實之訂正，而導因於他對日本明治維新從猶存「新舊同異之見」到「信其改從西法，革故取新」的思想變化。『日本雑事詩』修改幅度之大、修改態度之堅決，正可折射出他思想轉變的程度和「信其改從西法」的堅定。

前掲の王颺の論文を参照。

¹⁸ 子峨(何如璋)：漢學本也、西學末也……

……

増田：漢人以西學為末、西人亦以漢學為末……自我平視、則學之無偏、猶環之無端。取長東西、以期成均。豈有本末耶。

1878年11月12日：増田貢、石川鴻齋與何如璋筆談。(劉雨珍編校『清代首屆駐日公使館員筆談資料彙編』、天津、天津人民出版社、2010年、全715頁、647頁。)

であろう¹⁹。この点からも「自序」の文字面だけを鵜呑みにしてはいけないことが明白である。「自序」そのものは、まだ問題として取り上げるだけの意義を持つと言わねばならない。

黄遵憲は、清朝政府が明治日本を視察させるために送った最初の外交団の一員である²⁰。このような背景を以って書かれた『日本雑事詩』が視察報告書の一面を持つのも不思議ではない。『日本雑事詩』が完成した後、黄遵憲はまず外交を管轄する官庁に属する訳署にそれを呈上した²¹。もちろん、『日本雑事詩』は、故郷にいる知人友人に日本の様子を報告するという一面も持っていたが²²、公の視察報告書的性格を有する以上、黄遵憲は執筆にあたって慎重な態度を取っていたに違いない。彼は、日本について正しく伝えるために、多くの文献を収集し、日本の知識人にも意見を求め、何度も原稿を修正した²³。

このような執筆態度を前提とすると、「自序」(B)の「その他の改めるに及ばなかったものは、一応そのままにしておいた」という言い方にはやはり違和感を覚える。言い換えれば、改訂理由を「旧」から「新」への黄遵憲の「転向」に帰するという視点だけに立てば、この一文には矛盾があるように見える。仮に黄遵憲が初版当時の自分の考えが誤っていたと想像していたならば、「改めるに及ばなかったものは、一応そのままにしておいた」はずがなく、気づいたところはすべて改めたであろう。初版に対して、慎重な態度で改訂すると決めた以上、上述のように不徹底な扱いをするはずはない。

それにここでは『日本雑事詩』の定本「自序」の執筆時期と出版時期の時間差に注目したい。

「自序」の執筆は光緒十六年(1890)だと明記されている。そして定本の出版は光緒二十四年(1898)である²⁴。それほど時間があれば、「改めるに及ば

¹⁹ そもそも黄遵憲は、完全に日本の旧派の学者の価値判断という媒介だけにより「西洋」の「新」しい物事を捉えたわけではないはずである。そして日本に赴く前に、黄遵憲はすでに外国の物事に興味を示した。

「先生本年(筆者案：同治九年(1870)、黄遵憲二十三歳)因研究天津教案事、取『萬國公報』及製造局所出之書盡讀之、先生之究心時務自此始。」

錢仲聯「黄公度先生年譜」、錢仲聯『人境廬詩草箋注』、1174頁。

²⁰ 外交団の構成員は注釈1を参照。

²¹ 注釈2を参照。

²² 『日本雑事詩』一冊、謹塵清覽。僕東渡以來、故郷親友郵簡雲集、輒就僕詢風俗、問山水、故作此詩以簡應對之煩。」

光緒六年(1880)三月八日黄遵憲致增田貢函(陳錚編『黄遵憲全集』、312頁。)

²³ 「余雖不文、然考於書、徵於士大夫、誤則又改、故非嚮壁揣摩之譚也。」

初出は黄遵憲『日本雑事詩』、光緒五年(1879)同文館聚珍本、卷二、35a、640頁。本論文が用いる「同文館聚珍本」の版本は『清代詩文集彙編』の影印本である(『清代詩文集彙編』第七六七冊、上海、上海古籍出版社、2010年、全838頁。)

²⁴ なぜ改訂が完成した八年後に出版されたか。それを解明するための資料は乏しい。だが、

なかった」内容があったとしても、後でさらに改める余裕が十分あるはずだ。光緒二十四年に出版した時点で、同十六年に書いた「自序」をそのまま使っていることから、改訂は同十六年までに行われ、その時点での『日本雑事詩』はすでに最終決定版であったと言えよう。そうすると、(B)の「改めるに及ばなかった」というのは、この詩集にはまだまだ直す余地があるという謙遜の意を示したものである可能性も捨てきれない。あるいは逆に自分の詩作品はこれ以上改める必要がないと自負しているのかもしれない。

なお、この「自序」の執筆時期も注目し値する。

前掲の定本「自序」の一部の内容は、『日本国志』に言及している。「そのため私の書いた『日本国志』の中の序と論は、往々にして『日本雑事詩』の趣旨と矛盾するところがある」ということである。そして同じく光緒十六年に、『日本国志』は羊城（広州）の「富文齋」から出版された²⁵。つまり、『日本雑事詩』の改訂は『日本国志』の完成と連動していると言えよう。黄遵憲自身の言葉によると、少なくとも最初の段階において、彼は『日本雑事詩』と『日本国志』の著述を並行して進めていた²⁶。光緒十六年と言え、黄遵憲が自分の詩作の原稿を収集・整理しはじめた年である²⁷。つまり、『日本雑事詩』の改訂は『日本国志』に連動するが、『人境廬詩草』編纂の延長線上にあると考えることも必要であると考えられる。以下、『日本雑事詩』と『日本国志』を対照しつつ「自序」を検討し、黄遵憲の考えを解明していきたい。なお『日本雑事詩』を黄遵憲の詩作活動の一環として、その改訂過程を考察する必要もあり、本論第二章で詳述する²⁸。

この時期の黄遵憲の経歴と関連する可能性は考えられる。つまり光緒十六年から十七年の八月まではイギリスにいて、同年十月から光緒二十年十一月までシンガポールにいた黄遵憲が『日本雑事詩』を改訂した後すぐ中国国内で出版するのは無理がある。その後中国に戻った黄遵憲は、江寧・北京・湖南など転々としていた。それで出版の計画が引き延ばされたのかもしれない。

²⁵ 『日本国志』の出版については、王宝平「黄遵憲『日本国志』清季流伝考」、『文献季刊』第4期、2010年、176-181ページ。）及び劉雨珍「前言」（黄遵憲『日本国志』、晚清東遊日記彙編、上海、上海古籍出版社、2001年、全434頁、20-23頁。）を参照。

²⁶ 「余於丁丑之冬、奉使隨槎。既居東二年、稍與其士大夫遊、讀其書、習其事、擬草『日本國志』一書、網羅舊聞、參攷新政、輒取其雜事、衍為小註、弗之以詩、即今所行『雜事詩』是也。」

黄遵憲『日本雑事詩』自序、光緒廿四年（1898）長沙富文堂本、1a、3頁。

しかし、『日本雑事詩』の完成（初版は1879年）は『日本国志』（脱稿は1887年）八年ほど早いである。

²⁷ 「黄公度嘗語余云：『四十以前所作詩多隨手散逸。庚辛之交、隨使歐洲、憤時勢之不可為、感身世之不遇、乃始薈萃成編、藉以自娛。』

梁啟超著、舒蕪校點、『飲冰室詩話』、北京、人民文學出版社、1959年、148ページ、24頁。

²⁸ 一例を挙げてみると、『日本雑事詩』初版では「私は元から絶句を作れない」（余素不能為絶句）と言いつつも、あえて百五十四首の絶句連作として『日本雑事詩』初版をまと

二、黄遵憲の「新」／西学に対する態度

(一)「自序」の構造

まず、「自序」の構造を分析してみよう。

(A) - (1) は、『日本雑事詩』初版を書いた当時の黄遵憲自身の立場を説明している。日本人の旧派の学者の影響を受け、新しい時代に対して懐疑的であった。そのため、(A) - (2) では、できるだけ日本についてあれこれ言わないようにしていたが、当時の『日本雑事詩』にはどうしても懐疑的な意見が表れている。ここまでの黄遵憲は、いわば「旧」の立場から、「新」に対する不信感を持っていたようである。しかし、(A) - (3) から、経験が次第に蓄積されていったことにより、「新」を信じるようになった。そして (A) - (4) では、この「転向」後に書いた『日本国志』の序や論には、それ以前に書いた『日本雑事詩』の初版とは往々にして態度のくいちがいがあることを自ら記す。そして (A) - (5) は補充として、自分の欧米滞在の経験を挙げ、やはり「新」しくなった日本は素晴らしいと指摘する。その後の (B) では『日本雑事詩』の改訂に話題を移し、改訂の原因は (A) - (3) に見える「転向」であるように見せかけている。

要約すると、『日本雑事詩』初版を著した時の黄遵憲は「旧」の立場を持ち、『日本国志』や『日本雑事詩』定本の時に、「新」を信じる態度に傾いたという流れが見て取れる。しかし、こういった「旧」から「新」への思想的変化だけを以って『日本雑事詩』の改訂を説明する見方は果たして妥当であろうか。

(二)「新」／西洋に対する態度

確かに、『日本雑事詩』の初版と定本の差異に留意しつつ読めば、黄遵憲が日本の「旧」を否定し、「新」を肯定する「転向」を示すかと思われる例が出てくる。

初版第四十一首。

禊詞拜手誦中臣、國罪湔除仗大神。訟許探湯刑翦爪、無懷長憶葛天民。(中臣氏は拜手の礼をして祝詞を唱えた。大神に頼り、国つ罪を洗い清めるので

めたことは、一種の創作上の実験として評価できる。そして初版から十年を経た定本に至って、「余素不能為絶句」の語が削除された。それは黄遵憲が実験を終えたことを暗示するのではなからうか。

あった。訴訟は探湯くがたちで決めることができ、刑罰は爪剥ぎであったことは、よく純朴な暮らしを営む古代の人々を想起させる。) ²⁹

定本第四十三首。

拜手中臣罪祓除、探湯翦爪仗神巫。竟將老子篋中物、看作司空城旦書。(かつて国つ罪、天つ罪の場合は中臣氏が神前に拜手の礼をして払いきよめた。また探湯、爪剥ぎなどの刑罰も神官によって行われた。なんと日本では、道家的な風習や迷信を刑法の書同然に扱って、古代より刑を行わずして処罰してきたのである。) ³⁰

初版における日本の法律を主題にするこの詩は、定本時に改められた。似たような描写はあるものの、昔の日本の人々の神に祈って審判を待つ態度が異なるように見える。前者は純朴な暮らしを営む中国古代に譬えており、このようなやり方を肯定する姿勢が明らかである。その一方後者は、宗教的な風習や迷信を刑法の書と同然に扱う古代日本を不可解に思っている。

『史記』に歴史を評価する「太史公曰」から始まる論贊が存在するように、『日本国志』の中にも時折「外史氏曰」が現れ、「自序」で言及している『日本国志』の「論」に当たる部分となっている。『日本国志』「刑法志」の「外史氏曰」では、黄遵憲の法律に対するある種の「転向」が見られる。

外史氏曰……余嘗考中國之律、魏晉密於漢、唐又密於魏晉、明又密於唐、至於我大清律例又密於明……妄意今之泰西諸國亦當如是。既而居日本、見其學習西法如此之詳、既而居美國、見其用法施政乃至特設議律一官、朝令夕改以時頒布、其詳更加十百倍焉、乃始嘆嚮日所見之淺也……余觀歐美大小諸國、無論君主、君民共主、一言以蔽之曰、以法治國而已矣。自非舉世崇尚、數百年來觀摩、研究、討論、修改、精密至於此、能以之治國乎。嗟夫、此固古先哲王之所不及料、抑亦後世法家之所不能知者矣。作刑法志。(外史氏が言う。……私はかつて中国の法律を考察したことがある。魏晉の法律は漢代より厳密、唐代の法律は更に魏晉より厳密、明代の法律は更に唐代より厳密、わが清国になると、その法律はまた明代より厳密である。……今の西洋諸国の法

²⁹ 黄遵憲『日本雜事詩』同文館聚珍本、卷二、35a、640頁。(影印本は『清代詩文集彙編』第七六七冊に収録、上海古籍出版社、2010年。)

³⁰ 黄遵憲『日本雜事詩』、光緒廿四年(1898)長沙富文堂本、卷一、19b、44頁。

訳は笈久美子・劉雨珍・林香奈「黄遵憲『日本雜事詩』訳注稿(四)」(『未名』第一六号、1998年3月、188頁。)

一部筆者による修正あり。

律もわが国と大差ないと勝手に思いこんでいたのだが、その後日本に滞在し、この国が西洋の法律について非常に詳しく学んでいることを見た。その後に米国に滞在し、この国の法律を以って施政すること、ないし時勢に合わせて法律を公布するために、格別に法律を審議する官職を設立したことを見た。その法律の詳しきは更に日本の何十倍、何百倍となる。そこで初めて自分の識見の浅さを嘆いた。……私は欧米の各々の大国や小国を観察した結果、絶対君主制であれ、立憲君主制であれ、一言でいうと、法を以って国を治めるということにすぎない。人々が法律を重んじ、数百年に渡って学びあい、研究し、討論し、修正し、法律をここまで精密に作り込まなければ、それを以って国を治めることができない。ああ、これは古の賢明なる君主たちが考えつかないことであり、または後世の法家の人々が思いつかないことである。故に「刑法志」を作る。) ³¹

ここでの「旧」は中国、「新」は日本と欧米であるが、海外経験を積んで「旧」から「新」への「転向」が発生したという流れは「自序」とさほど変わらない。つまり、ここでは、黄遵憲は西洋の法律を肯定している。そうすると、定本第四十三首に見える日本における審判の「旧」習に対する考えは否定的な意味になり、『日本雑事詩』の改訂も結局のところ黄遵憲の「旧」から「新」への思想変化を反映することになる。

しかしながら、定本第四十三首の注も併せて見ると、詩の解釈が変わってくる。

刑於無刑、眞太古風哉。至推古乃作憲法、後來用大明律、近又用法蘭西律、然圜圉充塞、赭衣載道矣。(人を罰するのに(刑法にもとづく)刑罰を用いないのは、まことに太古の風をうかがわせる。推古天皇になってやっと憲法がつくられた。のちに大明律を用い、さらに近ごろはフランス法を用いるようになった。しかしそれでも監獄があくことはなく、れんが色の服を着た罪人が道に満ちあふれている。) ³²

この注は改訂されていない。つまり黄遵憲は初版から定本までこのような古のやり方を称え、新時代に疑問を呈すという見解を保っている。更に次の詩、定

³¹ 黄遵憲『日本国志』、光緒廿三年(1897)羊城富文齋改刻本、卷二十七刑法志、1-2a、279頁。

本論文が用いる『日本国志』の羊城富文齋改刻本は『晚清東遊日記彙編』(上海古籍出版社、2001年)の影印本である。訳はすべて筆者。以下同様。

³² 黄遵憲『日本雑事詩』、光緒廿四年(1898)長沙富文堂本、卷一、19b-20a、44-45頁。訳は寛久美子・劉雨珍・林香奈「黄遵憲『日本雑事詩』訳注稿(四)」、188頁。

本第四十四首（内容は初版第四十二首のまま、異同なし）を見てみよう。

棠陰比事費參稽、新律初頒法未齊。多少判官共吟味、按情難準佛蘭西。（裁判の判例を作るのにも、いろいろ調べて、考えねばならず、新律が初めて公布されたものの、法そのものは、まだ整ってはいない。多くの裁判官が一緒に吟味するのだが、議論を戦わせても、国情に照らすと、フランス法をそのまま受け入れるのは難しい。）³³

『日本国志』は法律の詳しさに焦点を当てるのに対して、ここではその法律が整備されているか否か、西洋の法が日本に適用できるのか否かということに関心を持っている。だが上述のように、『日本国志』の場合は「新」が「旧」を上回ること強調する意図があるのに対して、ここではむしろ西洋から伝わってきた「新」しい法律が日本社会の実態と齟齬をきたしていることを表している。『日本国志』、及び『日本雑事詩』定本第四十三、四十四首を併せて読むと、黄遵憲は「新」を全般的に受け入れようとしているわけではなく、「新」は必ず「旧」に勝るわけでもないという態度が窺える。つまり、『日本雑事詩』の改訂は黄遵憲の「旧」から「新」への思想変化によるとする考え方には再検討の余地がある。

なお、全体的にその改訂を捉えてみても、同じ結論にたどり着くだろう。以下、定本では追加された作品及び改作された作品を列挙した。初版と定本との詳しい比較は本論文の付録一、二を参照。

・追加された作品

作品	主題
※定本 7	廃藩置県、政党結成、議院創設
※定本 37	印紙 1
※定本 45	監獄、死刑
※定本 61	文字 1
※定本 62	文字 2
定本 79	漢籍の保存・流通
※定本 84	キリスト教
定本 86	祭り 1
定本 87	祭り 2

³³ 黄遵憲『日本雑事詩』、光緒廿四年（1898）長沙富文堂本、卷一、20a、45頁。訳は笥久美子・劉雨珍・林香奈「黄遵憲『日本雑事詩』訳注稿（四）」、189頁。一部筆者による修正あり。

定本 88	祭り 3
定本 89	皇族
定本 90	結婚 1
定本 91	結婚 2
定本 93	結婚 4
定本 96	妻屋、入婿
定本 97	棺、葬式 1
定本 100	戒名
定本 102	法事
定本 104	男女、夫婦
定本 111	女義太夫
※定本 118	射撃場
定本 120	菊を愛でること
定本 121	犬追物
定本 123	桜 2
定本 124	桜 3、梅若
定本 125	花の品評会
定本 126	落語、落語家
定本 128	雑技、奇術
定本 134	正月 2
定本 135	節句、えびす講
定本 136	位階
※定本 138	男性の髪型 1
※定本 139	男性の髪型 22
※定本 140	ひげ
定本 146	屋根
定本 147	食べ物 1
定本 149	食べ物 3
定本 150	鯉
定本 152	鏡餅
定本 153	音楽 1
定本 157	和歌 1、歌垣
定本 159	三味線
定本 166	医術 3
※定本 167	医術 4

定本 168	医術 5
定本 170	小笠原流礼法
定本 174	絵画 2
※定本 178	博覧会
※定本 186	授粉
定本 193	七宝焼き

・改作された作品

作品	主題
※定本 14	新暦の紹介
※定本 17	遷都 1
定本 19	民風
※定本 31	官制
※定本 33	三大節
※定本 34	礼服
※定本 38	印紙 2
※定本 39	徴税
※定本 40	貨幣 1
※定本 43	法律
※定本 46	警察
※定本 47	消防
※定本 50	病院
※定本 52	統計表
※定本 53	新聞紙
※定本 56	教科書、漢学の失墜
※定本 59	女子師範学校 2
※定本 60	幼稚園
定本 63	文字 3
定本 64	文字 4
定本 65	文字 5
※定本 66	呉音、漢音、支那音
定本 67	漢籍 1
※定本 73	漢学 2
定本 75	漢文作家
定本 76	漢詩人 1

※定本 77	漢詩人 2
定本 78	仏教経典
※定本 81	仏教 2
定本 82	仏教 3
定本 85	神道
定本 92	結婚 3
定本 94	結婚 5、養子
定本 98	葬式 2
定本 99	葬式 3
定本 103	女性
定本 105	女中、権妻
定本 106	娼妓 1
※定本 107	娼妓 2
※定本 108	娼妓 3
定本 109	料理屋の少女
定本 110	楊弓場
定本 114	庭
※定本 117	混浴
※定本 119	佩刀
※定本 130	西洋との貿易
※定本 133	正月 1
定本 141	袴／ズボン
※定本 148	食べ物 2
定本 151	肉販売、市場
定本 154	音楽 2
定本 158	琵琶
定本 160	芝居
定本 161	楽器
定本 165	医術 2
定本 173	絵画 1
定本 179	職人
※定本 181	人力車
定本 182	隼人

※は明治維新や文明開化などに関わる作品を示すために筆者が付けた符号であ

り、追加された 50 首のうち 13 首、改作された 59 首のうち 29 首ある。比較すると、「日本雑事詩」の改訂には「新」に関わる作品が多くない。そして、たとえ関連する作品であって、黄遵憲の「旧」から「新」への思想的変化を反映しているとは言い難い。廃藩置県・政党結成・議院創設を詠う定本第七首はその好例である。

呼天不見羣龍首、動地齊聞萬馬嘶。甫變世官封建制、競標名字黨人碑。(天に叫んでも、群龍のかしらはもはやどこにも見えなくなった。大地を震撼させる、万馬の嘶きが一斉に聞こえてくる。世襲制と封建制度を改めたばかりというのに、政府が躍起になって政党を取り締まる。)³⁴

上に引いた「自序」の(A) - (5)では、黄遵憲は西洋のやり方に日本が従った成功例として、議院創設を挙げている。故に先行研究で、常にこの新たに追加された詩を、『日本雑事詩』の改訂において黄遵憲が「旧」から「新」へ思想的変化を遂げたことに起因するとして取り扱うのも不思議ではない。だが、議院創設、政党結成後の状態を群龍無首、そして地上にいる馬の鳴き声に譬える詩の表現には、どうしても引っかかる所がある。つまり、「新」時代を否定し、「旧」時代を肯定するように見える。この詩の注では、政党結成について、「各樹黨羽」(それぞれ党閥を作る)と表す部分もある。更に『日本国志』の「外史氏曰」を見てみよう。

外史氏曰、天之生人也、飛不如禽、走不如獸、而世界以人為貴、則以人能合人之力以為力、而禽獸不能故也。舉世間力之最巨者、莫如聯合力……此亦一黨、彼亦一黨、則又各樹其聯合之力、相激而相爭。若英之守舊黨、改進黨、美之合眾黨、民主黨、力之最大、爭之最甚者也。分全國之人而為二黨、平時黨中議論付之新聞、必互相排舐、互相偏袒……譬之漢、唐、宋、明之黨禍、不啻十百千倍、斯亦流弊之不可不知者也。(外史氏が言う。自然界に生きる人間は、鳥のように飛べないし、獣のようにも走れないが、世界で最も尊いのは人間である。その理由は、人間は人々の力を併せることはできるが、鳥や獣はそれができないからである。この世界で最も強い力というのは、連合の力以外にない。……あちらこちらに党があり、それぞれ彼らは連合した力を作り、互いに対立し競争しあう。例えば、イギリスのトーリー党と自由党、

³⁴ 黄遵憲『日本雑事詩』、光緒廿四年(1898)長沙富文堂本、卷一、4b、13頁。

訳は笈久美子・劉雨珍・林香奈「黄遵憲『日本雑事詩』訳注稿(二)」(『未名』第一四号、1996年3月、150頁。)

一部筆者による修正あり。

アメリカの共和党と民主党は最も力を持つが、その争いも最も激しい。彼らは全国の人々を二党派に分け、普段から党内の議論を新聞に載せているが、その議論は必ず非難しあうか、自分たちだけの肩を持つか、どちらかである。……これは漢・唐・宋・明の党禍（党の争いより起こる災い）より何十倍、何百倍、何千倍も酷い。このような流弊もまた知らねばならないのだ。³⁵⁾

詩における馬という表現や注の「黨羽」という言葉で示された政党結成などへの批判は軽いものに見えるが、『日本国志』での意見は、結党のよしあしについて指摘しながら、最終的にはその流弊に留意しなければならないことに論述の主眼を置いている。勿論、『日本雑事詩』及び『日本国志』は維新期の日本を通じて西洋を紹介する性格を持つが、政党結成の例だけでなく、西洋に対して、黄遵憲は常に懐疑的視点を以て見ている。

三、黄遵憲の「旧」／漢学に対する態度

黄遵憲の「新」についての姿勢は上で論じた通りである。次に検討するのは、黄遵憲の「旧」に対する考え方である。ここでは、改作された定本第五十六、七十三首を見てみよう。

定本第五十六首。

五經高閣竟如刪、太學諸生守免園。猶有窮儒衣逢掖、著書掃葉老名山。（驚くべきことに、五經の存在は棚上げされ、そしてそのまま消えてしまったかのように、大学の学生達は初学者向けのテキストのみを学んでいる。いまだに儒者の服を着て、著作したり校勘したりしながら、書庫で老いを待つ貧しい儒者がいる。）³⁶⁾

定本第七十三首。

叩閭哀告九天神、幾箇孤忠草莽臣。斷盡臣頭臣筆在、尊王終賴讀書人。（朝廷に尊王攘夷を懇請したのは、何人かの在野の志士であった。その首は斬られても、その精神を伝える志士の著作が伝わり、尊王は最終的には読書人に頼ったのである。）³⁷⁾

³⁵⁾ 黄遵憲『日本国志』、光緒廿三年（1897）羊城富文齋改刻本、卷三十七礼俗志、21b-22b、394頁。

³⁶⁾ 黄遵憲『日本雑事詩』、光緒廿四年（1898）長沙富文堂本、卷一、25b-26a、56-57頁。

³⁷⁾ 黄遵憲『日本雑事詩』、光緒廿四年（1898）長沙富文堂本、卷一、35a、75頁。

定本第五十五首は西洋に学んだ日本の学校を称える詩である。一方、その直後の第五十六首はただ老いた儒者だけが守っている漢学そのものに対して慨嘆の意を唱える詩である。なお、定本第七十二首の注を併せてみると、黄遵憲は西洋学の流行りでおちぶれた漢学者に対してもその慨嘆の意を表す。

年來西學大行、各藩文廟或改為官署、廢棄者半。一二漢學之士、潦倒不得志於時、猶硜硜抱遺編、守祭器、可哀也已。（近年、西洋の学問が大に行われるようになり、各藩の孔子廟は役所に転用されたものもあるが、撤廃されたものは半数ほどにもなった。一、二の漢学者は、落ちぶれてその時代に志を得ぬまま、なお生真面目に経書を抱き、祭器を守っているが、気の毒なことである。）³⁸

そして定本第七十三首は、尊王攘夷の成功は「讀書人」の努力に帰すべきものであると指摘する。「讀書人」は、旧来の漢学者を指す。

後有布衣高山彦九郎、蒲生秀實者、始著論欲尊王攘夷、議起譁然、以尊王為名、一倡百和。幕府嚴捕之、身伏蕭斧者、不可勝數、然卒賴以成功、實漢學之力也。何負於國、欲廢之耶。（後に在野の志士である高山彦九郎、蒲生秀實が出てきて、始めて著書を通じて尊王攘夷をすすめようとした。それから議論が沸き起こり、尊王を唱えてやかましく騒ぎ、一たび呼びかければあちこちで呼応するという有様となった。幕府は厳しくこれを取り締まり、死刑に処せられた者は、数え切れないほどであった。しかし結局明治維新が成し遂げられたのは、まさに漢学の力によるものである。漢学は国に害などあったのか。どうしてそれを廃止しようとするのか。）³⁹

定本第七十三首の注に以上のような内容が書かれている。尊王攘夷は日本が新しい時代を迎えるための思想的背景の一つといっても過言ではない。黄遵憲はその尊王攘夷の成功を漢学の手柄にし、そして定本第五十六首のように、権威が失墜し、衰亡の危機に直面する漢学に対して更なる慨嘆の意を唱える。旧来の漢学は新時代を拓く力であったと指摘する黄遵憲は、この詩だけでこのよう

³⁸ 黄遵憲『日本雜事詩』、光緒廿四年（1898）長沙富文堂本、卷一、35a、75頁。
訳は笈久美子・劉雨珍・林香奈「黄遵憲『日本雜事詩』訳注稿（八）」、131頁。
一部筆者による修正あり。

³⁹ 黄遵憲『日本雜事詩』、光緒廿四年（1898）長沙富文堂本、卷一、35b、76頁。
訳は笈久美子・劉雨珍・林香奈「黄遵憲『日本雜事詩』訳注稿（八）」、134頁。
一部筆者による修正あり。

な主張をしているわけではない。『日本雑事詩』における多くの詩の注は長くても数百字程度である。その中において千字を超え、最も長い定本第五十四首及び六十九首の注は注目に値する。

まずは第六十九首の注は、日本の漢学者の系譜と言ってもいいくらい詳細に記されている。それぞれの名前・字・号を掲載し、師承関係を示した後、中国の経書を説く著作をも列挙する。その理由は「詳細に記して好学の徒に供する」（備誌之以勸好學）⁴⁰であり、『日本雑事詩』の中国人読者に向けて、日本では漢学はこれほど盛んであることを紹介する。

明治維「新」期の日本について考察した後の報告書という性格を持つ『日本雑事詩』で、あえて日本の漢学を紹介する理由は、まさに定本第五十四首の注に述べられている。

學校甚盛、唯專以西學教人。余考泰西之學、墨翟之學也。尚同、兼愛、明鬼、事天、即耶穌十誡所謂敬事天主、愛人如己……今東方慕西學者、乃欲舍己從之、竟或言漢學無用、故詳引之、以塞蚍蜉撼樹之口。（学校は大変盛んだが、ただもっぱら西洋の学問を教えている。私の考えによると、そもそも西洋の学問というのは墨翟の学である。尚同、兼愛、明鬼、事天は、とりもなおさずモーゼの十誡に言う「恭しく神に仕え、他人を自分のように愛せよ」という考え方である。……今西洋の学問を敬慕する日本の人々は、己を捨てて西洋に従おうとし、あろうことか漢学は役に立たないとさえ言っている。だからこそ私はここに詳しく引用するわけだが、その目的はこれらの身の程を知らない愚か者たちの口を塞ぐためにある。）⁴¹

定本第五十四首から五十七首まで計四首にかけて、黄遵憲は異なる角度から学校や教育を詠っている。日本の教育は如何に西洋の影響を受けたのかが彼の関心の一つだが、以上のように、漢学は決して時代遅れのものではなく、むしろ西洋の学問と通じ合うものだとして主張することが彼の目的である。思想面から墨家とモーゼの十誡の相似性を論じる黄遵憲は、その後、化学・数学・電気学・兵器学など、多岐にわたって、その相似性、ないし墨家の学問は西洋の学問の源であることを、多くの言葉を費やして証明を試みている。その理由はまさに漢学は役に立たないと宣言する人に対して強く反論するためである。なお、定本第五十四首及び六十九首の二首はどちらも初版をそのまま受け継ぎ、改めら

⁴⁰ 黄遵憲『日本雑事詩』、光緒廿四年（1898）長沙富文堂本、卷一、33b、72頁。

⁴¹ 黄遵憲『日本雑事詩』、光緒廿四年（1898）長沙富文堂本、卷一、23a-24b、51-54頁。

訳は寛久美子・劉雨珍・林香奈「黄遵憲『日本雑事詩』訳注稿（五）」（『未名』第十七号、1999年3月、147-150頁。）

一部筆者による修正あり。

れていない作品である。言い換えれば、これは黄遵憲が初版から定本まで一貫してとっている姿勢である。このような姿勢は、『日本国志』によって更に裏付けられる。

『日本国志』「學術志」では、漢学・西学・文字・学制という順番で論を展開する構造だが、漢学の部分に入る前に、「學術志」の総論に当たる「外史氏曰」がある。その中に、「私の考えによると、西洋の学問はやはり墨翟の学から起源するものである。」(余考泰西之學、其源蓋出於墨子)⁴²と宣言する一文が見える。更に「西学」の部分では、再びその論点を述べている。

余考泰西之學、墨翟之學也……西人之學、未有能出吾書之範圍者也。西人每謂中土泥古不變、吾獨以為變古太驟。三代以還、一壞於秦之焚書、再壞於魏晉之清談、三壞於宋明之性命、至詆工藝之末為卑無足道、而古人之實學益荒矣……今輪舶往來、目擊其精能如此、切實如此、正當攷求古制、參取新法、藉其推闡之妙、以收古人制器利用之助、乃不考夫所由來、惡其異類而並棄之、反以通其藝為辱、效其法為耻、何其隘也。夫弓矢不可敵大礮、槳櫓不可敵輪舶、惡西法者亦當知之。特未知今日時勢之不同、古人用夏變夷之說深入於中、誠恐一學西法、有如日本之改正朔、易服色、殊器械以從之者、故鯁鯁然過慮、欲並其善者而亦棄之。(私の考えによると、西洋の学問は墨翟の学である。……西洋人の学問に、わが国の著作の領域を超えるものはない。西洋人は常に中国が昔にこだわって改めようとしなれないと言うのだが、私だけは中国はむしろを変えすぎだと思う。夏・殷・周の三代以後、昔の学問はまず秦代の焚書によって壊され、次に魏・晋の清談によって壊され、最後は宋代・明代の理学によって壊された。それ故、工芸学的技術などは取るに足らないものとして貶されて、古人の実学は益々荒廃していく。……現在、汽船が往来して、我々は西洋の學術のこれほど精巧であり、これほど実用であることを見た。今こそ古の制度を考察し、新しい方法を参考し、その改良発展の素晴らしさを借りて、古人が器物を作って活用したことの補助とする効果をあげるべきである。西洋の學術の由来を考えないまま、それが異類のものだからと嫌悪して一切棄て去り、あまつさえその工学技術芸に精通することやその方法を習うことを恥じだと思ふのは、なんと視野が狭いことか。弓矢では大砲に立ち向かうことができない。櫂や櫓では汽船に立ち向かうことができない。そういったことは、たとえ西洋のやり方を嫌悪する人でも知るべきなのだ。時勢はすでに変化したことを知らず、中国こそが異民族を変えていくのだという古人の説に深く影響された人々は、もし西洋のやり方に倣ったならば、曆

⁴² 黄遵憲『日本国志』、光緒廿三年（1897）羊城富文齋改刻本、卷三十二學術志、1a、332頁。

法、服飾、器物まで変えた日本のようになると思うあまり、必要以上に恐れて心配する。だから西洋の長所までも棄ててしまった。) ⁴³

西洋の学問は墨翟の学であると、『日本雑事詩』の中で主張していた意見を、黄遵憲は『日本国志』の中でも二度にわたって強調する。これは、黄遵憲が中国人を納得させるために選んだ執筆上の策と言えよう。この引用部分からすると、黄遵憲の対話者は「旧」にこだわり、「新」を拒絶する中国人であると推測できる。しかも弓矢や櫓・櫓では大砲や汽船に立ち向かえないという部分から、西洋のやり方を学ぼうとしない中国は必ず戦争で西洋諸国に負けるという予測が読み取れるため、黄遵憲が危惧するのは国家存亡の事態であると言える。中国人を説得するために選んだ手段は、「旧」と「新」を繋げてみせることである。つまり、西洋の学問は墨翟の学に起源すると主張することによって、「新」に倣うことは実は「旧」を取り戻すことに等しいと説く。故に、『日本雑事詩』の改訂から、黄遵憲の思想における「旧」の否定、「新」の肯定という変化が読み取れるという意見は成立しがたいと考えられる。

おわりに：新旧折衷の立場

『日本国志』「學術志」における漢学の部分にも西洋の武器や汽船に対する意見が示されている。

復見夫西人之槍炮如此、輪舶如此、聞其國富強又如此、則益以漢學者流為支離無足用、於是有廢之之心。……辭章之末藝、心性之空談、在漢學固屬無用、而日本學者、正賴習辭章、講心性之故、耳濡目染、得知大義。尊王攘夷之論起、天下之士一倡百和、卒以成明治中興之功、則已明明收漢學之效矣、安在其無用也耶。（日本人は）更に西洋人の銃砲や汽船の様子をみて、彼らの国の繁栄や国力の充実を聞いてから益々漢学者の手合いを不完全で使えないものとして貶した。それ故、漢学を廃止する考えが出てきた。……作詩作文などのつまらない学芸や、理学などの空論は、漢学にとっては確かに役に立たないが、日本の学者はまさに作詩作文に習熟することや理学を教育することによって、知らず知らずのうちに〔尊王の〕大義を知ることができた。尊王攘夷の説が起こると、全国の人々のなかで一人が呼びかければあちこちから応えがあり、遂に明治維新の成功をみるに至った。これは明らかに漢学

⁴³ 黄遵憲『日本国志』、光緒廿三年（1897）羊城富文齋改刻本、卷三十二學術志、21a-22a、342頁。

のおかげであり、どうして役に立たないというのか。) ⁴⁴

ここで、明治維新の成功が漢学の力によるものであったと再び述べられている。しかし、西洋の銃砲や汽船は、取り入れるべきものというより、西洋を崇拜し、旧来の漢学を貶すきっかけになったものと述べられている。ここでは日本人について言っているのだが、『日本国志』が中国人読者向けの著作という点を考えてみれば、日本の経験を借りて中国を戒めるのが黄遵憲の意図であろう。中国在来の漢学及び西洋から新しく伝わってきた学問の選択にあたって、黄遵憲は、そのどちらかだけを選ぶのではなく、「旧」を守りつつ、「新」の良いところを受け入れるべきだという折衷案を選んだ。つまり「旧」は「新」へ導くための必要不可欠な存在だと強調するにせよ、西洋の学問は墨翟の学問と同質だと説くにせよ、いずれにせよ「旧」を「新」と結びつけるための努力である。

このような「旧」と「新」に対して取った折衷の立場は、黄遵憲の中国と西洋に対する立場を反映している。上述のように、黄遵憲は漢学の重要性を説くために、日本を例として挙げ、尊王攘夷論の隆盛が漢学の力によるとしたのではなく、明治維新の成功こそが漢学の力によるという。特に攘夷に対して、黄遵憲が反対の立場をとっていることに注意せねばならない。

休唱攘夷論、東西共一家。……萬方今一概、莫自大中華。(攘夷論を提唱するのをやめよう。西洋人も東洋人もみな家族だから。……今では世界各国が一つになるべきであり、中国は自らを世界の中心であると自負すべきではない。) ⁴⁵

西洋に学ぶことを主張する黄遵憲が中国中心主義を取らないのは、不思議なことではない。ただし、黄遵憲の想定する対話者は、中国の伝統を守るために西洋を拒絶した人々だけでない。西洋を過度に信じ、旧来のものを捨てようとする人々に対しても反論する意図がみられる。この点は、『日本国志』の完成後、黄遵憲が詩を作り、『日本国志』を自ら「罪言」と称し、王夫之(1619～1692、字は而農、船山先生と称せられる)の『黄書』に譬えているということからも窺える⁴⁶。

⁴⁴ 黄遵憲『日本国志』、光緒廿三年(1897)羊城富文齋改刻本、卷三十二學術志、15a-15b、339頁。

⁴⁵ 黄遵憲「大獄四首」その四。
錢仲聯『人境廬詩草箋注』、卷二、194頁。

⁴⁶ 黄遵憲「日本國志書成誌感」。
湖海歸來氣未除、憂天熱血幾時攄。千秋鑑借吾妻鏡、四壁圖懸人境廬。改制世方尊白統、罪言我竊比黃書。頻年風雨雞鳴夕、灑淚挑燈自卷舒。

ここで重要なのは、『日本国志』を、まさに中華思想を提唱する、過激とも言える王夫之の著作『黄書』に比したことである⁴⁷。このたとえかたは、一見黄遵憲の反中国中心主義と矛盾するようだが、ここでは中国中心・反中国中心どちらの主義にも偏らず、中国的伝統を守り西洋を拒絶しようとする人々とひたすら西洋を妄信する人々との間の折り合いをつけるため、あえて双方それぞれ立場から発言してみたものと捉えたい。実際、二つの立場の間に挟まれた黄遵憲は、一部の人から称賛を得たが、世間からはそれほど歓迎されなかったようである。

公言行篋中、攜有日本志、此書早流布、直可省歲幣。我已外史達、人實高閣置。(公は自分の荷物の中に『日本国志』があり、そしてもしこの本がもっと早く流布すれば、中国は他国の脅威で金銭を支払わなくて済むはずだったのに、と仰った。しかし、私は外史としての責任を十分果たしたと思うが、実際のところ、この本は棚上げにされた。)⁴⁸

この詩が示すように、「旧」／「中国」だけの立場でもなく、「新」／「西洋」だけの立場でもない黄遵憲は棚上げにされ、まさに世間の少数派だったと言ってもよい。

この点を踏まえながら、汪辟疆の黄遵憲に対する評価を見てみよう。

所撰『日本國志』、『日本雜事詩』、絃外之音、彌深警惕。(黄遵憲が著した『日本国志』、『日本雜事詩』には言外の意味があり、一層我々に戒めさせる。)⁴⁹

その「絃外之音」というのは具体的に何を指すか。これについて、汪辟疆には更なる指摘がない。ただ、「絃外之音」の存在自体が見逃せない。周知のように、黄遵憲が『日本雜事詩』を出す光緒期の政界では、いわゆる「洋務派」(西洋に学ぶことを提唱する人々)とそれに反発する派閥(いわゆる「清流派」など)との争いがあった。例えば洋務派外交官の報告書が反洋務派に利用され、陥れられたことすらあった⁵⁰。要するに、「洋務」か「反洋務」かに対する自分の立

錢仲聯『人境廬詩草箋注』、卷五、443-444頁。

⁴⁷ 「華夏不自矜以絕夷、則地維裂矣。」王夫之『黄書』「原極」。

⁴⁸ 黄遵憲「三哀詩・袁爽秋京卿」。

錢仲聯『人境廬詩草箋注』、卷十、1000頁。

⁴⁹ 汪辟疆撰、王培軍箋證『光宣詩壇點將錄』、北京、中華書局、2008年、全857頁、361頁。

⁵⁰ 例えば郭嵩燾(1818-1891)は『使西記程』(光緒三年、1877)のせいで、「有貳心於英國、欲中國臣事之」(王闓運『湘綺樓日記』)と言われた。朱維錚の郭嵩燾『使西紀程』に対する論述を参照。(朱維錚「導言」、王立誠編校『郭嵩燾等使西記六種』、香港、三聯書店、1998

場をはっきりさせると、どちらかから攻撃される恐れが高い時局であった。黄遵憲『日本雑事詩』に「絃外之音」があったことは、そういった時局を反映している。彼は何らかの形で自分の立場をある程度曖昧にせざるをえなかった。しかし、黄遵憲が保身のために自分の立場を隠したと言っているのではない。

実際に日本や欧米の時勢の動きを見てきた黄遵憲は、中国の「旧」を守りつつ、西洋の「新」の長所を受け入れることを強く望んだ。そのために、洋務派と反洋務派の両方を納得させる必要があると、黄遵憲は考えたのではないか。だとすると、「自序」で、彼があえて自分の「旧」から「新」への「転向」を作り、それを『日本雑事詩』の改訂の原因であると見せかけたのは、洋務派的姿勢を示そうとしたのだとして捉えてもいい。そして詩の本文において、西洋の学問は墨翟の学問であることを説く理由の一つは、反洋務派の逆鱗に触れないようにすることにあつたのではないか。要するに、こうした「転向」には、あらためて世間の注意を惹き、初版では伝え切れなかった自分の主張を、定本の出版を通して、提唱しようとした意図があるのではないだろうか。

第二章 『人境廬詩草』の中の『日本雜事詩』

はじめに：『日本雜事詩』出版以前の漢詩交流事情

光緒四年、つまり明治十一年（1888）の秋から、黄遵憲は『日本雜事詩』を書き綴りはじめ、翌年の春に脱稿した¹。後で述べるように、『日本雜事詩』の執筆は、黄遵憲の詩作史において極めて重要な意義を有すると見なすべきだが、本題に入る前に、まず幕末・明治前期の日本漢詩の状況を簡略に述べる。

明治四年（1871）に日清修好条規が締結されて以降、外交使節より早い時期に日本にやってきた清国の文人が何人かいた。これらの文人たちは、書画家として、あるいは漢文の教師として日本の学校に雇われた²。本国では無名で貧しかった彼らが、たちまち日本の文人に歓迎され、物珍しがられた。

例えば、本国では「進士及第者ではない」³、「奇才を持ちながら志を得ない」⁴葉煒（字は松石）は、明治七年に東京外国語学校教諭として雇われ⁵、日本の漢詩人たちと唱和しはじめた。明治九年（1876）刊行の『愛敬餘唱』⁶（「愛」は大槻磐溪、号は愛古。「敬」は中村正直、号は敬宇）では、大槻愛古、中村敬宇及び葉煒の唱和詩が多く見られる。大槻愛古は、葉煒を「知己」⁷と称し、「松石和未至、詩以促之」（松石の唱和詩がまだ来ていないため、詩を書いて彼を催促する）などの詩を作った。中村敬宇は、葉煒の「墨水觀楓之會余有事故不果疊韻却寄」（私は用事があって隅田川の紅葉を賞でる会に行けなかったため、彼らの韻を踏んで詩を送る）を評して言う、「此日松石不來、頗為遺恨。今讀此詩、斯會亦覺不寂寞」（この日、松石が来られなかったためとても残念

¹ 「此篇草創於戊寅（筆者案：光緒四年）之秋、脱稿於己卯（筆者案：光緒五年）之春。」黄遵憲、「重刊『日本雜事詩』自序」、黄遵憲、『日本雜事詩』光緒十一年（1885）鴛江樵舍重刊本、序、1a。

² これについて、王寶平「前言：試論清末中日詩文往來」、王寶平主編『中日詩文交流集』、上海、上海古籍出版社、2004年、全477頁、1-18頁を参照。

³ 「この人は浙江省嘉興の人で、進士及第者ではないが、なかなか学問もあり、詩文もよくでき……」

中田敬義「明治初期の支那語」、『中国文学』第83号、1942年、11-21ページ、14頁。

⁴ 「詩人之窮愁落魄、固為千古常事、不足深怪也。然至海外零丁、貧病無依如葉君松石可悲者、蓋亦少矣。松石負奇才、不得志。往年我文部省延之東渡、為東京漢學教師、暇則與吾曹相唱酬、吟花嘯月、風流自娛、未為窮也。厥後再來、流寓平安・浪華間、身外所齎、破硯殘毫耳。」

小野愿（湖山）『煮藥漫鈔』序、葉煒『煮藥漫鈔』、張寅彭選輯、吳忱・楊焄点校『清詩話三編』、上海古籍出版社、2014年、全7496頁、6670頁。

⁵ 「清人葉松石東京語学校へ雇入結約届」を参照。

国立公文書館デジタルアーカイブ：

<https://www.digital.archives.go.jp/das/image/M0000000000000095221>

⁶ 大槻愛古編・中村敬宇校『愛敬餘唱』、珊瑚閣、明治九年。

⁷ 「知己之言、萬不可忘」

大槻愛古編・中村敬宇校『愛敬餘唱』、3b。

だが、いまこの詩を読んで、この会は寂しいものではなくなった)、と。こうした例から、清国の文人が詩を通し歓迎された事情が垣間見える。

普通の文人でさえこれほど歓迎されたのであれば、清国の初代公使たちの着任が如何に迎えられたかは想像に難くない。当時、多くの日本の漢詩人が清国外交官との面会を希望した。最も早く彼らに会えたのは、公使一行を接待した明治政府の官僚である。たとえば外務省の宮本小一（号は鴨北）は「よく詩を作る」と黄遵憲に評されたことがある⁸。黄遵憲は多くの日本人に詩を贈ったが、現存の作品によると、宮本小一に贈った詩の数が最も多いと言われる⁹。そして、明治政府の関係者や華族も次々と清国の公使館に訪ねてきた。宮島誠一郎（号は栗香）は、黄遵憲と会うたびに詩を論じていた¹⁰。大河内輝声は、自邸に「詩塚」を作り、そこに『日本雑事詩』の初稿が埋められた¹¹。

在野の文人として、石川英（号は鴻斎）の名が挙げられる。彼は浄土宗の管長である徹定と一緒に公使館を訪ね、黄遵憲たちとの交流を深めており¹²、『日本雑事詩』に序跋を書いた唯一の日本人であった。他の文人たちも、その後、続々と面会を求めてきた。王韜によれば、黄遵憲に会いたがる大勢の人の履物が玄関の外まで溢れたという¹³。

ここでは、あえて日本の文人たちと黄遵憲との交流に焦点を当てているが、木下彪によれば、大使の何如璋や副使の張斯桂と比べて、参贊官の黄遵憲の人氣が高かった理由の一つは、黄氏の詩才がすぐれていたからだという¹⁴。江戸期から長崎に来た中国人の詩や唱和を求めてきた日本漢詩壇に、詩にすぐれた

⁸ 桂閣（大河内輝声）：外務省中誰氏能擅文墨、能通典籍。

公度（黄遵憲）：未見幾人、不甚知其詳。有宮本小一能作詩……

劉雨珍編校、『清代首屆駐日公使館員筆談資料彙編』、113頁。

⁹ 「黄氏現存與日人交往的詩、數目以寫給宮本小一的為多。」

蔣英豪『黄遵憲師友記』、香港、香港中文大學、2002年、全460頁、45頁。

¹⁰ 黄遵憲と宮島誠一郎の交流について、笈久美子の論文を参照。笈久美子、「黄遵憲と宮島誠一郎：日・清政府の官僚文人交遊の一軌跡」、『中國文學報』第50号、1995年、118-129ページ。

¹¹ 明治十二年、大河内輝声が「日本雑事詩最初稿塚」を作り、その裏面に記された「葬詩冢碑陰誌」がこのことの詳細を記している。実藤恵秀・豊田穰訳『日本雑事詩』、東洋文庫111、平凡社、1968年、16頁。

¹² 石川鴻斎編著『芝山一笑』を参照。

¹³ 「日本人士土耳其名、仰之如泰山北斗、執贄求見者戶外屨滿。而君為之提唱風雅、於所呈詩文、率悉心指其疵謬所在。每一篇出、羣奉為金科玉律、此日本開國以來所未有也。」王韜『日本雑事詩』序、黄遵憲『日本雑事詩』、光緒五年天南遯窟活字本、序、1b。

¹⁴ 「けだし何張両使以下館員皆詩を能くせりといえども、黄氏に至っては独り天才絶特なり。邦人の争ってその詩を伝えしというも宜なり」

木下彪『明治詩話』、東京、岩波書店、2015年、全497頁、394頁。

なお、公使と副公使の何如璋、張斯桂より、参贊官である黄遵憲が親しみやすい、会いやすいという面もあるだろう。黄遵憲は清使館の連絡窓口のような役でもあった。例えば、光緒四年三月、大河内輝声は何如璋を宴会に誘うために、直接連絡するのではなく、黄遵憲を通した、というような記録が筆談に残っている。

劉雨珍編校『清代首屆駐日公使館員筆談資料彙編』、68頁。

黄遵憲が「泰山北斗」¹⁵として尊敬されたのは道理である。

そして周作人が指摘したように、外国にやってきた黄遵憲たちが、日本の活発な詩壇や詩人たちによる歓迎ぶりを見て、「我が国の伝統は東の国まで移ってしまった」と感慨を抱いたのも不思議ではない¹⁶。そもそも詩を書くという営為は、中国における士大夫の生活の一環であり、上述のような明治前期の漢詩事情を背景にして、彼らは更なる作詩の意欲を燃やしたはずである。例えば黄遵憲が日本にいた間、新しく詩を作れば、人々がいつも競ってそれを伝えたという¹⁷。日本に来る前、黄遵憲は科挙に何度も挫折し、詩人としてもまだ無名だったが、日本に来ると、彼の詩がそれほどまでに愛好されたこと、それが彼の詩を書く原動力にもなったであろうことに注意しなければならない。なぜなら、これこそ『日本雑事詩』の誕生の背景であるからだ。『日本雑事詩』には一首ごとに注が付けられており、往々にして詩より注が重視されるが、本来『日本雑事詩』は七言絶句集なのだ。詩で日本を描く以上、詩作の背景まであわせ考えるのが当然である。

『日本雑事詩』における最後の詩の自注を見てみよう。

今從公使後、擇其大要、草日本志成四十卷。復舉雜事、以國勢・天文・地理・政治・文學・風俗・服飾・技藝・物産為次、衍為小注、弗之以詩。
(わたしはいま何公使のあとをうけて、かの国の大要をえらび、『日本国志』を草して四十卷とした。それとは別に雑事をとり上げ、国勢・天文・地理・政治・文学・風俗・服飾・物産という順序にして、注釈で詳しく解説を加え、これらを詩でつないでいった。)¹⁸

この一文の存在が原因となって、『日本国志』の執筆が黄遵憲の日本駐在期の主な目的であり、『日本雑事詩』は「雑事」に当たるものに過ぎず、『日本国志』の副産物だとして低く見なされがちな傾向がある。しかし、これら二つの著作については、本来、「文で記した『日本国志』」と「詩で描いた『日本雑事詩』」という対等な位置にあると見なすべきではなかろうか。さらに述べると、「国勢・天文・地理・政治・文学・風俗・服飾・物産」の配列で構成される『日本雑事詩』は、実際のところ、黄遵憲が詩を以て体系的に日本を詠おうとする野

¹⁵ 注釈 13 を参照。

¹⁶ 「日本人做漢詩、可以來同中國人唱和、這是中國文人所覺得頂高興的一件事、大有吾道東矣之嘆」

周作人『『日本雑事詩』』、鍾叔河編訂『周作人散文全集 7』、175 頁。

¹⁷ 「海外偏留文字緣、新詩脱口每爭傳」

黄遵憲「奉命爲美國三富蘭西士果總領事留別日本諸君子」その三、錢仲聯『人境廬詩草箋注』、上海古籍出版社、1981 年、340 頁。

¹⁸ 黄遵憲『日本雑事詩』、光緒廿四年（1898）長沙富文堂本、卷二、48a。訳は実藤恵秀・豊田穰訳『日本雑事詩』、285 頁を参考にした。

一部筆者による修正あり。

心の表れではないか。「『雑』事」とはいえ、何如璋『使東雜詠』・張斯桂『使東詩録』と比較すれば、『日本雜事詩』の体系性がすぐわかるはずである。こうした体系性こそ『日本雜事詩』が同時代の日本を主題とする詩集として突出した存在になりえた大きな理由の一つと言えよう。それだけでなく、周作人によれば、1935年に至っても『日本雜事詩』に比肩できる著作はまだ現れていない¹⁹。なお、「かの国の書によってかんがえ、かの国の士大夫にたずね、あやまりがあれば、あらためた。」²⁰という態度で臨み、初稿が完成した後、多くの日本文人に指摘を求めていること²¹からも、黄遵憲は『日本雜事詩』を「雑事」として低く扱うことなく、重視したことがわかる。しかしながら、これほど作者に重視された詩集であるにもかかわらず、黄遵憲の詩作経歴における『日本雜事詩』の位置づけは、実際には非常に微妙であった。

一、『日本雜事詩』の位置づけ

光緒十六年(1890)、黄遵憲が四十三歳の年に、「自分の詩文は、人が優れていると思うならば、他人に編集を任せばいい」²²と思い、だから「四十歳以前に作った詩の大部分は、作るはしから散逸させてしまった」彼は、この時になって、「大使に付き添ってヨーロッパに赴任した頃、時勢はどうしようもないと憤慨し、自分の不遇を嘆き、そこでようやく自分の詩作を編集し、自分を楽しませることにした」²³、と述べる。これがのちの『人境廬詩草』刊行のきっかけである。ただ、やはり黄遵憲の作である『日本雜事詩』は、結局『人境廬詩草』に収録されていない。

その理由は推測に難くない。『日本雜事詩』は光緒五年(1879)、黄遵憲三十二歳の時に初版が刊行されており、四十歳以前に作られた詩だが、「散逸させてしまった」他の作品と違い、体系的に編集した上で出版した完成品である。しかも『日本雜事詩』出版後、版本は多く、広く流布していたため²⁴、輯佚の必要もない。だからむしろ『人境廬詩草』に収録されていないほうが自然であ

¹⁹ 「定稿編成至今已四十六年、記日本雜事的似乎還沒有第二個、此是黃君的不可及處、豈真是今人不及古人歟。」

周作人、『日本雜事詩』、177頁。

²⁰ 「然考於書、徵於士大夫、誤則又改」

黄遵憲『日本雜事詩』、光緒廿四年(1898)長沙富文堂本、卷二、48a。

²¹ 「此篇草創於戊寅之秋、脱稿於己卯之春。日本名宿重野成齋、岡鹿門、青山鐵鎗、蒲生子闇諸君皆手加評校、丹黃爛然、溢於簡端。」黄遵憲「重刊『日本雜事詩』自序」、黄遵憲『日本雜事詩』光緒十一年(1885)駕江榭舍重刊本、序、1a。

²² 「詩文如人以為佳、聽人編輯之可耳」

陳錚編『黄遵憲全集』、657頁。

²³ 「黃公度嘗語余云：『四十以前所作詩多隨手散逸。庚辛之交、隨使歐洲、憤時勢之不可為、感身世之不遇、乃始薈萃成編、藉以自娛。』

梁啟超著、舒蕪校點『飲冰室詩話』、24頁。

²⁴ 『日本雜事詩』の各版本については、第一章を参照。

る。しかし、『人境廬詩草』中に入ることができなかつた『日本雜事詩』は、黄遵憲の詩作の経歴にも、まだきちんと位置付けられてはいないように見える。極端な例であるが、『清史稿』(卷四七一、列伝二五一)は、『日本国志』と『人境廬詩草』を黄遵憲の著作として挙げているが、『日本雜事詩』については一切の言及がない²⁵。

もちろん、『清史稿』は完成度が低く、扱いに注意しなければならない文献である。では黄遵憲と交流があった王韜が、『日本雜事詩』の第二版本のために書いた序文を見てみよう。

或一詩但紀一事、或數事合為一詩、皆足以資考證。大抵意主紀事、不在修詞。²⁶ (『日本雜事詩』は、) 一首の詩に一つの事だけを記す場合もあれば、いくつかの事を合わせて一首の詩を書く場合もある。それらの詩はみな考証の助けとするのに十分である。基本的に、目指すところは事実の記録にあり、言葉の表現技巧にはない。)

と述べる。この意見に基づけば、『日本雜事詩』は、「詩」というより、「事」実を記録する「史」と言うべきではなかろうか。しかも、王韜は、明らかに『四庫全書総目』の『南宋雜事詩』に対する評語を踏襲している。

意主紀事、不在修詞……一代故實、巨細兼該、頗為有資於考證。²⁷ (目指すところは事実の記録にあり、言葉の表現技巧にはない……南宋という時代の故実に関して、大小ともに捉えており、考証の助けとするのに十分である。)

王韜の序文は、ほんとうに自らの読後感なのか、あるいはただの社交辞令として、便宜上『四庫全書総目』の一部を使ったのか、それは判断しにくい。いずれにせよ、今日においても、黄遵憲の「詩」といえば、一般的には『人境廬詩草』が連想され、彼の「史」といえば、『日本国志』が想起される。それに対して、『日本雜事詩』は、「詩」であるようで「史」であるようでもあり、その位置づけは実に微妙である。

こうした微妙な位置づけは、錢仲聯の『日本雜事詩』に対する評価にも見える。『人境廬詩草』注釈の権威である錢氏は、「以成黄詩全璧」²⁸ (完全無欠な黄遵憲詩にするため) という目的から、『日本雜事詩』を『人境廬詩草箋注』に収録する慧眼をそなえていた。ただし彼の『日本雜事詩』に対する位置づけにも、やはり微妙なところがある。例えば、『箋注』の「前言」で、錢氏はま

²⁵ 國史館校註『清史稿校註』、臺北、臺灣商務印書館、1999年、全12167頁、10700頁。

²⁶ 王韜『日本雜事詩』序、黄遵憲『日本雜事詩』、光緒五年天南遯窟活字本、序、2a。

²⁷ 永瑤等撰『四庫全書總目』、北京、中華書局、1965年、全1868頁、1733頁。

²⁸ 錢仲聯『人境廬詩草箋注』、前言、14頁。

ず、『日本雑事詩』のことを「着重在紀事而不在詩」²⁹（目指すところは事実の記録にあり、詩そのものにはない）と定義している。これは王韜が述べる「大抵意主紀事、不在修詞」と非常に類似する意見であるが、厳密に言えば、王韜の言う「修詞」は、『日本雑事詩』の詩篇の「表現技巧」に疑問を呈したものである。これに対して、錢氏の言い方はさらに厳しく、『日本雑事詩』の「詩」としての価値そのものを否定するよう見える。「前言」では、それに続いて、次のように述べる。

雖説重在紀事、但仍然有文學上的價值。狄保賢『平等閣詩話』說它「寫物如繪、妙趣橫生。以悲憫之深衷、作蟬嫣之好語」、確非過譽。³⁰（事実の記録に重心を置くとはいえ、文学としての価値はあると言える。狄保賢『平等閣詩話』が、『日本雑事詩』を「ものに対する描写は絵画のように輝かしくて生気に満ちている。誠心誠意を以て、美しい言葉を書き綴っている」と称するのは、確かに過賞ではない。）

この論述には矛盾がある。錢氏は、狄保賢の評価を「確非過譽」と称することによって、『日本雑事詩』は文学としての価値はあるということを強調しようとするが、「文学としての価値はあると言える」という言い方そのものがすでに、『日本雑事詩』の文学的価値を否認していることを前提としているのではないか。こうした否認は、狄保賢の「ものに対する描写は絵画のように輝かしくて生気に満ちている」という賞賛とは一定の差があると言わざるを得ない。本当は『日本雑事詩』を文学として認めないのに、狄保賢の意見を肯定しようとする。このような矛盾は、まさに『日本雑事詩』の微妙な位置づけを表している。

とはいえ、表面的には、この一文は『日本雑事詩』の文学としての、詩としての価値を肯定している。しかし、『箋注』の「前言」に続く「發凡」を見てみると、

黄先生詩、除本詩草外、尚有『日本雑事詩』二卷、重在紀事、不貴徵典、自注備詳之。茲作為附錄之一。³¹（黄氏の詩は、この『人境廬詩草』以外にもまだ『日本雑事詩』二卷がある。『日本雑事詩』は、目指すところは事実の記録にあり、典故の使用にはない。その自注はすでに詳しく書いている。だから一応付録の一つとして収録する。）

という一文がある。周知のように、「徵典」というのは中国古典詩の基本的な

²⁹ 同上、13頁。

³⁰ 同上、14頁。

³¹ 同上、發凡、3頁。

表現技巧である³²。「重在紀事、不貴徵典」というのは、すなわち「前言」の「着重在紀事而不在詩」と重複する。つまり、錢氏は、一度『日本雜事詩』の文学的価値を肯定したが、再びその価値を貶した。そして「付録」という取り扱い方は、「以成黄詩全璧」という表現との間にも一定の差がある。

『日本雜事詩』の初版は「同文館聚珍版」で出版されたが、発行部数が少なかった³³。王韜の序文が付いた第二版本は、無断で複製刊行されたものが大量に出回っていて、王韜自身も第二版本を翻刻したため（いわゆる「中華印務総局本」）³⁴、その序文の影響力は軽視できない。加えて黄遵憲詩の箋注の権威である錢仲聯の評価も王韜に類似し、『日本雜事詩』の文学性は、さらに軽視されているに至ったと言っても過言ではない。これらの評価は、『日本雜事詩』が「詩」集でありながら、常に明治日本を記録している「史」料として注目される原因の一つであろう³⁵。

しかしながら、『日本雜事詩』の成立は、決して黄遵憲の詩作活動全体から独立しているわけではない。本章の趣旨は、まさしくそれを論証することである。『日本雜事詩』を黄遵憲の詩作活動の中で評価するためには、黄遵憲の詩を集めた『人境廬詩草』とあわせて論じなければならない。それ故、本章が使う「人境廬詩草」という言葉は、ただ黄遵憲の当該詩集のみを意味するのではなく、黄遵憲の詩作活動そのものを指す。もちろん、筆者は『日本雜事詩』の「史」としての価値を否定するわけではないし、『人境廬詩草』がただの個人の範囲を出ない「詩」集であるとも考えてはいない。実際のところ、例えば梁啓超が黄遵憲のことを「詩史」と称するのは、『人境廬詩草』の詩篇を読んだが故である³⁶。本章は「詩」という角度から『日本雜事詩』を分析し、これまで「史」として読まれがちでありながら、一方で「文学としての価値はあると言える」という微妙な位置づけにあるこの詩集が、黄遵憲の詩作活動の一環であることを検討したい。

³² 錢仲聯自身もこう述べている。「用典是中國詩的一大特點、一種用得較多的表達方式」。しかも『人境廬詩草』所収の詩を例として、黄遵憲の典故の使用は「高明」、「極好」、「靈活」と指摘する。魏中林整理『錢仲聯講論清詩』、蘇州、蘇州大學出版社、2004年、全178頁、21-22、25頁。

³³ 「雜事詩既承印就、感荷何可言。前寄同文館刻本、外間絕少、仍乞速為裝訂擲寄。」黄遵憲「致王韜函」陳錚編、『黄遵憲全集』、309頁。

³⁴ 「此詩、光緒己卯上之譯署、譯署以同文館聚珍板行之。繼而香港循環報館、日本鳳文書坊又復印行。繼而中華印務局、日本東、西京書肆復爭行翻刻、且有附以伊呂波及甲乙丙等字、衍為註釋、以分句讀者。」

黄遵憲『日本雜事詩』、光緒廿四年（1898）長沙富文堂本、1a。

³⁵ 鄭毓瑜もまた周作人や鍾叔河を例として、彼らの『日本雜事詩』に対する評価は「比較偏向將詩當作歷史看待、或者以詩作為時事的見證」であると指摘している。鄭毓瑜、「舊詩語的地理尺度——以黄遵憲『日本雜事詩』中的典故運用為例」、王璦玲編、『空間與文化場域：空間移動之文化詮釋』、臺北、漢學研究中心、2009年、251-292ページ、252頁。

³⁶ 梁啓超著、舒蕪校點、『飲冰室詩話』、71-74頁。

二、創作上の主張の実践：『日本雑事詩』と「詩之外有事」

いわゆる「我手寫我口」³⁷以外で、黄遵憲の最も著名な創作上の主張の一例として、『人境廬詩草』に書かれた以下の一段がある。

僕嘗以為詩之外有事、詩之中有人；今之世異於古、今之人亦何必與古人同³⁸。（私はこう思っている。詩の外に事があり、詩の中に人がいる。今日の世界は古代と異なるのであれば、今日の人々も古人と同じである必要もない。）

この「自序」は、光緒十七年（1891）六月、黄遵憲の四十四歳の時に書かれたものであるが、その中の一部の主張は、すでに二十五歳の時に親友の周朗山に寄せた手紙に見える。ここでは、青年黄遵憲と中年黄遵憲と詩論の異同を指摘することによって、滞日経験に基づいた『日本雑事詩』の彼の詩作歴における意義を探ろうとする。以下にそれぞれ、青年黄遵憲、中年黄遵憲の詩創作に関する言論を挙げる。

苟能即身之所遇、目之所見、耳之所聞、而筆之於詩、何必古人。我自有我之詩者在矣……吾今日所遇之時、所歷之境、所思之人、所發之思、不先不後、而我在焉。前望古人、後望來者、無得與吾爭之者。³⁹（もし自分の身で経験し、自分の目で見、自分の耳で聞く事物を詩に書けば、古人に従う必要はなくなる。私には私の詩があることになる。……私が今において遭遇する時間、経験する境地、思う人、表す思いは昔のものではなく未来のものでもない。すべて私自身が経験するものだから。古人も未来の人も、私と争える者はいない。）

其述事也、舉今日之官書・會典・方言・俗諺、以及古人未有之物、未關之境、耳目所歷、皆筆而書之……要不失乎為我之詩。⁴⁰（叙事に関して、私は今日の官書・会典・外国語・俗語などの言葉、さらには古人が接触したことのないものと経験したことのない状況について、自分の耳や目で経験したものを、すべて筆を執って書く。……「私の詩」であることから外れてはならない。）

青年黄遵憲も中年黄遵憲も、その主張の核心は常に「我之詩」を書くことである。ただ、その実践方法については、詳しく見る必要がある。一見すると、こ

³⁷ 黄遵憲「雑感」その二、錢仲聯『人境廬詩草箋注』、42頁。

³⁸ 黄遵憲『人境廬詩草』自序、錢仲聯『人境廬詩草箋注』、自序、3頁。

³⁹ 黄遵憲「致周朗山函」、陳錚編、『黄遵憲全集』、291頁。

⁴⁰ 黄遵憲『人境廬詩草』自序、錢仲聯『人境廬詩草箋注』、自序、3頁。

の二文はほぼ同様のことを主張しているが、後者は前者に調整・修正を加えたものになっている。青年黄遵憲は、「我」が「在」りさえすれば、その「我」が外在の「時」・「境」・「人」に触発された「思」を書くことで、「古人」が「我」と争えない「我之詩」ができると考えた。しかし青年時代の彼は、詩人の主体性である「我」について触れているものの、「我」の外側に存在する事物（以下は「外在」と称す）の中のいかなる素材を以て詩を作るべきかという点については、具体的に言及していなかった。

中年に至ると、黄遵憲はその外在についても定義を設けた。それは、「古人が接触したことのないもの」、「経験したことのないところ」という条件であった。唐代の李白が崔顥の黄鶴楼詩を見て、詩を詠うことを諦めたという有名な逸話（『苕溪漁隱叢話前集』卷五）が示すように、たとえ「我」の経験とはいえ、詩の題材としての「外在」は、往々にして古人にすでに詠われている。より確実に「我之詩」を作れるように、中年黄遵憲は「我」を確保すると同時に、詩の「外在」についても、古人の経験したことがないものを要求したのである。

では、古人の経験したことがないものごとを経験し、それを詩にする方法はなにか。あるいはこう問うべきかもしれない。中年黄遵憲が若い頃の主張の方向性を調整したきっかけはなにか。

二十五歳から四十四歳までの間に、黄遵憲の人生においては、ある大きな出来事があった。それは、彼が三十歳の時に、科挙という一般的な出世街道から離れることを決意し、参贊官という身分で初任駐日公使である何如璋に随って日本に赴任したことである。この人生の選択は、「士大夫黄遵憲」の身分を変えただけでなく、「詩人黄遵憲」にも極めて大きな影響を与えた。まず、清国ではずっと無名だった黄遵憲は、日本に来て間もなく明治漢詩人の「文化上の導師」（文化導師）⁴¹になり、大いに尊敬された。そして、最初の清朝外交官として派遣された黄遵憲は、まさに古人の経験したことがないものごとを経験する機会を手に入れた。故に『日本雑事詩』は、単なる事実を記録する報告書⁴²ではなく、黄遵憲が「我之詩」という主張を実践した成果と見なすべきではなかろうか。こうした自らの日本滞在経験に基づいた『日本雑事詩』は、瞬く間に流行し、「詩人黄遵憲」の名を世間に知らしめた⁴³。

⁴¹ 「文化導師」という一語は夏曉虹が指摘した。蔡毅の論文にも「先生」と「学生」を以て黄遵憲と日本文人との関係を譬える箇所が見える。

夏曉虹「黄遵憲與日本明治文化」、『學術界』（雙月刊）總第八十期、2000、58-77 ページ。
蔡毅「黄遵憲と日本漢詩」、『中国文学報』第 71 号、2006 年、50-77 ページ。

⁴² 黄遵憲が報告した相手は清廷及び彼の知人である。

「又不從事於采風問俗、何以副朝廷咨諏詢謀之意。」

黄遵憲『日本国志』、光緒廿三年（1897）羊城富文齋改刻本、序、3b、2 頁。

「余在外九年、友朋貽書詢外事者、郵筒絡繹。余倦於酬答、輒以此卷應之。」黄遵憲、『日本雑事詩』光緒十一年（1885）鴛江榷舍重刊本、序、1a。

⁴³ 「他到日本後作為撰寫『日本國志』的準備而於光緒五年（1879）寫成的『日本雑事詩』、

世界を一周した黄遵憲にとっての日本は、漢詩で当地の人々と交流できた場所であり、彼を含む公使一行がはじめて経験した、古人がほとんど知らなかった外国である。故に日本という存在は、特別な意味を持っていたはずである。黄遵憲の一生の縮図⁴⁴と言われる「己亥雜詩」八十九首の中では、日本に関する詩が何首かある。例えば第四十五首、

歳星十二遍周天、繞盡圓球剩半環。法界樓臺米家畫、總輸三島小神山。

⁴⁵ (歳星が太陽のまわりを一周してきたこの十二年間で、私もほぼ地球を一周した。たとえ法界の樓閣や米芾の絵に描かれた景色でも、三神山と呼ばれた日本の風景に敵わない。)

この詩の自注は、「私は海外に十二年を滞在し、地球を周航し、まだ訪ねていないのは大西洋だけだ。日本の風景が最も美しい」と述べる。ここでは、風景を以て、日本を引き立てた。「不忍池晚遊詩」、「桜花歌」(『人境廬詩草』卷三)などの詩があるように、宗教や芸術の中の虚構の景色にも勝る日本の風景は、詩人黄遵憲の美的感性を豊かにしたと言えよう。その次の第四十六首は、黄遵憲の詩作における日本経験の重要性を語っている。

長恨古人吾不見、又疑諸史半欺謾。女王銅鏡委奴印、親手摩挲對面看。

⁴⁶ (私は常に古人に会えないことを遺憾に思うし、諸々の史書に書かれた史実の半分は偽りだと疑う。(しかし日本に来たら、)神功皇后の銅鏡も漢委奴国王印も、この手で撫でまわして目の前で見ることができた。)

この『人境廬詩草』の詩と『日本雜事詩』は密接に関係している。まず、この詩の最後の二句は、『日本雜事詩』定本第五十一首に対応している。

博物千間廣厦開、縱觀如到寶山回。摩抄銅狄驚奇事、親見委奴漢印來。

(開設された博物館には数多くの陳列室が設けられ、思う存分に自由に各陳列室を見て回り、まるで宝の山から帰ってきたような気分になった。出土した器物を鑑賞して、さまざまな珍しいことに驚き、この目で「漢委奴

就上呈給了總署、當年即由同文館印書處印行、在官員士夫中流傳開來、黃遵憲也因此而文名始播。」

李長莉「黄遵憲『日本國志』延遲行世原因解析」、中國史學會・中國社會科學院近代史研究所編『黄遵憲研究新論：紀念黄遵憲逝世一百週年國際學術研討會論文集』、北京、社會科學文獻出版社、2007年、49-81 ページ、60 頁。

⁴⁴ 「龔定庵有己亥雜詩三百六十首、言近世文學者喜誦之。近頃見人境廬主人亦有己亥雜詩數十首、蓋主人一生歷史之小影也。」

梁啟超著、舒蕪校點『飲冰室詩話』、101 頁。

⁴⁵ 錢仲聯『人境廬詩草箋注』、824 頁。

⁴⁶ 錢仲聯『人境廬詩草箋注』、825 頁。

国王」の金印を見てきたのである。) 47

両詩を対照すればわかるように、「己亥雜詩」第四十六首は、明らかに『日本雜事詩』から来たものである。「銅狄」と「銅鏡」との差はあるが、銅鏡は、すでに『日本雜事詩』定本第二十六首に詠われた。下線で示した「親手摩挲」や「親見」などの措辞は、いずれも『人境廬詩草』自序における「古人未有之物、未闢之境」を経験するという創作上の主張を想起させる。この二首は、神功皇后の銅鏡や漢委奴国王印を、すなわち中国の古人の見たこともない、あるいは史書の中にしか見られないものを自分の目で見ることができ、自分の手で撫でまわして確かめられたことを強調するという黄遵憲の意図が明らかである。「我」にとって、古人の経験したことがないものを自ら経験することは、「我之詩」を作ることができる保証と言える。

実際のところ、このような趣旨はとりわけ『日本雜事詩』定本第五十一首に強調されているが、詩集全体に一貫している。

『山海經』已述倭國事、而歷代史志、於輿地風土、十不一真。專書惟有『籌海圖編』、然所述薩摩事、亦影響耳。唐人以下、送日本僧詩至多、曾不及風俗……士大夫足迹不至其地、至者又不讀其書、謬悠無足怪也。宋濂集有『日東曲』十首、『昭代叢書』有沙起雲『日本雜詠』十六首。宋詩自言問之海東僧、僧不能答、亦可知矣。起雲詩謹言長崎民風、文又甚陋、至尤西堂『外國竹枝詞』、日本止二首。然述豐太閤事、已謬不可言。日本與我僅隔衣帶水、彼述我事、積屋充棟、而我所紀載彼、第以供一噓、余甚惜之。今從公使後、擇其大要、草『日本志』成四十卷、復舉雜事、以國勢・天文・地理・政治・文學・風俗・服飾・技藝・物產為次、衍為小注、弗之以詩。余雖不文、然考於書、徵於士大夫、誤則又改、故非嚮壁揣摩之譚也。

（『山海經』はすでに倭國のことを述べてある。しかし、歴代の史志は、輿地風土のことにおいて、十に一つのたしかなこともない。日本を正面からあつかった書物としては『籌海圖編』があるだけだが、そこにかいてある薩摩のことも風聞によっているに過ぎない。唐以後には、日本僧を送った詩が、いたって多いが、全く日本の風俗をよんだものがない……わが国の士大夫の足跡は日本にいたらず、いたるものがあっても、その国の本はよまない。だから、ひどいあやまりがあるのは、あたりまえである。『宋濂集』には、「日東曲」が十首あり、『昭代叢書』には沙起雲の日本雜詠十六首がある。宋濂の詩に、みずから「これを海東の僧に問うに、僧答うる

47 黄遵憲『日本雜事詩』、光緒廿四年（1898）長沙富文堂本、卷一、22a。訳は笈久美子・林香奈・劉雨珍「黄遵憲『日本雜事詩』訳注稿（五）」を参照。（『未名』第一七号、1999年3月、134頁。）

ことあたわず」といっているのをみても、その理解の程度がわかるであろう。沙起雲の詩は、わずかに長崎の風俗を語っているだけであって、修辭もひじょうに、みっともない。尤西堂の「外國竹枝詞」のうち、日本はただ二首だけである。しかも、豊太閤のことをのべるところだけでも、おはなしにならないあやまりを犯している。

日本とわが国とは、わずかに一衣帯水という距離しかない。かの国でわが国のことをかいたものは、屋につみ棟にみちている。それなのに、わが国でかの国のことをしたものは、かの国ではただほんのお笑い草の種であるのは、ひじょうになげかわしいことである。私はいま何公使のあとをうけて、かの国の大要をえらび、『日本国志』を草して四十巻とした。それとは別に雑事をとり上げ、国勢・天文・地理・政治・文学・風俗・服飾・物産という順序にして、これを敷衍して解説を加え、これらを詩でつないでいった。わたしは文章はまずいが、かの国の書によってかんがえ、かの国の士大夫にたずね、あやまりがあれば、あらためた。だから、いいかげんに、臆測でつくりあげたものではない。) ⁴⁸

『日本雑事詩』最後の詩の自注から引用したこの一節は、この詩集を書く動機や全体の趣旨を述べている。「事」という字だけで、五回も現れている。黄遵憲は、中国の古人が書いた日本の「事」は、信憑性に欠けるか全面的ではないかのいずれかであると指摘している。裏を返せば、これは、『日本雑事詩』は正しくかつ全面的に日本を書いているという表明である。故に王韜が言う「意主紀事」という評価は、誤りではない。ただしここでは、この一節において、黄遵憲が、中国の先人の書いた日本の「事」について二つの側面から批判している点には注意しなければならない。一つは「史」（歴代史志、籌海圖篇）という側面から、いま一つは「詩」（日東曲、日本雜詠、外國竹枝詞）という側面からである。とりわけ沙起雲の詩について、黄遵憲はその内容としての不完全さを批判しているだけでなく、その修辭のみっともなさもあえて強調している。「意主紀事」の語を以て『日本雑事詩』を評価するのは問題ないが、だからといって黄遵憲は「修詞」を重視しなかったわけではないのである。

その一方、上述の「詩之外有事、詩之中有人」などの主張から見れば、黄遵憲の自作の詩に対する要求は、まさに「人」（「我」）と「事」の両方を兼ね備えることであった。上に引用している自注で何度も古人が書いた日本の「事」の誤りを指摘し、自分自身の日本の「事」に対する「考於書、徵於士大夫、誤則又改」という慎重な態度を強調する理由は、それが黄遵憲自身の「事」を重視する「詩」作上の主張であるからだ。要するに、黄遵憲の「事」の強調とは、

⁴⁸ 黄遵憲『日本雑事詩』、光緒廿四年（1898）長沙富文堂本、卷二、47b-48a。訳は実藤恵秀・豊田穰訳『日本雑事詩』283-285頁を参照。

一部筆者による修正あり。

彼の自身の「詩」創作に対する関心の高さをそのまま示していると言える。よって、『日本雑事詩』の「詩」としての価値を否定するかのような「不在修詞」の語を述べた王韜は、『日本雑事詩』や黄遵憲の真の理解者とは言い難い。

重複になるが、『人境廬詩草』自序は、黄遵憲の四十四歳の時に書かれたものである。そして『日本雑事詩』の改訂もこの時期になされたという⁴⁹。『人境廬詩草』自序は光緒十七年六月に作ったものであり、『日本雑事詩』の改訂は光緒十六年七月に終わったはずである。そして本章第二節で述べたように、黄遵憲が自分の詩集を編集しはじめたのもこの時期である。いずれも黄遵憲がイギリスに赴任していた頃に行われたことである⁵⁰。『日本雑事詩』自序では、イギリスにいた頃は暇が多かったから、『日本雑事詩』を改訂したと述べる⁵¹。つまり、客観的にみれば、その時の黄遵憲には、自らが過去に書いた詩や詩論を整理する時間があった。だが、その整理に対する「意欲」の問題についても無視できない。この点について考えるに当たり、まずは上述の「大使に付き添ってヨーロッパに赴任した頃、時勢はどうしようもないと憤慨し、自分の不遇を嘆き、そこでようやく自分の詩作を編集し、自分を楽しませることにした」という一節について考察してみよう。

黄遵憲は、日本を離れた後、アメリカに赴任し、さらにその後、「二品頂戴」⁵²の身分でイギリスに着任した。外交官として、こうした経歴は華やかに見えるが、黄遵憲の心境は暗かった。彼は生涯を通じて、自分の写真を題材にした詩を二首作った。そのうちの一首は日本に出発する前に作った「將之日本題半身寫真寄諸友」（もうすぐ日本に行く。半身写真に詩を書き、友人たちに贈る）であり、もう一首はロンドンにいた頃に作った「在倫敦寫真誌感」（「ロンドンで自分の写真を撮り、感慨を記す」）のである。

「將之日本題半身寫真寄諸友」：

如此頭顱如此腹、此行萬里亦奇哉。諸公未見靴尖趨、待我扶桑濯足來。⁵³（この頭とこの腹が写真に映されているのは奇妙だが、この万里の旅も珍しい経験になろう。写真には私の履物が興奮で上がっている様子が見えないが、諸君よ、私が日本から戻るのを待っていてくれ。）

⁴⁹ 『日本雑事詩』の改訂の時期については、麦生登美江と小川恒男の研究を参照。麦生登美江「黄遵憲——その詩と軌跡と——」、岡村繁教授退官記念論集刊行会編『中国詩人論：岡村繁教授退官記念論集』、東京、汲古書院、1986年、859-887ページ、868頁。小川恒男『「近代」前夜の詩人 黄遵憲』、広島、広島大学出版会、2008年、全374頁、14-15頁。

⁵⁰ 黄遵憲は光緒十六年（1890）から十七年までの間にイギリスに赴任し、光緒十七年八月、イギリスを離れ、シンガポールに転任した。錢仲聯、「黄公度先生年譜」、『人境廬詩草箋注』、1198-1205頁を参照。

⁵¹ 「使事多暇、偶翻舊編、頗悔少作、點竄增損、時有改正、共得詩數十首」

黄遵憲『日本雑事詩』、光緒廿四年（1898）長沙富文堂本、序、1b。

⁵² 錢仲聯「黄公度先生年譜」、『人境廬詩草箋注』、1197頁。

⁵³ 黄遵憲「將之日本題半身寫真寄諸友」、錢仲聯、『人境廬詩草箋注』、197頁。

「在倫敦寫真誌感」：

人海茫茫着此身、蒼涼獨立一傷神。遞增哀樂中年感、等是尋常行路人。萬里封侯從驃騎、中興名相畫麒麟。虎頭燕頤非吾事、何用眉頭鬱不申。⁵⁴（浮世で生きるこの身が、わびしくて孤独で心が苦しい。中年になって益々哀樂を感じられる。私も人々も、たまたま出会う行きずりの人のようなものだ。萬戸侯に封じた霍去病のように武功を立てるか、あるいは姿が朝廷に描かれた霍光のような名臣になりたい。しかし、班超のような出世はそもそも私のすることではない。私は不機嫌で眉をひそめている必要もないだろう。）

前者の希望に満ち溢れる気持ちと後者の憂鬱な心境とは鮮明に対比している。ロンドンの写真は『後漢書』の「虎頭燕頤」の典故を使っているが、青年黄遵憲が周朗山の詩を唱和した詩にも使われていた。

噫嘻乎儒生讀書不識羞、動誇虎頭燕頤徑取萬戸侯。萬戸侯耳豈足道、烏知今日裨瀛大海還有大九州。⁵⁵（ああ、儒生らは本を読んだが恥知らず、威風堂々としていて萬戸侯に封じられた班超のようになると大言を吐きがちである。たとえ萬戸侯でも取るに足らないものだ。彼らはこの世界ではまだ大九州があることを知るわけもない。）

後にも述べるが、少年黄遵憲は天下に目を向けるという志の持ち主であり、この詩は、「大九州」に目を向けて、「虎頭燕頤徑取萬戸侯」を目標とする儒生たちを風刺している。しかし、中年黄遵憲が言う「虎頭燕頤非吾事、何用眉頭鬱不申」は、まさに語るに落ちると言えよう。その時の彼は、やはり士大夫としてより大きな舞台に立ちたいと考えていたのではないか。しかし、当時の彼は、「二品頂戴」とはいえ、参贊官を担当していた。日本公使に着任させるという話はあったが、結局何者かの邪魔が入ってその話は白紙に戻った⁵⁶。黄遵憲にとって、いくら「大九州」に目を向ける志があっても、「萬戸侯」になって、大きな舞台で才覚を発揮する機会はなかった。これは、黄遵憲が自分の不遇を嘆いた原因かもしれない。

「時勢はどうしようもないと憤慨」するのは、自分の不遇を嘆いた原因と関連しているのであろうが、具体的には、何のことを指すのだろうか。この問題を考えるには、『日本雑事詩』自序から、何らかの手がかりを得られるかもしれない。

⁵⁴ 黄遵憲「在倫敦寫真誌感」、錢仲聯、『人境廬詩草箋注』、514頁。

⁵⁵ 黄遵憲「和周朗山見贈之作」、錢仲聯、『人境廬詩草箋注』、84頁。

⁵⁶ 錢仲聯「黄公度先生年譜」、『人境廬詩草箋注』、1200頁。

中國士夫、聞見狹陋、於外事向不措意。今既聞之矣、既見之矣、猶復緣飾古義、足己自封、且疑且信。逮窮年累月、深稽博攷、然後乃曉然於是非得失之宜、長短取舍之要、余滋愧矣。(中国の士大夫は、見聞が狭く、外国のことについては、これまで一向に注意もしなかった。今はすでに耳にしたり、目にしたりもしたのだが、あいかわらず經典の道理で(中国の伝統を)とりつくろってれば、自己満足していられるので、半信半疑の状態にあった。長い年月をかけて議論をし深く考え広く検討して、やっとは是非得失の基準、長短取舍の要点に気がついたのだから、私はますますもって恥ずかしい。) ⁵⁷

一見すれば、これは「中国士夫」である「余」、すなわち黄遵憲自身の反省である。しかし、後半の「逮窮年累月」から「余滋愧矣」までの部分を読まなければ、最初の「中国士夫」が「余」であることはわからない。換言すれば、前半の「中国士夫」から「且疑且信」までの部分だけを読んだ場合、これはすべての「中国士夫」に対する批判のようにも読める。黄遵憲は、公然と「中国士夫」を批判できないと考えているはずであるため、このような両義性を持つ措辞を使ったのであろう。光緒年間、西洋を積極的に受容しようとしている洋務派と西洋化を拒絶する清流派は激しく対立しており、外国の事情を記録する外交官の日記は、二心があると陥れられる口実になる場合もある⁵⁸。黄遵憲がこの「自序」を書いた時、光緒帝がすでに親政を行っているが、朝廷における改革と保守の争いは依然として続いていた。「外事」に目を向ける黄遵憲は、常に目立ちすぎないように注意しなければならなかったであろう。このように考えると、「時勢はどうしようもないと憤慨」するという彼の心理は理解に難くない。

ただ本当の理由は何であれ、重要なのは、黄遵憲が憤慨や不遇などを感じていたこの時期において、彼は『日本雑事詩』を改訂し、過去の詩を集めていたという点である。麦生登美江はそれを「過去を振り返るような仕事」⁵⁹であると指摘するが、更に正確に言えば、その頃の黄遵憲は、詩人としての自分を振り返っていたと言えよう。そうすると、当時『人境廬詩草』自序を『人境廬詩草』に収める作品のために書いた一方で、黄遵憲が『日本雑事詩』の改訂も同時期に行ったことは無視できない。自分の詩を整理し、自分の創作上の主張を転換しはじめたこの時期に、詩人黄遵憲は、『人境廬詩草』及び『日本雑

⁵⁷ 黄遵憲『日本雑事詩』、光緒廿四年(1898)長沙富文堂本、序、1b。訳は筧久美子・林香奈・劉雨珍等「黄遵憲『日本雑事詩』訳注稿(一)」を参照。(『未名』第一三号、1995年3月、172頁。)

一部筆者による修正あり。

⁵⁸ 朱維錚「導言」、王立誠編校『郭嵩燾等使西記六種』、7-10頁を参照。

⁵⁹ 麦生登美江「黄遵憲——その詩と軌跡と——」、868頁。

事詩』の両方に目を向けたのである。

三、『日本雑事詩』の改訂と『人境廬詩草』との連動性

(一)

『日本雑事詩』改訂について上では少し触れたが、簡単に説明すると、『日本雑事詩』は「初版」(光緒五年、同文館聚珍本)の七言絶句一五四首から、増訂・削除・修正などを経て、七言絶句二百首の「定本」(光緒二十四年、長沙富文堂本)になった(本論第一章)。本章は黄遵憲の詩作活動における『日本雑事詩』の位置づけに焦点を当てるため、ここでは、その改訂を創作活動の一環として、『日本雑事詩』と『人境廬詩草』を比較対照する。

直接『日本雑事詩』と『人境廬詩草』を比較するのではなく、『日本雑事詩』の改訂から論じるのには理由がある。それは、改訂にあたって、今まで無視されがちであった重要な変化が見られるからだ。例えば、「初版」第七十二首の自注では、

詩初學唐人、於明學李・王、於宋學蘇・陸、後學晚唐、變為四靈、逮乎我朝、王・袁・趙・張四家最著名、大抵皆隨我風氣以轉移也……七絶最所擅場、近市河子靜・大窪天民・柏木昶・菊池五山、皆稱絶句名家。文酒之會、援毫長吟、高唱往往逼唐宋。余素不能為絶句、此卷意在隸事、乃仿『南宋雑事詩』・『灤陽雜詠』之例、排比成之。東人見之、不轉笑為東施效顰者幾希。(日本では)漢詩は初め唐人に学んだが、明においては李攀龍・王世貞に学び、宋においては蘇軾・陸游に学び、その後に晚唐の詩を学び、四靈(徐照・徐夔・翁卷・趙師秀)を重視するようになった。清朝に至っては、王士禛・袁枚・趙翼・張問陶の四家が最も著名である。大体みな我が国の流行に従って変移しているのである……七言絶句を最も得意とするのは、近くは市河子静・大窪天民・柏木昶・菊池五山がいるが、いずれも絶句の名家と称されている。(彼らは)文酒の会で筆をとり詩を賦し、高らかに吟唱したが、そのできばえは唐や宋の作品に逼るものがあつた。私は元から絶句を作れない。この本を作る目的は事柄を列挙するためであつて、『南宋雑事詩』や『灤陽雜詠』の例に倣つて、詩を並べて作つたのである。日本人の中で、これを見て「顰みに効う」と笑わない人は少なからう。) ⁶⁰

⁶⁰ 黄遵憲『日本雑事詩』、光緒五年同文館聚珍本、卷一、37b-38a。(影印本は『清代詩文集彙編』第七六七冊に収録、上海古籍出版社、2010年、621-622頁。)訳は笈久美子・林香奈・劉雨珍「黄遵憲『日本雑事詩』訳注稿(十)」を参照。(『未名』第二十二号、2004年3月、197-198頁。)

一部筆者による修正あり。

と述べる箇所がある。黄遵憲は、まず日本漢詩が漢詩の発生地である「我が国の流行に従って変移している」と指摘する。一方、その発生地から日本にやってきて、たちまち日本漢詩人の「文化上の導師」になった黄遵憲は、日本の漢詩への敬意を惜しみなく払っている。その中から取り上げたのは「唐や宋の作品に逼る」ほどの「七絶」である。そうすると、百首以上の七絶を以て『日本雑事詩』を構成した黄遵憲は、その執筆の際に、七絶を最も得意とした日本の読者を意識したと考えられる。『日本雑事詩』の「初版」は中国で刊行されたとはいえ、執筆したのは日本滞在期間である。出版する前にも、黄遵憲は、初稿に対して多くの日本の漢詩人の意見を乞うた。つまり、七絶にすぐれた日本漢詩壇にいながら、彼がたとえ「顰みに効う」と笑われても、あえて元から作れないと自称するこの詩形を選んだ理由には、黄遵憲の自己挑戦や創作実験というべき意思がないとは言えない。これを基に、上述の詩の注の改訂を見れば、興味深い現象に気づく。

「初版」第七十二首は、改訂によって、「定本」第七十七首になっている。この二首の自注を比較してみよう。

「初版」第七十二首：

文酒之會、援毫長吟、高唱往往逼唐宋。余素不能為絶句、此卷意在隸事、乃仿『南宋雑事詩』、『灤陽雜詠』之例、排比成之。東人見之、不轉笑為東施效顰者幾希。⁶¹ ((彼らは) 文酒の会で筆をとり詩を賦し、高らかに吟唱したが、その作は唐や宋に逼るものがあつた。私は元から絶句を作れない。この本を作る目的は事柄を列挙するためであつて、『南宋雑事詩』や『灤陽雜詠』の例に倣つて、詩を並べて作つたのである。日本人の中で、これを見て「顰みに効う」と笑わない人は少なからう。)

「定本」第七十七首：

文酒之會、援毫長吟、高唱往往逼唐宋。近世文人、變而購美人詩稿、譯英士文集矣。((彼らは) 文酒の会で筆をとり詩を賦し、高らかに吟唱したが、その作は唐や宋に逼るものがあつた。しかし近年の文人は、アメリカ人の詩稿を買い、イギリス人の文集を訳すようになっている。)⁶²

なお、「天南遯窟活字本」では、少し異同がある。

「余素不能為絶句。此卷意在隸事、乃仿『南宋雑事詩』、『灤陽雜詠』之例、勉強成之。東人見之、不轉笑為東施之效顰者幾希。」

黄遵憲『日本雑事詩』、光緒五年天南遯窟活字本、卷一、33b。

⁶¹ 黄遵憲『日本雑事詩』光緒五年同文館聚珍本、卷一、37b-38a、621-622頁。

⁶² 黄遵憲『日本雑事詩』、光緒廿四年(1898)長沙富文堂本、卷一、38b。

訳は林香奈・劉雨珍「黄遵憲『日本雑事詩』訳注稿(十六)」を参照。(『未名』第二十二号、2004年3月、198頁。)

一部筆者による修正あり。

上述の通り、「初版」は光緒五年に刊行された。「定本」の出版は光緒二十四年（1898）であるが、その「自序」は光緒十六年（1890）に書かれている。よって、『日本雑事詩』の改訂は、この時点ですでに完成していたと推測される。光緒五年から光緒十六年までは、十年以上になる。この間、日本の漢詩壇の風潮が変化していた。三浦叶が指摘しているように、明治の漢詩は、明治十六年、十七年（1883、1884）に至って、大沼枕山・森春濤・成島柳北三人の活躍で、その隆盛期を迎えたが、人々の関心が西洋の文学に移ったせいで、明治二十年（1887）になると、「最も衰微するに至った」ということである。⁶³「定本」で改められた部分は、ちょうどその変化の軌跡を反映している。しかしこの新たに書き込んだ部分より重要なのは、「初版」における「余素不能為絶句」以降の部分が削除されたという点である。この削除は、黄遵憲が七絶の創作実験を終えたことを暗示しているのではないか。現存の『人境廬詩草』によれば、『日本雑事詩』が執筆された以前の詩を収録する巻一・巻二では、絶句は確かに少ない。そして『日本雑事詩』の出版や改訂によって、黄遵憲は絶句二百首を書く経験を積み、絶句を作れるという自信がついたはずである。

『日本雑事詩』の改訂に関心を寄せた多くの研究者は、その改訂の前後における作者の思想的変化を反映したという結論を出す傾向にある⁶⁴。しかし、「初版」と「定本」を詳しく比較してみればわかるように、改訂の多くは思想ではなく、詩の表現に関わっている。例えば、「定本」第一一四首の第一句は「覆院桐陰夏氣清」（庭は桐の木に覆われて夏になっても涼しい）⁶⁵に作るが、「初版」第八十四首では「滿院桐陰夏氣清」⁶⁶（庭は桐の陰に満ちられ夏になっても涼しい）に作る。要するにこの詩はこの一字だけが改められている。このような字句の変更は、もちろん作者の思想とは関係がない。唐・賈島の逸話（『唐詩紀事』巻四十）のように、これは詩想を練り直すための黄遵憲なりの「推敲」である。

この「滿」にするか「覆」にするかという推敲からは、『日本雑事詩』と『人境廬詩草』との関連性が窺える。『人境廬詩草』では、これと類似の表現がいくつもある。

覆地桐陰綠、中為人境廬。⁶⁷（二十七歳の作）

高高山月一輪秋、夜半椰陰滿畫樓。⁶⁸（四十七歳の作）

⁶³ 三浦叶『明治漢文學史』、汲古書院、1998年、全478頁、26頁。

⁶⁴ 詳しくは本論第一章を参照。

⁶⁵ 黄遵憲『日本雑事詩』、光緒廿四年（1898）長沙富文堂本、巻二、11b。訳は林香奈・劉雨珍「黄遵憲『日本雑事詩』訳注稿（十六）」を参照。（『未名』第二十九号、2011年3月、137頁。）

⁶⁶ 黄遵憲『日本雑事詩』光緒五年同文館聚珍本、巻二、5b、624頁。

⁶⁷ 黄遵憲「代柬寄詩五蘭谷並問諸友」、錢仲聯、『人境廬詩草箋注』、136頁。

⁶⁸ 黄遵憲「養疴雜詩」その四、錢仲聯、『人境廬詩草箋注』、642頁。

入門竹數竿、綠覆雲油油。⁶⁹（五十歳の作）
元時古墓明朝屋、上覆榕陰六百年。⁷⁰（五十二歳の作⁷¹）

「満」と「覆」の相違を言えば、後者は上から下への方向性が語感の中にあるが、二字のどちらを選択するかは個人の趣向によるだろう。しかし、こうした樹木の陰と建物との対応関係を描く場合に、黄遵憲は「覆」を選ぶ傾向がある。実際に『人境廬詩草』では、「満」にした例は上で挙げた四例のうち一つしかない。

そして『日本雑事詩』改訂の時期は光緒十六年、黄遵憲四十三歳の時である。その時の黄遵憲が、思い浮かべることができた前例は、二十七歳の時に書いた「覆地桐陰綠」しかない。たとえ創作時期の問題を無視しても、上述の例では、「覆院桐陰夏氣清」に最も類似するのはまさしく「覆地桐陰綠」であり、前者は後者から派生したと言ってもよい。上述の通り、光緒十六年の黄遵憲は二つの重要なことを行った——『日本雑事詩』の改訂と自作の整理。つまり四十三歳の黄遵憲が自作を整理する際、当然ながら二十七歳の時の詩を再び読んだはずである。「満」と「覆」を推敲する時、過去の詩に影響された可能性は十分に考えられる。

（二）

前節では、『日本雑事詩』と『人境廬詩草』自序」に書かれた「詩之外有事」との関連性について述べた。中国の古人に詠われていない日本のあらゆる雑「事」は、「事」を重視する黄遵憲が「我之詩」を書く格好の題材であったが、「我之詩」を成立させるためには、「事」はもちろん、「我」も必要不可欠である。「事」は「我」がそれを経験して思案し、その思いを文字にしてからはじめて「我之詩」になる⁷²。これは、黄遵憲が「詩之外有事」以外に、さらに「詩之内有人」（この「人」は、もちろん「我」に等しい）を加えている理由である。ここでは、「詩之内有人」という側面から、再び『日本雑事詩』の改訂を考察する。

上で引用した「初版」第七十二首の自注のように、『日本雑事詩』を「作る目的は事柄を列挙することであるが、それは機械的に日本の雑事を記録しているのではなく、作者の「我」の主観的判断がそこに含まれている。「初版」にはすでに「我」の存在が見える。そして「定本」に至ると、さらに「我」を

⁶⁹ 黄遵憲「題樵野丈運甃齋話別圖」、錢仲聯、『人境廬詩草箋注』、746頁。

⁷⁰ 黄遵憲「己亥雜詩」第二十六首、錢仲聯、『人境廬詩草箋注』、813頁。

⁷¹ これらの詩の制作時期は、吳天任「人境廬詩譜」を参照。吳天任『黄公度（遵憲）先生傳稿』、臺北、文海出版社、1979年、全660頁、508-535頁。

⁷² 陳三立の『人境廬詩草』跋も、黄遵憲詩を「馳域外之觀、寫心上之語」と評価する。錢仲聯、『人境廬詩草箋注』、1083頁。

強調している。「初版」第七十二首と「定本」第七十七首の詩を比較してみよう。

幾人漢魏溯根源、唐宋以還格尚存。難怪雞林賈爭市、白香山外數隨園。⁷³

(日本では、漢魏まで遡って詩の根源を求める人は多くいるし、唐宋以降の詩風もまだ残っている。だからみな争って中国の詩集を購入し、白楽天以外、最も人気のある中国詩人は袁枚である。)

豈獨斯文有盛衰、旁行字正力橫馳。不知近日雞林賈、誰費黃金更購詩。(儒学のみに盛衰があるのではない。今では詩文においてすらも横文字が盛んにもてはやされている有様だ。近頃の日本の市場では、かつてのように、白楽天や袁枚といった中国の詩に黄金を積む者など、誰もいないのだろう。)⁷⁴

日本の詩人は中国の詩を学ぶ風潮が希薄になり、横文字で書かれた文学が盛んになったという時代を反映する大きな内容上の変化があると同時に、「初版」と「定本」の語り手(「我」)の存在感も異なる。「初版」では、第三句の「難怪」のみで、「我」の主観的判断を明示しているのに対して、「定本」は、冒頭の部分の「豈獨」から始まり、それに続く第三、四句の「不知」、「誰費」という反問が次から次へと現れる。こうした反問の連続は、中国古典詩がもはや日本詩人のカノンではないということを惜しむ「我」の心情を強く示している。この詩以外、特に挙げられる二例がある。

初版第五十七首：

都綳孩兒赴甲科、垂髻圍坐抱書哦。閒來花面紛塗抹、愛挽師衣踏踏歌。⁷⁵

((?) 子どもたちはむずかしい勉強をしている。髪を垂れている彼らは団坐して、本を持って朗読している。授業の休憩時間には、可愛い顔にいっぱい化粧して、喜んで先生の服を引っ張って、踊りながら歌を歌う。)

定本第六十首：

聯袂游魚逐隊嬉、捧書挾策雁行隨。打頭栗鑿驚呼暮、悵憶兒童逃學時。(水

に泳ぐ魚のように、多くの子供が手を取り合って遊び、お勉強の時にはきちんとお行儀がよい。頭をコツンとやられると、痛いと言って大声で泣い

⁷³ 黄遵憲『日本雜事詩』、光緒五年同文館聚珍本、卷一、37a、621頁。

⁷⁴ 黄遵憲『日本雜事詩』、光緒廿四年(1898)長沙富文堂本、卷一、38a。訳は笈久美子・林香奈・劉雨珍「黄遵憲『日本雜事詩』訳注稿(十)」を参照。(『未名』第二十二号、2004年3月、194頁。)

一部筆者による修正あり。

⁷⁵ 黄遵憲、『日本雜事詩』、光緒五年同文館聚珍本、卷一、26b、616頁。

ている。そんな子達を見ていると、わが幼き頃に授業をさぼったことを思い出し、何となく切なくなる。) ⁷⁶

初版第一〇八首：

翠竹蒼松挿戸前、人人都道是新年。歳朝若許圖清供、獸炭紅爐一九天。⁷⁷

(緑色の竹と濃緑色の松で作った松飾りを玄関に置いて飾り、人々はみな「新年おめでとうございます」と言っている。元旦の日に多くの人々が清供図を書き、炭を炉であかあかと燃やすこの日は、ちょうど冬至から数えて九日過ぎた日にあたる。)

定本第一三三首：

讓葉勞薪挿戸前、人人都道是新年。故郷正作消寒會、獸炭紅爐一九天。(讓

り葉や^{としぎ}年木を玄関の前に差して飾り、人々はみな「新年おめでとうございます」と言っている。故郷ではちょうど消寒会が行われている頃。炭を炉であかあかと燃やすこの頃が新暦の正月で、ちょうど冬至から数えて九日過ぎた日にあたる。) ⁷⁸

この二組の詩はそれぞれ日本の幼稚園児と正月を主題とする。「初版」の幼稚園児詩は、四句共に観察者の視点から子どもたちの様子を描く。「定本」に至ると、大きな変化を見せる。前の二句のみが客観的描写であり、後ろの二句になると、「我」が現れ、作者黄遵憲がそれらの子どもの様子を見て、自分が幼い頃に学校をさぼった記憶を辿っている。正月詩の場合、主な変更は第三句にある。この変更によって、「初版」の第三、四句における日本の正月の光景が、黄遵憲の故郷の記憶になっている。この二組の詩は、いずれも「我」がその場に現れ、作者自身の記憶(時間)や故郷(空間)を思い浮かべるという方向性の下で改められた。このような改訂は、黄遵憲の思想的変化とは直接関わってはいないであろう。そしてこの改訂からは、この詩篇がただ日本雑「事」の記録ではなく、黄遵憲自分自身の往「事」をあわせて描くことによって、詩の中の「我」を強調しようとする意志が窺える。「詩之外有事、詩之内有人」という基準で判断すれば、「定本」の詩はさらに黄遵憲の理想に近づいていると言ってもよい。この点からも、「詩」はただ紀「事」だという観点から『日本雑事詩』を評価するのは誤りであることがわかる。

⁷⁶ 黄遵憲『日本雑事詩』、光緒廿四年(1898)長沙富文堂本、卷一、27a。訳は笈久美子・林香奈・劉雨珍「黄遵憲『日本雑事詩』訳注稿(六)」を参照。(『未名』第十八号、2000年3月、190頁。)

⁷⁷ 黄遵憲『日本雑事詩』、光緒五年同文館聚珍本、卷二、16b、630頁。

⁷⁸ 黄遵憲『日本雑事詩』、光緒廿四年(1898)長沙富文堂本、卷二、17b。訳は林香奈・劉雨珍「黄遵憲『日本雑事詩』訳注稿(十八)」を参照。(『未名』第三十一号、2013年3月、118頁。)

一部筆者による修正あり。

四、『日本雑事詩』と『人境廬詩草』の創作上の影響関係

(一)

周知のように、黄遵憲は龔自珍「己亥雜詩」三百五十首に倣って、「己亥雜詩」八十九首を作っており、その中の詩は龔自珍の詩句に基づいている場合もある⁷⁹。その一方、黄遵憲自身の詩作歴から見れば、同様に七絶の大型連作である『日本雑事詩』とこの「己亥雜詩」との関連性にも注目しなければならない。すでに触れたように、「己亥雜詩」第四十六首は、明らかに『日本雑事詩』定本第五十一首から派生した作品である。ここでは、黄遵憲が言葉遊びを用いて、七絶連作を以て長編叙事詩を作ることを暗示する側面から、両者の影響関係を論じる。

島田久美子が指摘しているように、黄遵憲は饒舌の作家である⁸⁰。字数制限のない五言古詩や七言古詩は、まさに饒舌詩人の本領発揮ができる詩形である。

吾之五古詩、自謂凌跨千古。若七古詩不過比白香山吳梅村畧高一籌、猶未出杜韓範圍。⁸¹（私は、自身の五言古詩は千年にわたって君臨するものだと評価している。七言古詩は、ただ白樂天や吳偉業にやや勝っているにすぎない程度であり、杜甫や韓愈の到達点を超えるものではない。）

五言古詩であれ、七言古詩であれ、黄遵憲は自らの古詩に十分な自信を見せている。このような前提で『日本雑事詩』を考えれば、長詩が得意な黄遵憲は、四句二十八字しか書けない七言絶句に向き合う際に如何なる対応をしているかという問題に着目すべきであろう。

なお、「重刊『日本雑事詩』自序」では、『日本雑事詩』の流行は、「東人喜讀中人之詩、中人又喜聞東國之事」⁸²（日本人は中国人の詩を読むのが好きであり、中国人は日本の事を聞くのが好きである）に起因すると述べている。これは、『日本雑事詩』の主要読者は中国人と日本人であると意味する。しかし、当時の東アジアの漢文文化圏と言え、中国と日本だけではない。現存の筆談記録によると、『日本雑事詩』に朝鮮の読者がいたことも把握できる。

⁷⁹ 例えば、黄遵憲「己亥雜詩」第四十七首の「後二十年言定論」という一句は、龔自珍「己亥雜詩」第七十六首の「五十年中言定論」から来た。錢仲聯、『人境廬詩草箋注』、826頁。龔自珍『龔自珍全集』、全660頁、516頁などを参照。

⁸⁰ 島田久美子注『黄遵憲』中国詩人選集二集第15巻、東京、岩波書店、1963年、187ページ、解説、8頁。

⁸¹ 黄遵憲「致梁啟超函」、陳錚編、『黄遵憲全集』、441頁。

⁸² 黄遵憲「致梁啟超函」、陳錚編、『黄遵憲全集』、441頁。

宏曰：僕向請大著『日本雜事詩』、仰重大名久矣……

憲曰：今日承雅教、歡慰之極。僕著『日本雜事詩』、近遊戯之心、不知閣下何處見之。然既承青覽、他日過訪、再當敬呈數部乞正……⁸³

（宏は言う。私はこの間高著の『日本雜事詩』を入手いたしました。お噂はかねがね伺っております。

憲は言う。今日は貴重なご意見を賜りまして心より御礼を申し上げます。私が『日本雜事詩』を書いたのは一種の遊び心です。貴殿はどちらでその本を見つけたのでしょうか。しかしすでにご覧になったのであれば、後日お伺いする時、また何冊か差し上げてご教示にあずかりたいと思います。）

「宏」は当時の朝鮮修信使だった金宏集（金弘集）である。金宏集は明治十三年（1880）八月十一日に日本にやってくる、この会話は彼と清朝外交官たちとの二回目の筆談であり、その月の二十一日に行われた⁸⁴。これは、日本に来て僅か十日ほどで、金宏集はすでに『日本雜事詩』を読んでいたことを意味する。黄遵憲が驚いたのも無理はない。いずれにせよ、ここで注目したいのは、朝鮮人という比較的珍しい読者に対して、黄遵憲は「遊び心」という言い回しで自分の『日本雜事詩』を称したという点である。

それでは彼の言う「遊び心」とはなにか。黄遵憲はこれについて詳しく言及していない。ただ、「再當敬呈數部乞正」という言葉から推測すると、謙遜のように見える「遊び心」という言い方は自身の詩篇に対する否定の意味で用いているようには見えず、むしろ詩篇の出来栄えについて多少なりとも自負している可能性さえもある。

「饒舌詩人が書く短詩」、「遊び心の具体的な意味」、以下はこれら二点を基に、『日本雜事詩』における興味深い点——言葉遊びで連作の関連性を暗示する——を指摘し、その点が黄遵憲の「己亥雜詩」にも見られることを論じる。

『日本雜事詩』は一般的に二百首の七言絶句として読まれているが、構造が緩い一首の長編詩として読むことも可能であろう。「構造が緩い」というのは、まさしくそれが「雑」なゆえである。また内容から見れば、直接的に二百首の短詩を一首の長詩として読むのは、その内容があまりにも雑多であり、統合し難い。しかし逆に言えば、その中の一首一首を完全に独立した作品として読むのにも無理がある。

「国勢・天文・地理・政治・文学・風俗・服飾・物産」といった順序で構成している『日本雜事詩』は、その各詩が内容によって配列されている。この八つの主題は大体の分類であるが、その中でさらに細かく分類することが可能である。例えば「定本」第八十、八十一、八十二首はすべて日本仏教を詠い、第

⁸³ 陳錚編『黄遵憲全集』、810頁。

⁸⁴ 黄遵憲の金宏集との交流について、伊原澤周の論文を参照。伊原澤周「論黄遵憲與金宏集」、『黄遵憲研究新論：紀念黄遵憲逝世一百週年國際學術研討會論文集』、366-402ページ。

一二二、一二三、一二四首はすべて桜花に関わる詩であり、それぞれの関連性が密接である。

自注の書き方からも『日本雑事詩』の詩篇はそれぞれ完全に独立した作品ではないことを証明できる。例えば「定本」第三首の自注の冒頭は「神代史又有言」⁸⁵（神代史ではまたこう述べる）である。仮にこの詩だけを『日本雑事詩』から分断して読めば、まず冒頭の「又」の部分が読者を戸惑わせるだろう。特に中国の読者であれば、必ずしも神代史を知っているわけではない。前の詩とあわせて読むと、すでに第二首の自注では「紀神武以前事為神代史」⁸⁶（神武以前のことを記録して、神代史を作った）と神代史を紹介している。さらに第一首の自注を見ると、「神武」は日本の紀元であることがわかる⁸⁷。

前後の詩の関連性は、内容の類似性や叙事的手法から判断できる以外にも、黄遵憲が『日本雑事詩』に埋め込んだ言葉遊びもその手がかりになる。例として、上述の第一、二、三首・第八十、八十一、八十二首・第一二二、一二三、一二四首を挙げて説明しよう。第一、二、三首にはそれぞれ「天」の字があり、第八十、八十一、八十二首にはそれぞれ「佛」の字があり、第一二二、一二三、一二四首にはそれぞれ「花」の字がある。特に後ろの二組については、各自の内容が類似しているため、同じ字があり、かつその字がその主題に関わっているのは単なる偶然かもしれない。しかしながら、これらの詩のみならず、『日本雑事詩』におけるほぼすべての詩篇には、前後の詩同士に一字以上の重複が見られ、偶然の産物とは言い難い。

さらに第一九一首から一九四首を見てみると、黄遵憲が言葉遊びを意識的にしていることがわかる。第一九一首は陶器を詠い、第一九二首は漆器を詠い、第一九三首は七宝焼を詠い、第一九四首は扇を詠う⁸⁸。内容から見ると、前三首のほうが高い類似性が高いが、いずれも日本の器物の範疇にある。仮にこの四首にたまたま一字の重複があったのであれば、「器」や「物」などの字の可能性が高いであろう。しかし興味深いのは、この四首は、珍しく一字も重複していない。この四首に見える言葉遊びは、『日本雑事詩』では最も特殊な一組であり、同じ字や語彙を以てその関連性を暗示するのではなく、数字で表現しているのである。具体的に言うと、第一九一首には「五」の字があり、第一九二首には「六」の字があり、第一九三首には「七」の字がある。この順に並んだ数字は意識的に選ばれたものにほかならない。第一九四首の場合は、前三首との

⁸⁵ 黄遵憲『日本雑事詩』、光緒廿四年（1898）長沙富文堂本、卷一、3a。

⁸⁶ 黄遵憲『日本雑事詩』、光緒廿四年（1898）長沙富文堂本、卷一、2b。

⁸⁷ 「一姓相承、自神武紀元至今歲己卯明治十二年、為二千五百三十九年。」

黄遵憲『日本雑事詩』、光緒廿四年（1898）長沙富文堂本、卷一、1a。

⁸⁸ 第一九一首：回青純白潔無塵、色比官哥稍薄勻。說是五郎親手製、就中最愛愛蓮人。

第一九二首：不須攢剔亦玲瓏、漆枕仇家手自工。翻出六朝金碧畫、縹霞先著退光紅。

第一九三首：開關轉得丸泥力、修月還將七寶裝。何意鶻金螺鈿外、更能煉石補天荒。

第一九四首：十三行竹袖中收、寶扇家家愛聚頭。藏得秋山平遠畫、鴉青紙認摺痕留。

黄遵憲『日本雑事詩』、光緒廿四年（1898）長沙富文堂本、卷二、43b-45a。

関連性が比較的低いが、同様に日本の器物と詠んでいるため、第一九三首と同じく「寶」の字がある。それだけでなく、第一九四首の冒頭は「十三」という数字がある。つまり、第一九二首の「六」と第一九三首の「七」とあわせてちょうど第一九四首の「十三」になる。この部分における黄遵憲の「遊び心」は明白である。

言葉遊びを以て各詩の関連性を暗示する手法は、「己亥雜詩」に至り、再び現れている。この連作詩については、まず重複の字からその関連性を推測し、内容を以てその推測を立証する。例えば、「己亥雜詩」第四十一首と第四十二首の「十」の字が重複し、第四十二、四十三、四十四首の「小」の字が重複する⁸⁹。このような重複は、第四十一首と第四十二首、そして第四十二、四十三、四十四首のそれぞれの関連性を暗示するはずである。しかも第四十一首と第四十二首の重複する字が、第四十二、四十三、四十四首の重複する字とは異なるため、第四十二首の内容は、前の第四十一首と続きの第四十三、四十四首にそれぞれ対応していることになるだろう。

次はそれらの詩の内容を検証してみよう。「己亥雜詩」が制作された年は光緒二十五年（1899）であり、黄遵憲は道光二十八年（1848）に生まれた。第四十一首第一句の「五十年前事」（五十年前のこと）というのは、黄遵憲自身の誕生を指す。続いて第四十二首第二句の「十齡學歩」（十歳の時、勉強を始めた）は、当然黄遵憲の十歳のことを指す。故に第四十一首の内容は確かに第四十二首と繋がっていて、二首共に幼き頃のことを詠っている。

続いて第四十二首とその後の二首との内容上の関連性を見てみる。自注によると、第四十二首は子どもの頃、詩を学び始めたことを詠っている。

十齡學爲詩、塾師以梅州神童蔡蒙吉「一路春鳩啼落花」句命題。余有「春從何處去、鳩亦盡情啼」語、師大驚、次日令賦「一覽衆山小」、余破題云：「天下猶爲小、何論眼底山」因是鄉里甚推異之。⁹⁰（十歳から詩の作り方を学び始めた。塾の先生は梅州の神童である蔡蒙吉の「一路春鳩啼落花」（道の途中、春の鳩の鳴き声を聞きながら、花びらが落ちているのを見て）という句を以て出題した。私の答えには「春從何處去、鳩亦盡情啼」（春はどこに行くのだろう。それでも鳩は気にせず鳴いている）という句があり、先生は大いに驚いた。次の日、「一覽衆山小」（周りの群小の山々を眺めてみよう）という題で賦せよと言われ、私は詩の首聯で題意を説明し、「天下猶爲小、何論眼底山」（天下でさえ小さいから、見下ろしている

⁸⁹ 第四十一首：五十年前事未忘、白頭諸母說家常。指渠墮地呱呱處、老屋西頭第四房。
第四十二首：一路春鳩啼落花、十齡學歩語牙牙。錦袍曾賦小時月、月照恆河鬢已華。
第四十三首：忽想尻輪到五洲、海泓煙點小齊州。丁年破浪乘風興、畫壁留圖作臥遊。
第四十四首：歲星十二遍周天、繞盡圓球剩半環。法界樓臺米家畫、總輸三島小神山。
錢仲聯『人境廬詩草箋注』、823-824 頁。

⁹⁰ 錢仲聯『人境廬詩草箋注』、823 頁。

山々は取るに足りない) と言う。これによって、村の人々が驚いて私のことを褒めていた。)

五十歳を超える黄遵憲は「己亥雜詩」を以て自分の人生を顧みて定義する。この自注では、特に「天下猶爲小、何論眼底山」という部分が注目に値する。詩の中に詠われているのは「春從何處去、鳩亦盡情啼」の部分だが、注によると、この句を詠った時、ただ教師を驚かせただけである。「天下猶爲小、何論眼底山」を詠った後は、試帖詩の作法を理解しているので、教師だけではなくではなく、村の人々がみな驚いて彼を褒めた。それ故黄遵憲はこの部分を強調したかったとも言える。「己亥雜詩」第一首は「我是東西南北人」⁹¹（私は、ゆくえ定めずあちこちを放浪する身だ）という句で始まるように、古人によって書かれていないことを書くという方針をとる詩人黄遵憲は、自らの世界（天下）一周経験を誇りに思っていた。そして第四十三、四十四首はまさにその世界一周経験に関する詩である。

纏めてみると、第四十一、四十二首は「子ども時代」という内容で繋がり、同じ字（「十」の字）がある。第四十二首は黄遵憲の子ども時代を詠いながら、「天下」という志があると自注によって表すため、また「世界一周」を詠う第四十三、四十四首と内容において繋がり、同じ字（「小」の字）がある。ここからは、黄遵憲がやはり、意識的に詩同士間の関連性を示唆する手法を用いていたことがわかる。『日本雜事詩』における言葉遊びを以て各詩の関連性を暗示する手法は、確かに「己亥雜詩」に引き継がれていた。

以上で述べたのは、『日本雜事詩』や『人境廬詩草』所収の「己亥雜詩」における絶句の独立しながらもそれぞれ関連し合っているという関係である。以下は、黄遵憲が『日本雜事詩』の七絶を利用し、一篇の長編叙事詩を作った例を考察する。

『人境廬詩草』卷三に、「石川鴻齋偕僧來謁張副使誤謂爲僧鴻齋作詩自辯余賦此以解嘲」（石川鴻齋は僧侶と共に訪ねてきた。張斯桂副使は鴻齋も僧侶であると誤解したゆえ、鴻齋は詩を作って弁明した。私もこの詩を以て解嘲する）という詩がある。吳天任『黄公度（遵憲）先生傳稿』では、この詩は光緒四年（1878、つまり『日本雜事詩』の執筆期）に作ったと指摘しているが⁹²、おそらく誤りであろう。光緒四年に作ったのは「石川先生以張星使之誤爲僧也來告予曰近者友人皆呼我爲假佛印願作一詩以解嘲因戲成此篇想閱之者更當拍掌大笑也」⁹³（石川氏は張星使に僧侶だと誤認されたことを私に伝え、「近頃、友人たちは私のことを偽物の仏印だと呼ぶので、解嘲の詩を作ってもらえませんか」と言うので、遊びでこの詩を作った。この詩を読んだ人は、さらに大笑い

⁹¹ 錢仲聯『人境廬詩草箋注』、800頁。

⁹² 吳天任「人境廬詩譜」、『黄公度（遵憲）先生傳稿』、520頁。

⁹³ 石川鴻齋編著『芝山一笑』、8a-9a。

するだろう)であるはずだ。この詩は『人境廬詩草』所収の詩を改訂したものであり、題名だけではなく、詩の後半も大きく変更された。単なる推測にすぎないが、おそらくイギリスに赴任し、過去の詩を編集している頃に改訂したのであろう。ここでは、『人境廬詩草』所収詩の一部を引用する。

周妻何肉兩無忌。朝過屠門夕擁妾。佛如有知亦歡喜。重願東來度僧牒。……帝王亦稱三寶奴。上皇尊號多僧徒。七道百國輸正稅。民膏民血供浮屠。將軍柄政十數世。爭挽強弓不識字。斯文一脈比傳燈。亦賴儒僧延不墜……⁹⁴ (日本の僧侶は、周顛や何胤のように、修行しながら結婚したり肉食したりしている。朝は肉屋に立ち寄り、夜は妾を抱く。仏陀もそれを知ったら喜んで、日本に来て出家したいともう一度願うことだろう。……日本の帝王も三宝の奴と自称し、上皇たちの尊号をみればわかるように、仏教の信仰者が多い。五畿七道が正税を納め、民が一生懸命支払った税金で仏を供養する。幕府の將軍はすでに十数代続いて政権を握り、彼らは武を重視して文を軽視する。儒学の流れもまるで仏法の伝灯のようになり、儒僧のおかげで中断せず伝承されてきた。)

詩題で示しているように、本来この詩は「解嘲」のために作ったが、改訂された後のものは、黄遵憲の日本仏教認識を示す詩と言える。前述のように、『日本雑事詩』には、日本仏教を詠う詩がある。そしてこの引用部分の多くの詩句はまさに『日本雑事詩』から来たものである。具体的に言うと、「周妻何肉兩無忌」、「帝王亦稱三寶奴。上皇尊號多僧徒」、「斯文一脈比傳燈。亦賴儒僧延不墜」はそれぞれ「初版」第七十五首⁹⁵、「定本」第八十首⁹⁶、「定本」第七十首⁹⁷に沿っている。比べてみればわかるように、両者の間に僅かな変更しか加えていない。基本的には、黄遵憲は、『日本雑事詩』の絶句を分解・利用し、新たな詩句を加えることによって、「石川鴻齋偕僧來謁張副使誤謂爲僧鴻齋作詩自辯余賦此以解嘲」という一篇の長編叙事詩を作ったと言える。

饒舌の黄遵憲は、短い七絶を書く際に、内容の類似する詩を並べるや言葉遊びなどの手法を用いることによって、短詩を結合・延伸させ、『日本雑事詩』を「日本雑事」というモチーフで書かれた長編叙事詩のようにしている。このような手法は、「己亥雑詩」にも見える。「己亥雑詩」も「黄遵憲の一生の縮図」というモチーフで書かれた一篇の長編叙事詩として読めなくもない。なお、黄

⁹⁴ 錢仲聯、『人境廬詩草箋注』、213頁。

⁹⁵ 「長跪蒲團誦法華、緇衣半袒覆袈裟。周妻何肉都無忌、喚作山僧未出家。」黄遵憲、『日本雑事詩』光緒五年同文館聚珍本、卷二、1b、622頁。

⁹⁶ 「竭民膏血造浮屠、佞佛甘稱三寶奴。匹馬出宮偷祝髮、上皇尊號半僧徒。」黄遵憲『日本雑事詩』、光緒廿四年(1898)長沙富文堂本、卷二、1a。

⁹⁷ 「斯文一脈記傳燈、四百年來付老僧。始變儒冠除法服、林家孫祖號中興。」黄遵憲『日本雑事詩』、光緒廿四年(1898)長沙富文堂本、卷一、33b。

遵憲は、『日本雑事詩』の絶句を利用して長編叙事詩を作り、『日本雑事詩』の内容を『人境廬詩草』の一部にしている。

(二)

すでに触れたが、錢仲聯は「重在紀事、不貴徵典、自注備詳之」という見解を以て『日本雑事詩』を評している。錢氏は付録として『日本雑事詩』を彼の『人境廬詩草箋注』に収録している一方で、『日本雑事詩』に注釈を施さなかった。その理由はすなわち「不貴徵典」、「自注備詳之」である。『石遺室詩話』では、陳衍が『人境廬詩草』に対して、「詩多紀時事、惜自注不詳、閱者未能盡悉」（その詩の多くは時事を記録しているが、残念ながら、その自注が詳しくないため、読者は完全には理解できない。）と述べているように、黄遵憲の詩に注釈を加えるのであれば、典故を示した上に、詩に書かれている時事も指摘しなければならない。しかし、錢氏は、『日本雑事詩』における「時事」はすでに自注が詳しく、他方その「典故」は黄遵憲には重視されていないため、注釈を施す必要もないと判断している。

確かに、詩句毎に典故を使っていない『日本雑事詩』であるが、「不貴徵典」という評語はやや独断に陥っているように見える。『日本雑事詩』開巻の詩を例として挙げれば、

立國扶桑近日邊、外稱帝國內稱天。縱橫八十三州地、上下二千五百年。
（日本は扶桑の木があるとされた地に国を立て、太陽に近いという。対外的には「帝国」と称し、国内では「天」と称す。全土は八十三の国より成り、二千五百年の歴史を有している）⁹⁸

のように、一見すると注釈をつくる必要がなさそうである。しかし、「與其失諸陋、寧失之繁」⁹⁹（たとえ繁雑であっても遺漏よりましだ）という錢仲聯の基準に従えば、少なくとも「扶桑」には注釈がなければいけない。上でも引用したが、『人境廬詩草箋注』卷二、「將之日本題半身寫真寄諸友」詩の「待我扶桑濯足來」という一句について、錢氏は『梁書』扶桑國伝、司空圖『詩品』を引いて、その中の「扶桑」に注釈をつけている¹⁰⁰。そこから推測すると、錢仲聯が注釈をつけない理由は、やはり彼が『日本雑事詩』における文学上の価値を認めていないからであろう。しかし、錢鍾書や鄭毓瑜の指摘のように、『日

⁹⁸ 黄遵憲『日本雑事詩』、光緒廿四年（1898）長沙富文堂本、卷一、1a。訳は笈久美子・林香奈・劉雨珍等「黄遵憲『日本雑事詩』訳注稿（一）」を参照。（『未名』第一三号、1995年3月、174頁。）

⁹⁹ 錢仲聯『人境廬詩草箋注』、發凡、3頁。

¹⁰⁰ 錢仲聯『人境廬詩草箋注』、197-198頁。

本雜事詩』では典故が多く使われており、¹⁰¹これについては、疑う余地がない。

ここでは、再び黄遵憲の創作上の主張に触れてみよう。鄭毓瑜は、黄遵憲は西洋の学問を重視しているが、「詩を作る際に、中国伝統の典故を使いたくてたまらない」と指摘した上で、後世の人は「今の角度で、古人である黄遵憲の詩における新旧並存の現象を批判すべきではない」と述べ、その理由として、こうした批判は「詩人が域外風土を経験する時に、その伝統的認識と表現の仕方が如何に対応し変化する問題を簡単に抹消するかもしれない」からだとして述べる¹⁰²。これは実には的確な指摘だが、黄遵憲は「典故を使いたくてたまらない」から典故を利用したというよりも、黄遵憲にとって、典故の使用は一種の意識的な選択行為であったと言うべきではないか。それに黄遵憲詩における典故の使用は、ただ「旧」・中国が如何に「新」・域外と向き合うかという問題だけではなく、「今人」の黄遵憲が如何に「古人」の典故に臨んだという問題でもある。本来、古人にない「我之詩」を書きたい願望と、典「故」を使うこと自体とは矛盾するように見える。これに対して黄遵憲は、

吾身之所遇、吾目之所見、吾耳之所聞、吾願筆之於詩、而或者其力有未能、則不得不藉古人而扶助之、而張大之、則今憲所為、皆憲之詩也。¹⁰³（私は、自分の身で経験し、自分の目で見、自分の耳で聞いた事物を詩に書きたいが、力のまだ及ばない場合がある。その時、古人の力を自分の詩の助けとし、自分の詩を練り上げねばならない。それがいまの私がやっていることだから、ここで作った詩は、すべて私黄遵憲の詩になる。）

と述べる。作品を書くために使う言葉という存在は、そもそもその文化の中で形成されたものであり、完全に「古人」の力を利用しない状態で創作するのは不可能である。よって、「我」が古人を活用し、自分の詩を練り上げたら、確かに古人と区別する「我之詩」になれる。基礎の上で革新する、黄遵憲は、このような文学創作の本質を掴んだとも言える。よって、『人境廬詩草』であれ『日本雜事詩』であれ、古人の力を借りる必要を感じたら、黄遵憲は典故を使わないはずがない。

そうすると問題は、黄遵憲が如何に中国の典故を用いて、「吾身之所遇、吾目之所見、吾耳之所聞」というような対象を詠うのか、ということである。ここでは『日本雜事詩』定本第一七七の詩と自注を以て説明する。

¹⁰¹ 「假吾國典實、述東瀛風土」

錢鍾書『談藝錄』（補訂本）、北京、中華書局、1993年、全622頁、348頁。

「黄遵憲的『日本雜事詩』即使運用平仄較不嚴格、類似民歌性質的竹枝詞來描述海外見聞、依然在語彙中佈滿歷代典實」

鄭毓瑜「舊詩語的地理尺度——以黄遵憲『日本雜事詩』中的典故運用為例」、251頁。

¹⁰² 同上、255頁。

¹⁰³ 黄遵憲「致周朗山函」、陳錚編、『黄遵憲全集』、292頁。

朝市争趨海柘榴、貪同西母鬪行籌。夜深似有鮫人泣、空抱縑絲上蜃樓。
(日本の商人たちは争って朝の海柘榴市に商売しに行く。彼らは西洋人と商売で競争したが。一方その裏では、夜ふけて東海の人魚たち(製糸場の工女)が涙を流しつつ、あてもなく生糸をかかえて蜃気楼(住みか)へのぼっていきらしい。)

舊有海柘榴市、稱為賈人羣萃之所。通商以後、商業大行……宮室衣服、奢擬侯王。然其術不良、操籌握算、遠不如西商、多先笑而後咷、中乾而外強云。¹⁰⁴(もとは海柘榴市というのがあって、商売人のあつまるところを、かく名づけていた。維新後、通商がはじまってから、商売が盛んになった……かれら商人のすまいといい、きものといい、王侯のようにおごっている。しかしそのやりかたは、上手でなく、商略は西洋の商人には、はるかにおよばない。たいていは、はじめは調子がよくても、あとではだめになり、おもてむきは、なかなか景気がよくても、なかみは、からっぽのものが多いとのことだ。)

詩の中にいくつか典故が見られるが、ここでは「西母行籌」について見てみよう。これは、『漢書』にしばしば記載されている¹⁰⁵奇妙な出来事であり、前漢の末、災異が絶えずに発生し、人々は不老不死を司る西王母に希望を託し、その西王母の籌と言われるものをあちこちで配っていた。この民の不安は政権を動かすほど厳しい状況になっていた¹⁰⁶ということである。

しかし、たとえこの典故を知っていても、「定本」第一七七首の詩だけを見ると、理解に苦しむだろう。この第一七七首は自注をあわせてはじめて完成するとも言える詩であり、その自注の「操籌握算、遠不如西商」を見ると、黄遵憲が旧来の典故を新しく活用していることがわかる。詩の中の「西母」は、西洋の商人を指している。政権を動揺させる「西王母」事件のように、幕末における西洋勢力の侵入は、日本政府に大きな不安を与えていた。黄遵憲は、「西」という字を用いて、当時の世界で圧倒的な力を持つ西洋を、中国における崇高な宗教的地位を持つ西王母に譬える。「定本」第一三〇首の中でも、「王母琉璃酒百鍾」(西王母の棲んだ地から伝わったガラスには、多くの美酒が注がれる)¹⁰⁷という一句がある。これは潘岳「琉璃碗賦」¹⁰⁸(『藝文類聚』卷八十四、寶

¹⁰⁴ 黄遵憲『日本雜事詩』、光緒廿四年(1898)長沙富文堂本、卷二、38a。

¹⁰⁵ 例えば哀帝紀(卷十一):「四年春、大旱。關東民傳行西王母籌」

¹⁰⁶ 馬怡「西漢末年「行西王母詔籌」事件考——兼論早期的西王母形象及其演變」、『形象史學研究』2016年01期、29-62ページ、36頁。

¹⁰⁷ 黄遵憲『日本雜事詩』、光緒廿四年(1898)長沙富文堂本、卷二、17a。訳は林香奈・劉雨珍「黄遵憲『日本雜事詩』訳注稿(十七)」を参照。(『未名』第三十号、2012年3月、124頁。)

¹⁰⁸ 「觀王母、訪仙童、取琉璃之攸華、詔曠世之良工。」

玉部下) 及び『漢武帝内傳』¹⁰⁹ (『藝文類聚』卷八十七、菓部下) の西王母の典故をあわせて作った句であり、西洋から輸入してきたワインのことを指している¹¹⁰。この「西」王母の典故を以て、「西」洋を指すという斬新な使い方は、まさに古人を活用し、自分の詩を練り上げるという黄遵憲の創作上の主張に合致する。

こうした斬新な典故使用は、その場限りの奇矯な表現にとどまるものではない。『人境廬詩草』卷二の「福州大水行同張樵野丈龔靄人文作」(福州に洪水が起こった。これについて、張樵野殿・龔靄人殿と一緒に詩を作る。)の詩に、「海疆東南正多事、水從西來紛童謠」(いま、東南の沿海海域では多く事が起こった。童謠では、次々と「水は西からきた」と歌っている)という一句がある。これについて、錢仲聯は、後ろの句は、「謂西人勢力之東侵也」(西洋人の勢力が東の国に侵入することを言う)と解釈した¹¹¹。興味深いのは、『人境廬詩草』の「鈔本」、いわばその前身である版本¹¹²では、「水從西來」の四文字が、「行籌王母」に作った¹¹³。つまり、本来の構想では、まさに西洋の侵入を指すという意味で、西王母の典故を使っていた。『人境廬詩草』卷二とえば、その中の作品の制作時期は同治十二年(1873)から光緒三年(1877)¹¹⁴までである。つまり、これは『人境廬詩草』が『日本雜事詩』に影響を与えたことがわかる一例と言えよう。

もちろん逆の場合もある。上で「西母」を例として挙げた故、ここで「東皇」を挙げよう。「東皇」という典故は、『楚辭・九歌』の「東皇太一」篇がその起源であり、王逸注によれば、「東皇」は「天之尊神」(天の尊い神)である。また、杜甫の「將適吳楚留別章使君留後兼幕府諸公」(吳、楚の地に向かおうとして、東川節度使留後である章彝及びその幕僚たちに送別の詩を贈る)の詩に見える「隨雲拜東皇」(雲に従って、楚の地にある東皇を拜む)という句の「東皇」は、「楚」の地を指している¹¹⁵。

黄遵憲詩においては、この「東皇」もまた、新しい使い方になっている。『日本雜事詩』定本第一二二首は日本の桜を詠っていて、「東皇第一愛櫻花」(東皇が最も愛するのは桜花である)という句がある。このような文脈があり、加えて自注では「三月花時、公卿百官、舊皆給假賞花」(旧曆三月の開花のとき、朝廷の百官たちは昔はみな休暇をもらって花見を楽しんでいた)と述べている

¹⁰⁹ 「西王母常下、帝爲設葡萄酒。」

¹¹⁰ 「定本」第一三〇首自注：「葡萄美酒、每出供客。」

黄遵憲『日本雜事詩』、光緒廿四年(1898)長沙富文堂本、卷二、17a。

¹¹¹ 錢仲聯『人境廬詩草箋注』、173頁。

¹¹² 『人境廬詩草』の鈔本について、周作人『人境廬詩草』、鍾叔河編訂『周作人散文全集7』、570-571頁を参照。

¹¹³ 同上。

¹¹⁴ 錢仲聯『人境廬詩草箋注』、目録、3頁。

¹¹⁵ 趙次公は、この句に対して、「東皇、所以言楚」と述べている。林繼中輯校『杜詩趙次公先後解輯校』、上海、上海古籍出版社、1994年、全1534頁、585頁。

故、ここの「東皇」は日本の天皇を指すことになる。『日本雑事詩』より制作時期が遅い「流求歌」¹¹⁶・「題樵野丈運甃齋話別圖」¹¹⁷、「再述」その二¹¹⁸などの詩ではみな「東皇」という語があり、その文脈からそれは天神や楚地の意味ではなく、日本の天皇のことを指すのがわかる。従って、典故の使用からも、『日本雑事詩』と『人境廬詩草』の連結が見られる。

おわりに：「詩」としての『日本雑事詩』

清国が明治日本に派遣した最初の外交官の一人として、士大夫としての黄遵憲には外国の「事」情を伝えるという使命感があったに違いない。当時、中国の士大夫たちが、『日本雑事詩』の「内容」、すなわち「事」に興味を示したというのも想像に難くない。今日に至って、近代中日交流「史」を重視する風潮では、『日本雑事詩』の「事」、つまり黄遵憲が日本のなにを見たか、なにを詩で伝えたという点が注目されている。こうした歴史的背景と近年の研究の傾向では、詩人としての黄遵憲にとって、『日本雑事詩』がどのような意味を持つのか、その中の詩篇が如何に「表現」されているのか、といった問題はまだ解明からは程遠い状況である。

本章は『日本雑事詩』と『人境廬詩草』を比較することによって、詩人黄遵憲の詩作活動の全体から『日本雑事詩』を評価しようと試みた。纏めてみると、主に三つの方向から論を進めている。一つは『日本雑事詩』と黄遵憲の創作上の主張との関係性である。今一つは『日本雑事詩』の改訂と『人境廬詩草』との連動性である。最後は表現手法における両者の影響関係である。

錢仲聯が「以成黄詩全璧」というのは実に賛同できる言葉であるが、彼はあくまでも『日本雑事詩』を副次的な存在として扱っている。しかし本章は、黄遵憲が「事」を記録することを重んじながら、「詩」の表現も同様に重視したというこれまでの論証を基に、黄遵憲『日本雑事詩』の詩作品としての価値を主張してみた。

¹¹⁶ 「爾時國勢正稱強、日本猶封異姓王。只戴上枝歸一日、更無尺詔問東皇。」、錢仲聯『人境廬詩草箋注』、327頁。

¹¹⁷ 「皇帝問東皇、兩國非寇讎。元元一家子、所願兵革休。」、錢仲聯『人境廬詩草箋注』、739頁。

¹¹⁸ 「璽書皇帝問東皇、親愛從來昆弟行。豈有行人眞坐罪、忍看鄰國到唇亡。」、錢仲聯『人境廬詩草箋注』、934頁。

第三章 『日本雑事詩』と明治開化風俗詩

はじめに：明治漢詩壇で生まれた『日本雑事詩』

黄遵憲は外交官の一員として働きながら、詩人としても明治漢詩壇で活躍した。明治漢詩人との漢文での筆談、漢詩での唱和などの交流活動に参加し、『日本雑事詩』を執筆した。『日本雑事詩』の執筆も、「重刊『日本雑事詩』自序」に挙げた重野安繹（号は成斎）・岡千仞（号は鹿門）・青山延寿（号は鉄槍）・蒲生重章（字は子闇）の四人から修正の助言を得た¹。これについて、J. D. Schmidtは、このような「国際協力」(international collaboration)によって完成した(中国)文学作品は、おそらく『日本雑事詩』がその最初の例であると指摘している²。

出版後も、黄遵憲はこの詩集を以て、宮島誠一郎（号は栗香）や森魯直（号は春濤）らの意見を求めようとし³、日本人読者の反応を確認したがっていた⁴。さらに黄遵憲は『日本雑事詩』の販売を日本の友人に託した。その後、日本の書肆にも無断翻刻された⁵。さらに『日本雑事詩』の一部の内容も、明治日本の雑誌に載せられた⁶。言い換えれば、黄遵憲は当時の日本漢詩壇で活躍し、『日本雑事詩』もその文脈で読まれていたということになる。もちろん、『日本雑事詩』を日本漢詩あるいは明治漢詩と見なすことができるかという、定義上の問題もある。その一方、日本で執筆・閲読され、「国際協力」（正確に言えば「中日協力」）という性格を持つ『日本雑事詩』を、中国詩史の流れにおいてのみ捉える

¹ 「此篇草創於戊寅之秋、脱稿於己卯之春。日本名宿重野成齋、岡鹿門、青山鐵鎗、蒲生子闇諸君皆手加評校、丹黃爛然、溢於簡端。」黄遵憲、「重刊『日本雑事詩』自序」、黄遵憲、『日本雑事詩』光緒十一年（1885）鴛江樵舍重刊本、序、1a。

² 詳しくは前掲の J. D. Schmidt の論文を参照。

³ 「公度：『雑事詩』謬誤當不少、仍求惠覽時敢加斧削、以承見示。他日翻刻、庶可訂正也。」
「與日本友人宮島誠一郎等筆談」、陳錚編、『黄遵憲全集』、762 頁。
「雑事詩。別呈一冊。專乞大筆塗抹擲還。千萬勿吝教拜懇。」
黄遵憲「與森希黄」、『新文詩』第六十二集、10b。（『黄遵憲全集』未收）

⁴ 「公度：『雑事詩』有友人閱之否。謂為何如。

宮島：先生見我邦之事無大小不遺、實大方之手腕也。友人皆敬服此一部而來。」

「與日本友人宮島誠一郎等筆談」、陳錚編、『黄遵憲全集』、762 頁。

⁵ 「四月底得惠書並『雑事詩』、徑即以貳百六部送交成齋……見成齋云『雑事詩』今寄來者、必能賣却。唯日本書坊文芸堂近又有翻本、且加以圈點旁訓、為日本淺學者所便、再行排印、恐不能與之爭矣。」

黄遵憲「致王韜函」、陳錚編、『黄遵憲全集』、317 頁。

⁶ 例えば、『同人社文学雑誌』第四十一号（明治十三年）及び第六十二号（明治十四年）に、『日本雑事詩』初版第三十六、第五十一首の詩及び自注を載せている。

ことは不可能である

例えば、揖斐高にこのような指摘がある。

とくに明治維新は西洋文明を積極的に受け容れようという文明開化の時代でもあり、そうした世相の急激な転変を風俗詩としての竹枝がどう捉えたかは、竹枝の歴史的な展開を考察するうえで無視できない大きな問題であろう。大沼枕山の『東京詞』（明治二年刊）、田中華城の『大阪雑詞』『川口竹枝』（明治三年刊）、さらに維新期の日本を外国人の目でとらえた黄遵憲の『日本雑事詩』（一八七九年成）などを軸に、この問題を考察するのは必要にしてかつ興味深い作業に違いない。しかし、その問題は本書のテーマとするところからは外れている。この問題については、木下彪『明治詩話』（昭和十八年刊）によって、その概観を得ることができるのを紹介するにとどめておこう。⁷

この説明では、テーマから外れるという理由で、明治の竹枝詞に対する揖斐の考察は展開されていないが、筆者はこの揖斐の指摘から大きな示唆を受けた。その示唆というのは、日本竹枝詞の歴史的な展開という流れの上で、あるいは文明開化を描く同時代の風俗詩とあわせて『日本雑事詩』を考察する可能性や必要性である。

この揖斐の論を一步進めて、黄遵憲はただの「外国人」ではないということを目指したい。Richard John Lynn は、「十分な知識のある部外者の視点」(the view of a well-informed outsider) を以て、黄遵憲を称する⁸。中国文人である黄遵憲は、中国文化から強い影響を受けた日本文化について、西洋からの訪問者たちよりスムーズに理解することができ、漢文での筆談を通して、日本文人から当地の情報を大量に手に入れることができた。言い換えれば、黄遵憲は完全に日本の内部にいるわけでもなければ、その外部にいるわけでもない。黄遵憲はこのような立場で『日本雑事詩』を執筆したため、今まで中国文学として捉えられていた『日本雑事詩』は、日本漢詩、特に明治漢詩とあわせて考察する必要がある

⁷ 揖斐高『江戸詩歌論』、東京、汲古書院、1998年、全751頁、181頁。

⁸ Huang's poems also provide a fascinating insight into early Meiji era Japan, better than any Western visitor then, for as a Chinese literatus he grants us the view of a well-informed outsider, who gained objective yet discriminating insight into all aspects of Japanese culture through the bundle of skills such a Chinese literatus possessed: Access to Sino-Japanese writings in kanbun, the ability to conduct lengthy and sophisticated conversations with Japanese intellectuals via brush talks (bitan/hitsudan 筆談), as well as access to the general hanzi/kanji 漢字 culture then ubiquitously prevalent in Japan.

Richard John Lynn, "Pursuit of the Modern While Preserving Tradition: The Japan Poems of Huang Zunxian", *Frontiers of Literary Studies in China*, no.12(2) (2018): 183–184.

ると考えられる。

揖斐が「概観を得ることができる」ものとして挙げた木下彪『明治詩話』では、山内容堂「墨水竹枝」のうち一首、及び黄遵憲『日本雑事詩』のうちの二首を挙げ、

牡丹やもみじを看板に画いて、もみじを踏みわけ鳴くという鹿の肉や猪の肉を売る店も、木造の両国橋を春雨に蛇の目傘かざして行く美妓の姿も、最早や明治の風俗画にしか観ることが出来なくなった。近代文明と詩とは所詮相容れないものようだ。⁹

と述べている。鹿や猪肉の売店を主題として詠うのは黄遵憲の詩であり、蛇の目傘を主題として詠うのは山内容堂の詩である。木下彪もまた、「明治の風俗」を描くという点から『日本雑事詩』を日本詩人の竹枝詞とあわせて論じた。ただ、実際『明治詩話』では、文明開化後の東京を主題とした『日本開化詩』や『東京新詠』などの詩集を紹介しており¹⁰、「近代文明と詩とは所詮相容れないものようだ」という一文が本心であるかどうかということについてはまだ疑問の余地がある。この一文は、山内容堂や黄遵憲に詠われ、まだ「近代文明」化されていなかった「明治の風俗」の消失を惜しむ声として見るべきであろう。

また、木下彪の『日本雑事詩』に対する感覚は、「文明開化の時代」である「維新期の日本」を黄遵憲が捉えたという揖斐高の言い方と一定の差がある。つまり、『日本雑事詩』について、木下は開化前の日本を詠う詩として捉えるのに対して、揖斐は開化後の日本を描く詩を以て定義する。実際のところ、『日本雑事詩』の詩篇は、開化前後の日本をその題材としており、木下と揖斐は、ただそれぞれ強調したい部分だけに引きつけて説明しているにすぎない。『日本雑事詩』初版の出版は光緒五年、明治十二年である。要するに、歴史関連の詩を除くと、『日本雑事詩』に描かれたのは、明治初期の日本である。当時において、明治の新風はもちろん、江戸時代の遺風もまだ残っていたに違いない。『日本雑事詩』は、風俗を主題とする詩集として¹¹、遺風も新風もその題材に含んでいる。ただ説明しなければいけないのは、現在では、木下のような捉え方は極めて稀であるということである。現在では『日本雑事詩』は明治維「新」を伝える著作として見られている傾向があると言えよう。例えば、ケンブリッジ大学出版局が発行した中国文学史では、『日本雑事詩』について、このような説明が見られる。

⁹ 木下彪『明治詩話』、90頁。

¹⁰ 木下彪『明治詩話』、242-248頁。

¹¹ 『日本雑事詩』定本第二百零首：「紀事祇聞籌海志、徵文空誦送僧詩。未曾徧讀吾妻鏡、慚付和歌唱竹枝。」

黄遵憲『日本雑事詩』、光緒廿四年（1898）長沙富文堂本、卷二、47a。

His Assorted Quatrains on Japan (Ribenzashi shi) introduces a profusion of foreign items and institutions, from newspapers to electricity, parliamentary institutions to modern schools.¹² (彼の『日本雑事詩』は、新聞紙から電気まで、議院制度から近代学校までなど、数多くの外国の物事や制度を紹介している。)

文学史類の著作は、限られている字数で特定の作家や作品を紹介するのが一般的である。それ故、著者が考えるその作家や作品の最も特徴的な一面を引き立てるしかない。『日本雑事詩』は、やはりその「新風」(外国の物事や制度)の一面が研究者の関心を呼ぶのであろう。さらに、この引用部の「profusion」(豊富・多量)という言葉については、『日本雑事詩』の詩篇二百首の中で、外国の物事や制度を主題として詠ったものは、全体の三分の一もない。「profusion」という感覚は、中国詩史という流れで『日本雑事詩』を捉えた結果であらう。『日本雑事詩』の比較対象を明治漢詩、特に明治初期における文明開化の風俗を主題とする詩に置き換えれば、果たして同様の印象を受けるだろうか。『日本雑事詩』と明治の開化風俗詩を比較することによって、『日本雑事詩』の性格を考察し、『日本雑事詩』と外国の影響を受けて始まった文明開化との距離を測ることが本章の意図である。

一、比較対象になる明治開化風俗詩

明治期における時代風俗を描く詩を大雑把に捉えると、二種類がある。一つは男女の艶情を描き、江戸期の竹枝詞の主流である遊里風俗詩のパターンを継承したものである。例えば、伊藤信が編集した『日本竹枝詞集』(1939)では、こういった作品が見られる¹³。もう一つは明治初期の社会風俗を描く作品群であり、揖斐の論文に挙げられた大沼枕山『東京詞』、田中華城『大阪雑詞』『川口竹枝』がその例である。それのみならず、太平書屋が出版した『開化風俗漢詩集』¹⁴ (1989)、¹⁵ (2010) 所収の大橋直・北真逸『東京新詞』(初編は明治八

¹² David Der-Wei Wang, "Chinese literature from 1841 to 1937," in *The Cambridge History of Chinese Literature, Volume II: From 1375*, ed. Kang-I Sun Chang (Cambridge: Cambridge University Press, 2010), 421.

¹³ 例えば関根痴堂『豊橋四時雑詞』、森春濤『高山竹枝』、梁川星巖等『潮來竹枝詞』などである。

¹⁴ 『開化風俗漢詩集 1』、東京、太平書屋、1989年、全149頁。

¹⁵ 斎田作楽編『東京写真鏡他全七種——開化風俗漢詩集 2・解題』、東京、太平書屋、2010年、全507頁。

年、二編は明治十一年)、総生寛『東京繁昌新詩』(明治八年)、平山果・宮内貫一『日本開化詩』(明治九年)などの詩篇も文明開化後の日本をさらに強く意識している。

『日本雑事詩』において遊女などを描く詩篇はなくもないが、男女の艶情を描くものではなく、社会風俗の一部として記録するものである。ちなみに改訂された定本では、初版に見えるほんの僅かな露骨な表現も削除された¹⁶。つまり『日本雑事詩』は艶情から極めて離れたものであると言える。本章で、比較対象として取り扱うのは主に後者の明治初期の社会風俗を描く作品群である。

蔡毅の論文は、「先生」である黄遵憲が「学生」である日本漢詩人に影響を受けた可能性に対する考察から出発し、「黄遵憲と明治の「文明開化新詩」との間に確かに種々の直接或は間接的関連があったと言えるだろう」¹⁷と指摘している。そこで蔡が「文明開化新詩」として挙げたのは主に森春濤が編集した『東京才人絶句』(明治八年)や雑誌の『新文詩』(明治八年)である。

蔡は、『東京才人絶句』は明治初期に詠まれた「文明開化」の代表的成果を集めていると述べている¹⁸。これについては、少し検討する必要がある。川田剛(号は甕江)が『東京才人絶句』のために書いた序文を摘録してみると、次の如くである。

昔者詠物。花鳥風月。而今則石室電機。瀋車輪船。耳目所觸。無一非新題目。是故。讀今詩。斯知今之東京矣。……今森翁此編。作詩史讀可也。即作文明史讀亦無不可。……吁詩雖小技。可以見世運。¹⁹(昔の詠物詩は、花鳥風月をその題材としていた。今になって、煉瓦建築から電信機²⁰まで、蒸気車から汽船まで、耳目に触れるものはすべて新しい詩題になる。それ故、今の詩を読めば、今の東京を知ることができる……森翁が編集したこの詩集は、詩史として読んでもいいし、文明史として読んでも構わない……ああ、詩は大したものではないが、それによって世運を見ることができる。)

¹⁶ 例えば、初版第八十七首の「蘭湯煖霧鬱迷離、背面羅衫乍解時。一水盈盈曾不隔、未消金餅亦偷窺。」は、定本第一一七首の「湘簾半捲綺窓開、帕腹峭頭爛漫堆。道是蓮池清淨土、未妨天女散花來。」に改められた。

黄遵憲、『日本雑事詩』光緒五年同文館聚珍本、卷二、6a。影印本は『清代詩文集彙編』第七六七冊に収録、上海古籍出版社、2010年、625頁。

黄遵憲『日本雑事詩』光緒廿四年長沙富文堂本、卷二、26b。

¹⁷ 蔡毅「黄遵憲と日本漢詩」、69頁。

¹⁸ 蔡毅「黄遵憲と日本漢詩」、66頁。

¹⁹ 森魯直編輯『東京才人絶句』、東京、小江湖社蔵梓、明治八年(1875)、序、1b-2b。

²⁰ 「石室電機」に対するこの解釈は、前田愛の論文を参照した。前田愛「枕山と春濤——明治初年の漢詩壇——」、『幕末・維新期の文学 成島柳北』前田愛著作集第一巻、東京、筑摩書房、1989年、全551頁、198頁。

これだけ見ると、『東京才人絶句』は一種の文明開化の詩集に見える。さらに、蔡の指摘するように、『東京才人絶句』の中には、関根癡堂の「横浜雑詩」（瓦斯燈などを詠う）や八木萃堂の「博覧会」などの文明開化を主題とする詩篇が見られる。

しかしながら、『東京才人絶句』における大部分の詩篇は、いわゆる「石室電機」や「瀧車輪船」などを主題として詠う詩ではない。例を挙げると、巻上の開巻の詩は大沼厚（号は枕山）の「富嶽賛」であり、その次は同「花月二詠」である。まさに川田が言う「昔者詠物。花鳥風月」である。さらに巻下の開巻の詩は、大槻清崇（号は磐溪）の「在仙臺時詩十二首」であり、東京を詠う詩ですらない。これらの詩を見て、東京を知ることはできない。つまり、川田甕江の序文を以て『東京才人絶句』の性格を定義するのは無理がある。

さらに「森春濤先生事歴畧」²¹では、

是時天下の風氣皆な泰西の學に心酔し、雅道地に墜ち、終に一人の之を提誦するものなし、先生慨然として此に感あり、乃ち先づ東京才人絶句を選して斯道を誘掖し、稍々人の知る所となる。²²

と述べている。これによると、『東京才人絶句』の編纂目的は「泰西の學」への危機感を覚えて、「雅道」を復興することである。このような目的と、明治初期に詠まれた「文明開化」の代表的成果を集めているという見方との間には大きな距離の差がある。

『新文詩』について見ても、同様の結論に達する。『新文詩』第一集における最初の作品は、また瓮江漁史、すなわち川田甕江の手による「讀新文詩」という文章である。

厭舊喜新。人情皆然。然舉世趨新。耳目所觸。無物不新。當是時。求新於新。則新者非新。自洋學之盛。蠲文橫行。鳥跡漸少。而春濤老人。獨守舊業。徵近著於諸友。每篇批評。每月刊行。使覽者唯見其可喜。而不覺其可厭。化腐為新。工亦甚矣。²³（古いものを厭い、新しいものを好むことは、人情の常である。しかし、世間全体は新しいものへと流れている。耳目に触れるのは、新しいものしかない。この時勢では、新に新を求めるの

²¹ この「事歴畧」の作者は明記されていないが、日野俊彦は、「おそらく春濤の親族によって語られたであろう談話を基にした」ものであると指摘している。

日野俊彦『森春濤の基礎的研究』、東京、汲古書院、2013年、全200頁、98頁。

²² 『作詞作文之友』第十七号（1899年）、12-17ページ、17頁。

²³ 『新文詩』第一集、東京、茉莉巷凹處蔵梓、明治乙亥（1875）、1a-1b。

であれば、新は新ではなくなる。洋学が盛んになってから、横文字は大いに流行し、漢字は段々使われなくなっている。しかし春濤老人は、一人で旧業を守っており、友人たちに新作を募っている。作品毎に批評を加え、集めた作品を毎月刊行する。読者はそれを読んで好ましいとだけ感じ、厭わしいという印象は受けない。腐ったものを新しいものに変えるとは、その技も見事である。)

むやみに新を追及する当時の日本の風潮を批判する川田甕江の姿勢が、これによって明らかになった。彼が森春濤を称える理由は、「旧」を守りつつ、それを「新」にした営為である。つまり、「新」について、世間の風潮に反する川田なりの期待や想像がある。おそらく『東京才人絶句』を「文明史」として読んでもいいという発言したのも、彼の言う「文明」はいわゆる西洋的の「文明開化」と異なるからだ。もちろん、これはあくまでも川田甕江の意見であり、森春濤自身の意図どれほど忠実に反映したものであるのか、それはまた別の問題になる²⁴。また、「新文詩」の命名は、「新聞紙」の音にかけたという説はあるが²⁵、『新文詩』所収の作品からその編集の意図や作品採用の基準を推測すると、『新文詩』の「新」は、少なくとも世間一般の「文明開化」を意味するものではない²⁶。たとえ『新文詩』別集第九号（明治十年）が「上野博覧会雑詠」という特集を組んだにしても、全体的に見ると、それが異例とも言えよう。『新文詩』は「石室電機」、「瀧車輪船」というような文明開化を主題として詠う雑誌とは言い難い。

よって、以下は『東京才人絶句』や『新文詩』の詩篇ではなく、明治初期の開化風俗漢詩を主要な比較対象とする。

²⁴ 森春濤「自詠」詩：「千里身離故國雲、頭顱如此復何云。老眸猶辨蠶眠字、疏性難諳蟹迹文。白髮烏絲餘舊影、花天月地寫新聞。編成毀至譽隨至、為是平生思不羣。」

森春濤、『春濤詩鈔』、東京、文會堂書店、明治四十五年（1912）、卷十二、13a-13b。
頷聯における「蠶眠字」（蚕の繭のように並んだ漢字）と「蟹迹文」（蟹の歩くように書き進める横文字）の対比から、森春濤の「新」、あるいは「文明開化」に対する姿勢が窺えるであろう。

²⁵ 「頃日閱高選『新文詩』。不特文詩之新可喜。命名新奇。何其著意之敏也。蓋曰。么麼冊子。特假音便。以當吾家吟壇新聞紙。」

朗廬醉史（阪谷素）「贈春濤老人」、『新文詩』第二集（1875）、11a。

²⁶ 『新文詩』の「新」について、次の神田喜一郎の説を採りたい。

「當時の詩壇を擔うた作家達は、概ね江戸時代にすでに盛名を馳せていた人びとで、その年齢も相當なものになっており、おのずから頽唐を免れなかった。但だこの間にあって、明治の新しい氣運に呼應して、新しい詩壇の開拓に努力したのは森春濤で、その活動には目覺しいものがあつた。明治八年、當時の各界における漢詩作家を糾合して、漢詩文を専門とする雑誌『新文詩』を創刊した……」

神田喜一郎編『明治漢詩文集』、東京、筑摩書房、1983年、全455頁、401頁。

二、時代そのものに対する描写の比較

『日本雑事詩』の成立経緯については、定本の中に加えられた「自序」に、簡潔に述べられている。

余於丁丑之冬、奉使隨槎。既居東二年、稍與其士大夫遊、讀其書、習其事、擬草『日本國志』一書、網羅舊聞、參攷新政、輒取其雜事、衍為小註、弗之以詩、即今所行『雜事詩』是也。時值明治維新之始、百度草創、規模尚未大定。(私は丁丑(一八七七年)の冬、勅命により使者として日本に渡った。そこで滞在して二年ほどの間に、その国の士大夫とも少し交流をし、その国の本を読み、その国のことを勉強し、『日本国志』という本を著そうと思立った。歴史記録を集め、新政を参考にしたが、その都度、日本のいろいろ細ごまとしたことを取りあげ、敷衍して注をつけて説明し、それを詩でつなげた。これが今世に行われている『日本雑事詩』なのである。ちょうど日本は明治維新のはじめにあたり、多くの制度はできたばかりで、組織の構成もまだきちんと定まっていなかった。) ²⁷

『日本国志』を書くために、「旧」聞と「新」政の両方に関心を持つ黄遵憲の態度は、もちろん、彼の『日本雑事詩』にも反映されている。さらに黄遵憲が経験したのは、明治維新のはじめの頃であり、つまり当時の日本は、まだ「旧」から「新」への過渡期であった。

『日本雑事詩』の中に描かれた明治維新について、次のような指摘が見られる。

黄遵憲はまた明治維新以後の日本社会の見聞を詩に賦し、『日本雑事詩』として一八七九年に出版したが、そこでは明治維新への中国人の批判を斥けて、その進歩の速さは古今万国がいまだかつてなかったものであると称賛し、また「明治維新」という題された詩に付された注記には、「明治元年、徳川氏が廢されてはじめて皇政復古をみた。この中興の功績は偉大である」と讃えていた。 ²⁸

²⁷ 黄遵憲『日本雑事詩』、光緒廿四年(1898)長沙富文堂本、序、1a。訳は笈久美子・林香奈・劉雨珍等「黄遵憲『日本雑事詩』訳注稿(一)」を参照。(『未名』第一三号、1995年3月、171頁。)

²⁸ 山室信一「明治維新とアジアの変革」、井上勲編『開国と幕末の動乱』、東京、吉川弘文館、2004年、全328頁、282-283頁。

「明治維新への中国人の批判を斥けて、その進歩の速さは古今万国がいまだかつてなかったものであると称賛」すると述べるのは、『日本雑事詩』定本（1879年の「初版」ではない）「自序」に基づいている²⁹。そして、「明治維新」という題された詩に付された注記には」というような書き方は、黄遵憲が明治維新を擁護しているということを証明しようとする意図が読み取れるが、そもそも『日本雑事詩』の詩篇にはいずれも題名が付けられていない。「明治維新」という詩題は、おそらく実藤恵秀・豊田穰訳の『日本雑事詩』や鍾叔河の『日本雑事詩廣注』など、注釈者が付けた題名³⁰を参照したのであろう。そして「この中興の功績は偉大である」と黄遵憲が称えているのは、日本でいわゆる「王政復古」である。

「定本」第六首：

詩：劍光重拂鏡新磨、六百年來返太阿。方戴上枝歸一日、紛紛民又唱共和。
（草薙劍はあらためて払われ、八咫鏡も新たに磨かれた。六百年ぶりに権力は元にもどった。だが、まさに天皇の下に帰属したばかりだということに、民衆は口々に共和を唱えている。）

自注：明治元年、徳川氏廢、王政始復古。偉矣哉中興之功也。而近來西學大行、乃有倡美利堅合眾國民權自由之說者。（明治元年、徳川幕府が廢止され、ようやく王政復活がなされた。衰えていた王政が復古されたことはなんと素晴らしいことであろう。しかしながら、最近はヨーロッパの学問が大いに流行り、アメリカ合衆国の民権・自由思想を唱える者までいる。）³¹

詩の第一、二句は比喻や典故（『漢書』梅福伝：「倒持太阿、授楚其柄」）を以て、王政復古を詠う。第三句から作者の主観的判断が見られ、せつかく政権が天皇に戻ったのに、人々はまた西洋から伝わって来た共和の政治体制を求めているという悔しげな意見である。自注では、王政復古に対しては「偉矣哉」と称えたが、大いに流行る「西學」及びアメリカの民権・自由思想を唱える者に対しては、ただ客観的に述べているだけであり、両者に対する態度に温度差が見ら

²⁹ 「今年日本已開議院矣、進歩之速、爲古今萬國所未有……中國士夫、聞見狹陋、於外事向不措意。今既聞之矣、既見之矣、猶復緣飾古義、足己自封、且疑且信。」
黄遵憲『日本雑事詩』、光緒廿四年（1898）長沙富文堂本、序、1b。

³⁰ 実藤恵秀・豊田穰『日本雑事詩』、22頁。

鍾叔河『日本雑事詩廣注』走向世界叢書、長沙、岳麓書社、1985年、全813頁、586頁。

³¹ 黄遵憲『日本雑事詩』、光緒廿四年（1898）長沙富文堂本、卷一、3b。訳は笥久美子・林香奈・劉雨珍「黄遵憲『日本雑事詩』訳注稿（二）」を参照。（『未名』第一四号、1996年3月、148-149頁。）

れる³²。

さらに『日本雑事詩』定本第十二首も、明治維新に関連する詩であり、鍾叔河は「鋭意學西法」、実藤恵秀・豊田穰は「文明開化」とこの詩を名付けている³³。

詩：玉牆舊國紀維新、萬法隨風倏轉輪。杼軸雖空衣服粲、東人贏得似西人。

(古くから玉垣^{たまがき}の内に閉ざされてきた由緒ある国が、明治維新と定めて以後、あらゆることがその風向きにそって、たちまち一変した。国は貧しいにもかかわらず、外側を覆う洋服だけは輝くほどに立派である。そうしてかちとった結果は、せいぜい東洋人が西洋人そっくりになったということであった。)

自注：既知夷不可攘、明治四年、乃遣大臣使歐羅巴、美利堅諸國、歸遂銳意學西法、布之令甲、稱曰維新。媿善之政、極紛綸矣。而自通商來、海關輸出逾輸入者、每歲約七八百萬銀錢云。然易服色、治宮室、煥然一新。(既にもはや諸外国を攘うことができないと知って、明治四年には大臣をヨーロッパ、アメリカ諸国に使者として派遣した。彼らは帰朝すると専ら西洋の法を学び、これを勅令として発布して、維新と称した。立派な政治が数多く行なわれるようになったのである。しかし、通商を行なうようになってからは、税関の輸入(原文「輸出」)が毎年およそ七八百万銀錢も輸出(原文「輸入」)を超過しているという。とはいうものの、服装を変えたり、建物をたてたりするなど、目にもまばゆいばかりに様相は一新されている。)

³⁴

維新後、あらゆること(万法)が一新した日本は、表向きが立派だが、中身がすでに空っぽである。つまり、輸出の額よりも輸入の額が多いという貿易赤字

³² 黄遵憲は、共和制ではなく、君主制の立場を取っている。

「二十世紀中國之政體、必法英之君民共主乎。胸中蓄此十數年、而未嘗對一人言……近年以來、民權自由之說徧海內外、其勢長驅直進、不可遏止。而或唱革命、或稱類族、或主分治、亦囂囂然盈于耳矣。而僕仍欲奉主權以開民智、分官權以保民生、及其成功、則君權、民權兩得其平。僕終守此說不變、未知公之意以為然否。」

黄遵憲、「致梁啟超函」(光緒二十八年五月)、陳錚編、『黄遵憲全集』、429-430頁。

³³ 鍾叔河『日本雑事詩廣注』、600頁。

実藤恵秀・豊田穰『日本雑事詩』、30頁。

³⁴ 黄遵憲『日本雑事詩』、光緒廿四年(1898)長沙富文堂本、卷一、7a-7b。訳は笥久美子・林香奈・劉雨珍「黄遵憲『日本雑事詩』訳注稿(二)」を参照。(『未名』第一四号、1996年3月、168-170頁。)

を代価にして、国家の外観を文明化したように見せかけている。このような本末転倒とも言える状況に対して、黄遵憲が「羸」を以て称したのは、少し風刺の意味も込めてのことであろう。もちろん、黄遵憲が西洋を拒絶し続けた中国人に対する批判者であることに間違いはないが、躊躇なく全面的に西洋の文明を受け入れるというような主張をする者ではない。先に述べた風刺や、「媿善之政、極紛綸矣」という賛美からも窺われるように、黄遵憲の明治維新に対する姿勢は賛否をまじえている。

上で述べた、本章の主な比較対象である「開化風俗漢詩」をあわせてみれば、さらに『日本雑事詩』と明治維「新」との距離を感じられる。例えば、平山果・宮内貫一³⁵共著の『日本開化詩』³⁶（明治九年、中村熊次郎藏板）の開巻の詩は「王政復古」であり、それに続いて「開化進歩」、「不羈獨立」、「自主自由」という題で詩を詠っている。ここでは、「王政復古」と「自主自由」について、一首ずつ見てみよう。

平山果「王政復古」その一：妖霧全晴紫陌通。碧天萬里日正中。峨洋遍浴聖朝澤。化作文哉郁郁風。³⁷

（怪しげな霧が晴れて、都の道路が開通している。青空が万里に広がり、太陽が真上に来ている。伯牙の素晴らしい演奏のような聖朝の恩沢は遍く及ぼし、盛んな文化になっている。）

宮内貫一「自主自由」その三：衆鳥脱籠翔碧天。群魚離網躍春川。一自皇風除舊穢。蒼生始握自由權。³⁸（多くの鳥が鳥籠を抜け出して、青空で飛んでいる。魚の群れが網から抜け出して春の川で跳ねている。天皇の仁政により古い穢れは祓われ、民ははじめて自由の権利を手に入れた。）

³⁵ 平山果、宮内貫一の伝は不明だが、『日本開化詩』の奥付によると、宮内は「茨城縣平民」であり、平山は「同縣士族」である。平山果編輯、宮内貫一補閲『近頃珍敷話』初輯（明治九年、中村熊次郎出版）の奥付によれば、二人も「茨城縣士族」である。なお、平山果編輯『新律適用』（明治十四年、高山堂藏版）の「自序」では、平山は「躬耕庵」と自称しており、その奥付によると、平山は「茨城縣平民」である。

³⁶ 「本書は「開化詩」の名の通り、九十五題の開化風俗を七言絶句二百八十九首に詠じたもので、平山果、宮内貫一両人の共作である。内訳は平山作一五三首、宮内作一三四首、不明二首だが、九十五題の主唱者は、上巻は圧倒的に平山である。取材は手当たり次第といった趣で多岐にわたり、詩風は明朗率直で、時に滑稽を混えながら、開化の文物を肯定的に捉えて意気軒昂、作者の旺盛な意欲と明治という時代の持つ若い活力を感じしめる。」斎田作楽編『東京写真鏡他全七種——開化風俗漢詩集2・解題』、485頁。

³⁷ 平山果・宮内貫一編輯『日本開化詩』第初輯、東京、中村熊次郎藏版、明治九年（1876）、巻上、1a。影印本は斎田作楽編『東京写真鏡他全七種——開化風俗漢詩集2』所収、295頁。

³⁸ 同上、巻上、3a、299頁。

二人とも「碧天」というイメージを以て、文明開化後の日本を称える。黄遵憲は「戴上枝」と「唱共和」を対比する存在として捉えているが、これに対して、宮内は民の「自由権」を「皇風」に起因させている。黄遵憲が王政復古とアメリカから伝わってきた新しい政治風潮に対する温度差を見せるのとも異なり、宮内は明治維新时期に現れた「自由権」思想の風潮に明白な賛成の意向を示している。そして平山の詩が、維新以前の徳川幕府期を、「碧天」と正反対の「妖霧」と称するのも、黄遵憲の感覚とは大きなずれがある。

『日本雑事詩』定本第六首の自注では、ただ「明治元年、徳川氏廢、王政始復古」と述べているだけだが、徳川政権に対する黄遵憲の思いは、他の詩から窺える。例えば定本第二十九首の詩と自注は次の通りである。

詩：芝山宮殿賸豐碑、搖動春風見菟葵。二百餘藩齊灑涕、不堪哀誦式微詩。

（芝山の宮殿（芝東照宮）には豊碑（家康を称える石碑）がのこっており、春風に、菟葵（葵の紋）が揺れているのが見える。二百余りの諸藩の士族たちはみな涙を流し、式微の詩を誦えることにも耐えられない。）

自注：徳川氏主政二百餘年、深仁厚澤、民不能忘。還政以來、父老過芝山東照宮、多有焚香泣拜者。舊藩士族、維新後窮不自聊、時時盛衰今昔之慨。（徳川氏が政をつかさどったのは二百年あまり、仁愛深く、厚く恩恵を施したので、民はこれを忘れることができない。大政奉還以来、芝山の東照宮を訪れる多くのお年寄り、線香をあげ涙を流して拝んでいる。もとの幕藩の士族は、維新後、窮乏して安心して暮らすことができず、いつも、今昔の盛衰を慨いている）³⁹

芝東照宮は、東京都港区芝公園に鎮座し、原名は安国殿であるが、「明治の神仏分離により、増上寺から切り離されて東照宮を称し」た⁴⁰。増上寺は周知のように徳川家の菩提寺であり、当時清使たちの公使館も増上寺の月界院に設置されていた。故に「父老過芝山東照宮、多有焚香泣拜者」という記述は、黄遵憲自身の見聞に基づいている可能性が高い。いずれにせよ、徳川政権について、黄遵憲はその「深仁厚澤」という一面に着目し、称えているに違いない。

総生寛⁴¹編輯『東京繁昌新詩』⁴²（明治八年、東京 中外堂発兌）には、自作

³⁹ 黄遵憲『日本雑事詩』、光緒廿四年（1898）長沙富文堂本、卷一、13b。訳は笥久美子・林香奈・劉雨珍「黄遵憲『日本雑事詩』訳注稿（三）」を参照。（『未名』第一五号、1997年3月、173-174頁。）

⁴⁰ 高藤晴俊『家康公と全国の東照宮』、東京、東京美術、1992年、全240頁、80-82頁。

⁴¹ 「総生寛、字は子栗、名は寛。竹天、七杉子の他に、天保銭人、鉄径道人、古道人とも号した……明治二十七年歿五十四歳。彼が今日明治文学上に僅かにその名をとどめるのは、

である「東叡山」七絶四首がある。東叡山は、「東の比叡山」の意味であり⁴³、東京上野の寛永寺の山号である。そして寛永寺は「徳川幕府の祈禱寺として建立された」⁴⁴。つまり、芝東照宮も東叡山寛永寺も徳川ゆかりの神社や寺である。しかし総生寛のこの詩は『日本雑事詩』と異なる徳川像を呈示している。「東叡山」その三の最後二句は、

一片墳塋誰復弔、滿山總是看花人。⁴⁵（徳川の墓所を誰も弔わなくなった。山を見渡してみても花見客しかいない。）

と述べ、荒涼としている徳川の墓の光景を描き出している。

総生寛も黄遵憲も徳川を祭る人や弔う人を以てその盛衰を描いている。描く場所と執筆時間に差があるが、両者の詩はいずれも彼らが体験した「真実」を反映したとも言えよう。いずれにせよ、すでに過ぎ去った徳川幕府期に対して、平山果は「妖霧」を以て批判し、総生寛は専らその衰微を描いている。一方、黄遵憲は「深仁厚澤」の面を引き立て、明治期になっても、徳川家が人々に懐かしまれていたということを強調する。

さらに例を挙げると、『日本雑事詩』定本第十九首は次の通りである。

詩：九州地脈阻昆崙、裨海環瀛水作門。圓嶠方壺雖妄語、分明世外此桃源。

（九州の地は中国と隔てられ、四面が海に囲まれているので、海が出入口になっている。円嶠、方壺などはでたらめな話であるが、明らかにここは俗世間から離れた桃源郷なのだ。）

自注：四面環海、自徳川氏主持鎖港、益與諸國相隔絶。然承平無事、閉戸高臥者二百餘年。有客長崎者、為言商賈交易以誠信、婦姑無勃谿聲、道有

仮名垣魯文の『西洋道中膝栗毛』十一編の後を嗣いで物した十二編から十五編（明治六年～九年）の作者としてである……彼の本領はやはり漢詩文にあり、『一笑三嘆東京市史』（明治十七年、団々社）の繁昌記の行文や、本書の正詩と狂詩の間を行く軽妙な作柄は、彼の最もよき部分をなすものであろう。」

斎田作楽編『東京写真鏡他全七種——開化風俗漢詩集2・解題』、474-475頁。

⁴² 「本書は総生寛の編輯、自身の作七七首と、社中の伊東珍英作三一首、同じく岳野初作六三首の全一七七首から成る。詩体はすべて七言で、概して絶句が多いが、総生作には「東山懷古」「芳原懷古」「地球儀」の長編もある。内容は書名の通り東京繁昌の新景況を詠んだものであるが、若干旧景況そのままの所もまじる。」

斎田作楽編『東京写真鏡他全七種——開化風俗漢詩集2・解題』、474頁。

⁴³ 浦井正明『上野寛永寺 将軍家の葬儀』、東京、吉川弘文館、2007年、全232頁、32頁。

⁴⁴ 浦井正明『上野寛永寺 将軍家の葬儀』、31頁。

⁴⁵ 総生寛編輯『東京繁昌新詩』、東京、中外堂発兌、明治八年（1875）、15a。影印本は斎田作楽編『東京写真鏡他全七種——開化風俗漢詩集2』所収、215頁。

拾遺者、必詢所主歸之、商人所傭客作、令司筦鑰、他出歸無失者。盛哉此風、所謂人崇禮讓、民不盜淫者邪。(日本は四面が海に囲まれている。徳川氏が鎖国政策を実施して以来、ますます諸外国と隔絶してしまった。しかし、太平無事に、門戸を閉ざしてのんきに暮らす状態が二百余年も続いた。長崎に居留している人が、次のように話してくれた。「商人が取引をするときは、互いに誠意をもってし、嫁と姑の間にも争いが無い。道で落とし物を拾ったものがいたら、必ず落としした人を訪ねてものを返す。商人が雇い人に鍵の管理を任せて、外出して帰っても、ものがなくなったりすることがない」と。なんとすばらしい風気だろう。これがいわゆる人々が礼儀を尊び、盗や淫をしないということだろう)

自注の冒頭部分では、鎖国政策が諸外国との隔絶をもたらしたことを述べている。一見すると、徳川政権を批判するように見えるが、「然」という逆接の接続詞によって、この詩や注を書く真の意図がもたらされている。つまり、幕府期の民風がいかにか純朴であることを強調するのである。なお、この詩は改訂によって、徳川の存在を強調するものへと変化した。この詩の前身は「初版」の第十六首であり、詩も注も改められた。「初版」の詩は、四句すべて日本の民風を称えている⁴⁶。これに対して、「定本」の詩は、民風を詠んだのは後ろの二句のみであり、初めの二句が徳川の鎖国を詠っている。そして「初版」の自注の最後は、

聞二三十年前、内地多如此。今東京・横濱・神戸、民半狡黠異常矣。(二、三十年前、日本の内陸地区は概ねそうであつたらしい(筆者注：民風純朴のことを指す)。今となると、東京・横浜・神戸の人々の半分かいは、ただならぬほど狡黠である。)

と述べている。つまり、「初版」では、時間(二、三十年前と今)と空間(内陸と沿海の近代化された都会)の両方の対比から民風の変化を捉えている。これに対して、「定本」では、「民半狡黠異常」という部分が削除されたが、代わりに徳川の鎖国を純朴な民風が維持されていた理由として挙げている。『日本雑事詩』初版の刊行は光緒五年(1879)であり、そして「定本」の「自序」によると、『日本雑事詩』の改訂はおそらく光緒十六年(1890)の時点ですでに完成していた。その間、黄遵憲は欧米諸国を経験し、日本の維新がやはり正しかった

⁴⁶ 「夕陽紅樹散雞豚、蕎麥青青又一村。茅屋數家籬犬臥、不知何處有桃源。」黄遵憲『日本雑事詩』、光緒五年同文館聚珍本、卷一、10b。影印本は『清代詩文集彙編』第七六七冊に収録、608頁。

と肯定している⁴⁷。しかし同時に、維新以前の徳川幕府期に対して、さらなる敬意や追憶の念を払っているのも注目に値する。

明治初期の風俗開化詩には、新しい時代を謳歌しながら、過ぎ去った幕府期を批判する傾向が見られる。総生寛の詠史詩「東山懷古」における「覇業相傳十五世、曆數二百七十歳……膏粱豈知乃祖功、子孫漸作奢華風。放鷹郊野好遊獵、君樂安佚臣忘忠」⁴⁸（徳川の覇業は十五代にわたって伝わってきた。その政権が二百七十年も続いた……富貴の家に生まれた者は彼らの祖先の功績を知らない。子孫たちが次第に奢侈に流れていった。郊外の野原で鷹狩をして、遊獵を楽しんでいる。主君は安逸を貪り、臣下は忠誠を忘れてしまった。）という部分が示すように、覇業をなし遂げた徳川初代将軍の功績を認めているが、その子孫たちの安逸を批判している。しかし黄遵憲の詩では、異なる幕府像を呈している。『日本雑事詩』の詩篇ではないが、彼の日本関連詩作である「櫻花歌」⁴⁹を見てみよう。

この詩の冒頭は、桜の季節に花見する盛況を詠っている。その続きは、

道旁老人三嗟咨、菊花雖好不如葵。即今游客多於鯽、未及將軍全盛時。
將軍主政國尚武、源蹶平顛紛鬪虎。徳川累世柔服人、漸變戰場成樂土。將軍好花兼好游、每歳看花載簫鼓。（道端の老人が何度も嘆き、天皇の時代は素晴らしいが、徳川の時代に敵わない。今日花見する人々は川を渡るフナの群れより多いが、徳川將軍家の全盛期に及ばない。將軍家が政治を司つて以来、日本は尚武の気風に富んでいるが、源氏と平家が激しく戦い、政権がひっくり返るような状況であった。徳川は代々柔を以て人々を心服させ、次第に戰場を樂園に変えた。將軍家は花見も遊樂も好んでおり、毎年音楽を奏でて、花見をしている。）

と述べている。詩の中の「道旁老人」が実在したかどうかはともかく、黄遵憲はあえてこういった老人を詠うことによって、菊が象徴する明治期と葵が象徴する幕府期に対する思いを吐露している。「菊花雖好不如葵」という一句は、花見の盛況を描くだけでなく、黄遵憲が日本の幕府期と明治期という時代そのものに付けた優劣判断とも言えよう。総生寛「東山懷古」は、徳川家が遊びを好むことを批判的に捉えているが、黄遵憲はそれを、戰場を樂園に変えた象徴

⁴⁷ 「久而游美洲、見歐人、其政治學術、竟與日本無大異。今年日本已開議院矣、進歩之速、爲古今萬國所未有。時與彼國穹官碩學言及東事、輒斂手推服無異辭。」

黄遵憲『日本雑事詩』、光緒廿四年（1898）長沙富文堂本、自序、1b。

⁴⁸ 総生寛編輯『東京繁昌新詩』、15b。影印本は斎田作樂編『東京写真鏡他全七種——開化風俗漢詩集2』所収、216頁。

⁴⁹ 錢仲聯『人境廬詩草箋注』、231-238頁。

として取り上げている。

「櫻花歌」の最後には、

歐西諸大日逞強、漸剪黒奴及黄種。芙蓉毒霧海漫漫、我自閉關眠不動。
一朝輪舶礮聲來、驚破看花衆人夢。我聞桃花源、洞口雲迷離、人間漢魏了
不知。又聞淨土落花深四寸、每讀華嚴經卷神爲癡。拈花再拜開耶姫、上告
豐葦原國天尊人皇百神祇、仍願丸泥封關再閉一千載、天雨新好花、長是看
花時。(西のヨーロッパ諸大国は日々威張り散らし、次第に黒人と黄色人種
を虐めていく。アヘンの毒が海に蔓延し、我が国だけが門戸を閉ざして、
眠って動かないでいた。ある日、汽船の砲撃音がやってきて、花見する人々
の夢を破った。私は桃源郷の入り口に霧がたちさまよっていること、及び
その中の人は、世間の時代の入れ替わりさえ知らないと聞いている。また、
仏の浄土の地面は落ちた花びらで覆われ、その深さは四寸もあると聞き、
華嚴経を読むたびに、心で空想にふけていた。花を捻って再び木花開耶
姫を拝し、豊葦原中国の天神、人皇と数々の神に奉る。「今からまた門戸を
一千年閉ざし、天から新しい綺麗な花を降し、末永く花見できることを願
う」、と。)

と述べている。この部分は、明らかに海棠を詠う龔自珍の「西郊落花歌」を意
識している。

又聞淨土落花深四寸、冥目觀想尤神馳。西方淨國未可到、下筆綺語何灘
灘。安得樹有不盡之花更雨新好者、三百六十日長是落花時。⁵⁰ (浄土の地
面は落ちた花びらで覆われ、その深さは四寸もあることを聞き、目を閉じ
て、その場면을思念して、さらに自分の精神をその場面にめぐらせる。西
方の浄土にはまだ行けないのだが、筆でそれを描くと、なぜか華美な言葉
が多く出てくる。どうすれば、永遠に花を咲かせ、さらに新しい綺麗な花
を降らせる木を手に入れることができるのか。三百六十日、花が常に落ち
てほしい。)

しかし、龔自珍詩における西方の浄土に反して、黄遵憲詩の中にあるのは、汽
船や火砲を以て、その浄土を侵す「歐西諸大」である。鎖国期の日本を、陶淵
明の言う桃源郷や華嚴経に描かれた浄土に譬える黄遵憲は、この浄土を維持す
るために維新时期以前の鎖国状態に戻ることを、日本の神々に祈祷した。黄遵憲
は決して西洋や文明を完全に拒否する者ではないし、西洋を固く受け入れない

⁵⁰ 龔自珍『龔自珍全集』、489頁。

者に対しても、反対の意を示している⁵¹。その一方、文明開化後の日本を謳歌し、過ぎ去った江戸幕府期を批判する一部の明治詩人とは異なり、黄遵憲は『日本雑事詩』の詩篇や「櫻花歌」などの詩によって、自分と徳川幕府及び文明開化との距離を示しているとも言えよう。

三、近代的なものに対する描写の比較

文明開化の象徴である蒸気船や蒸気車に関する詩は、明治の開化風俗詩に多く存在している。しかも明治初期より以前、幕末の欧米見聞詩集である『航米雑詩』などの詩集には、すでに蒸気船車を詠う詩が見られる⁵²。当時の遣外使節は、蒸気船に乗り外国に辿り着き、そこから蒸気車を乗り換え、多くの土地を訪ねた。つまり蒸気船車は、彼らにとって、最も身近な近代体験であったろう。詩に詠われているのは当然のことであると言える。

しかし、『日本雑事詩』の中に専ら蒸気船車を主題として詠う詩は皆無である。その理由を推測するために、まずこの「初版」第四十九首の自注を見てみよう。

統計表者、戸口、賦税、學校等事、皆如史家之表。月稽而歳考之、知其盛衰、即知其得失。仿西法善之善者。此外西法、有火車、電線、郵便、使東雜咏俱有詩。⁵³（統計表は、人口調査・税金徴収・学校事項などに使われている。これらはすべて歴史書の「表」に似ている。毎月、毎年統計表を以て審査すれば、関連事項の盛衰を知ることができ、その損得を知ることでもある。統計表は、日本が西洋のやり方に倣った事項の中でもとりわけ成功した例である。他の西洋のやり方といえば、火輪車・電信・郵便などがある。『使東雜咏』には、それらを詠う詩がある。）

これだけを見ると、上司である何如璋の『使東雜咏』に詠われているから、黄遵憲は火輪車・電信・郵便などの題材を詠っていないという可能性も考えられるが、『日本雑事詩』初版の第一〇六首はまさに電信を詠う詩である⁵⁴。ちなみ

⁵¹ 「中國士夫、聞見狹陋、於外事向不措意。今既聞之矣、既見之矣、猶復緣飾古義、足已自封、且疑且信。」

黄遵憲『日本雑事詩』、光緒廿四年（1898）長沙富文堂本、序、1b。

⁵² 「修出洲崎波不穩。依稀大島左瞻中。奔馳百里駛於箭。蒸氣何論順逆風。」

「米在北方英在東。亞多臘海渺無窮。火輪況併三帆力。一舉宛然趨月宮。」

森田行、『航米雑詩』、黄雪蔵版、文久辛酉（1861）、1a、6a。

⁵³ 黄遵憲『日本雑事詩』、光緒五年同文館聚珍本、卷一、22a。影印本は『清代詩文集彙編』第七六七冊に収録、614頁。この部分は改訂によって改められ、特に「使東雜咏俱有詩」云々が「定本」にはない。

⁵⁴ 「飛電時傳別後思、難將肥瘦說腰支。一燈紅豆開緘讀、近況何如問影知。」

にこの詩は改訂の時に削除され、「定本」にはない。言い換えれば、文明開化を詠う詩がそもそも少なかった『日本雑事詩』から、さらに文明開化の象徴の一つである電信を詠う詩が削除されたということである。よって、『日本雑事詩』の中に専ら蒸気船車を主題として詠う詩が皆無である理由は、それらの題材が詩人黄遵憲の一番の関心事ではなかったからだ、と考えられるのではないだろうか。

直接蒸気船車を主題として詠う詩は皆無であるが、それに関連した詩は存在する。「定本」の第五十七首がそれである。

詩：欲争齊楚連横勢、要讀孫吳未著書。縮地補天皆有術、火輪舟外又飛車。

(かつて戦国時代に合従策や連衡策でもって諸国が勢力を争ったような複雑な世界情勢の中で、勢力を競い合おうとすれば、孫武や呉起も書いていないような兵法の書を読む必要がある。世の中を思い切って変えるには、どんな場合にもそのためのすべがあつて、いまでは汽船のほかに汽車もある。) (強調は筆者)

自注：海陸軍有士官學校、專以教師兵者。凡地之險要、器之精良、陣之分合、兵之進退、營壘之堅整、手足之純熟、一一有成書、繪以圖、貼以說。圖說所未盡者、以木土肖其形、一覽可知、不啻聚米之為山也。又身驗而力行之、無事之時、若臨大敵者。西人有恆言、簡將難於練兵、兵可數月而成、將非積年不能成材也。宜其強矣。日人之為陸軍也、取法於法與德；為海軍、取法於英。(海軍陸軍には士官学校があるが、これは専ら将校を養成している。一般に土地の險要、武器の精良、布陣の分合、兵の進退、營壘の堅整、手足の熟練などについては、それぞれにまとまったテキストがあつて、図に書き、それに説明が附してある。図説でも不十分な場合は、木や土を使って模型を作り、一目で理解できるようにするが、それは(精巧に作られていて)後漢の馬援が米を集めて山を作り、形勢を説明した以上の出来である。また、自ら身を以て演習し訓練に努めるので、実際に戦争が無い時でも、大敵に向かうかのようなようである。西欧人はいつも「将校を選ぶのは兵卒を鍛えるよりも難しい。なぜなら、兵士は数ヶ月訓練すれば使いものになるが、将校は長い年月をかけなければ優秀な人材が生まれないからである」と言う。彼らの軍隊が強いのはもっともなことである。日本人は陸軍を作る際、フランスとドイツに学び、海軍はイギリスに倣って作った。)⁵⁵

黄遵憲『日本雑事詩』、光緒五年同文館聚珍本、卷二、15b。影印本は『清代詩文集彙編』第七六七冊に収録、629頁。

⁵⁵ 黄遵憲『日本雑事詩』、光緒廿四年(1898)長沙富文堂本、卷一、26a-26b。訳は笈久美子・

『未名』の「黄遵憲『日本雑事詩』訳注稿」の注釈によると、詩の第三句の「縮地補天」は、「改天換地に同じ。天地（世の中）を大きく改めること」⁵⁶を意味している。これはおそらく『旧唐書』音楽志一（「高祖縮地補天、重張區宇」）に基づく解釈であろう。しかし、この解釈を採ると、後ろの二句は、初めの二句との繋がりが悪く、士官学校の話から、急に世の中を変える話になってしまう。また自注の中にも、それに対応する部分がない。

自注と照らし合わせて考えると、第四句の「火輪舟」と「飛車」は、海軍の蒸気船や陸軍の蒸気機関車を指す可能性が高いと考えられ、「飛車」の典故についても、晋・張華『博物志』の「能爲飛車、從風遠行」（空中を飛ぶ車を作ることができ、風に従って遠くまで行ける）を意識しているはずである。そうすると、第三句の「縮地補天」は、世の中を変えることを意味するものではなく、距離を縮めることを指すのではないか。「縮地」は、著名な費長房の故事⁵⁷に基づいていると考えられるが、問題になるのは「補天」である。「補天」は女媧の天を補修する故事であろう。一見すると、女媧の故事は費長房の故事と性格上の差異があるようであるが、『淮南子』覽冥訓によれば、女媧が天を補修する理由の一つは、「九州裂」⁵⁸、すなわち大地が裂けたからである。言い換えれば、女媧は世界を行き来できない状態から救ったということである。よって、後ろの二句の訳は、「軍隊には地を縮め、天を補うような移動時間を短縮する方法がある。なぜなら、それは軍隊が蒸気船も蒸気機関車も持っているからである」という風にしたいほうがよいのではないか。

いずれにしても、明治初期の開化風俗詩と比較してみればわかるように、専ら蒸気船や蒸気車のことを主題とする詩がない『日本雑事詩』は、これらの文明の象徴とも言える交通手段に対する熱意があまりない。明治初期の開化風俗詩の例をいくつかを挙げてみると、

田中内記⁵⁹（号華城）：「大阪雑詞」⁶⁰第十四首：一瞬能奔千里波。西洋蒸氣

林香奈・劉雨珍等「黄遵憲『日本雑事詩』訳注稿（六）」を参照。（『未名』第一八号、2000年3月、181-184頁。）

⁵⁶ 笈久美子・林香奈・劉雨珍等「黄遵憲『日本雑事詩』訳注稿（六）」、182頁。

⁵⁷ 「列異傳曰、費長房又能縮地脈、坐客在家、至市買鮓、一日之間、人見之千里外者數處。」『藝文類聚』卷七十二食物部。

⁵⁸ 「往古之時、四極廢、九州裂、天不兼覆、地不周載、火熾炎而不滅、水浩洋而不息、猛獸食顛民、鷙鳥攫老弱。於是女媧煉五色石以補蒼天……」

⁵⁹ 「田中華城は大坂の儒医、名は顕美、字は君業、通称は内記。儒を藤沢東咳、医を備前の難波抱節に学んで、家塾紀律堂を営んだ……明治十三年歿五十五歳。著書に、『大阪繁昌詩後編』（慶応二年）『日本復古詩』（明治三年）『西洋千字文』（明治七年）『画本大阪新繁昌詩初編』（明治八年）があり、いずれも紀律堂板である。」

妙如何。璃窓未覺浪華夢。曉達讚州金毘羅。⁶¹（一瞬で千里の距離を走ることができる。西洋の蒸気機関は実に不思議である。ガラスウインドウ⁶²の中の自分はまだ大阪の夢を見ているのに、朝になるとすでに香川の金毘羅宮に到着していた。）

伊東珍英（号は松堂）「汽車」：汽車來往迅於舟、此際良工別出頭。石火電光俱一瞬、江山不暇問何州。⁶³（往来している汽車は船より速い。この時代の良い職人は、他のどの時代の時代よりも抜きん出ている。車窓の外の景色がすべて電光石火の間に過ぎ去り、どの場所の景色なのかと問う時間もない。）

総生寛「蒸気車」：蒸氣之便鬼耶神、始信天涯如比隣。⁶⁴（蒸気機関車の便利さはまるで鬼神のようである。天涯ほど離れていても比隣というようなことをはじめて信じるようになった。）

宮内貫一「蒸気船」その三：至堅黒大巧且奇、噴氣捲炎發港時。千里瞬間疾於箭、双輪如翼向空飛。⁶⁵（蒸気船は至って堅固で、黒くて大きくて巧妙で不思議である。港から発する時、煙が巻き上がっている。千里の距離が一瞬で埋まるような速度で矢より速い。その二つの外輪は翼のようで、船が空に向かって飛んでいるかのようなようである。）

などの詩が見られる。いずれも蒸気車や蒸気船の速さに感心させられ、その速

斎田作楽編『東京写真鏡他全七種——開化風俗漢詩集2・解題』、447頁。

⁶⁰ 「大阪雑詞」と三十首と「川口竹枝」十五首の七言絶句計四十五首は、田中内記著、明治三年冬刊『日本復古詩』上下二冊の付録として、下巻の巻末に収めるものである……本作は明治三年冬刊であるから、開化風俗詩としては極く初期の作であるが、既に、蝙蝠傘、人力車、汽船、汽車、写真、袂時計からラシャメンまで、開化風俗の代表的なところがほぼ出揃っており、大阪の開化状況が、横浜や東京と何等変わらぬ速度で進行していた様が伺える。」

斎田作楽編『東京写真鏡他全七種——開化風俗漢詩集2・解題』、446-447頁。

⁶¹ 田中内記『日本復古詩』、紀律堂藏版、明治三年（1870）、巻下大阪雑詞、2b。影印本は斎田作楽編『東京写真鏡他全七種——開化風俗漢詩集2』所収、12頁。

⁶² 原詩は、「璃窓」を「グラスウインドウ」と訓する。

⁶³ 総生寛編輯『東京繁昌新詩』、4a。影印本は斎田作楽編『東京写真鏡他全七種——開化風俗漢詩集2』所収、193頁。

⁶⁴ この詩は七言古詩であり、ここではその中の一部だけを引用している。総生寛編輯『東京繁昌新詩』、17a。影印本は斎田作楽編『東京写真鏡他全七種——開化風俗漢詩集2』所収、219頁。

⁶⁵ 平山果・宮内貫一編輯『日本開化詩』第初輯、巻上、14b。影印本は斎田作楽編『東京写真鏡他全七種——開化風俗漢詩集2』所収、322頁。

さを賞賛している。平山果の『日本開化詩』序」も冒頭から、

今也文明華盛、發破頑愚朦朧之夢。開化春新、回照究理發明之眼。陸有馬車人力鐵道瀛車之設、通商旅往復之路。海有軍艦蒸氣商船便船之備、作天涯比隣之交。⁶⁶（今日の文明は華やかで盛大な存在であり、頑愚で朦朧とした夢を覚ますものである。開化は春のような新しい存在であり、道理をきわめ、明らかにする眼に反射の光をあてる。陸上には馬車・人力車・鉄道・汽車などの設備があり、旅商人たちの通う道が開通している。海上には軍艦・蒸気船・商船・便船などがあり、天涯比隣のような交流が行われている。）

と述べており、やはり蒸気機関などの交通手段を文明開化の象徴例として取り上げている。

上述のように、『日本雑事詩』には専ら蒸気船や蒸気車を主題として詠った詩がないため、黄遵憲の著名な詩である「今別離」その一を参照する。

別腸轉如輪、一刻既萬周。眼見雙輪馳、益增中心憂。古亦有山川、古亦有車舟。車舟載離別、行止猶自由。今日舟與車、併力生離愁……鐘聲一及時、頃刻不少留……送者未及返、君在天盡頭。望影倏不見、煙波杳悠悠。⁶⁷
（別離の思いが腹の中でグルグルと回っていて、一刻の間にすでに一万周回した。目で速い速度で回転している船の両輪を見て、心の中の憂いは益々増えていく。山や川は昔もあった。車や船は昔もあった。しかし、昔の車や船に乗って離れる人々は、出発時間はまだ自由に設定できたのに対して、今日の船と車は、力をあわせて離愁を生み出す。鐘の音が定刻に響き、一刻も猶予がない。君を送る私はまだその場において、帰っていないのに、君はすでに水平線の終わりに行ってしまった。船の影を眺めているが、その影もすぐ消えてしまい、限りなく広がる水面はるかにはっきりとしない。）

伊東珍英、総生寛、宮内貫一らの詩においては、蒸気船や蒸気車の速さが最も重要なものとして謳歌されている。しかし、黄遵憲の詩では、その速さがまさに別れの悲しみが深まる原因になっている。古い時代より、文明化した「今」のほうが人を悲しませる。このように文明の価値を反転させる考え方は、成島柳北の詩にも見られる。例えば「航西雑詩・火輪車中之作」は、

⁶⁶ 平山果・宮内貫一編輯『日本開化詩』第初輯、序、1a。影印本は斎田作楽編『東京写真鏡他全七種——開化風俗漢詩集2』所収、281頁。

⁶⁷ 錢仲聯『人境廬詩草箋注』、516頁。

坐看萬水又千山。百里行程轉瞬間。何事往來如許急。火輪不似客身閑。⁶⁸
(列車に座って、幾多の山や川を見ている。百里の行程が一瞬で終わってしまった。列車での往來はどうしてこんなに急なのであろうか。汽車は旅人である私のようにゆったりと落ち着いてはいない。)

この成島の詩では、蒸気車の速さが表現されているが、謳歌される対象ではない。「客身」の「閑」静な心が、「急」いでいる「火輪」車に乱されたとも解釈できる。そして前田愛によると、成島柳北は、「旧幕府に対する忠厚の心情を拠点に「文明開化」の批判者として終始した」⁶⁹漢詩人である。成島柳北と黄遵憲、この二人の詩人は「文明開化」に対する距離感が似ていると考えられる。

蒸気船や蒸気車以外、例えば廢刀令も文明開化の象徴として挙げられる。文明開化に対して距離を縮めようとする明治の詩人は、もちろん賛成の立場から廢刀を詠っている。例えば、田中内記は「佩得腰間六發銃。防人不必帶雙刀」⁷⁰ (ピストル⁷¹を腰に帯びているので、兵士は刀二本を帯びる必要がなくなった。)と述べ、西洋の拳銃が日本の刀に勝り、刀はもはや必要なくなったと詠っている。平山果の「頑固士族」その二も、「廢刀猶似病真狂」⁷² (廢刀された後、まるで精神疾患に陥ったかのように狂っている) という句を以て、廢刀令に反対した士族を頑固と称している。これに対して、黄遵憲『日本雜事詩』定本の第一一九首⁷³は、帶刀の旧習を詠い、さらに定本第一六九首⁷⁴は、正宗をはじめの日本の様々な名刀を詠っている。第一六九首の自注は、

逮建武大亂、兵革相踵、名工益輩出。於是相模有正宗、貞宗、越中有義宏、

⁶⁸ 成島復三郎編『柳北詩鈔』、東京博文館蔵版、明治二十七年（1894）、卷三、32頁。

⁶⁹ 前田愛「文明開化」、『幕末・維新期の文学 成島柳北』、231頁。

柳北について、前田愛はさらに、「明六社が先導した上からの「近代化」、魯文がスケッチしてみせた文明開化風景への、最も辛辣な批判者は、幕府瓦解後「天地間無用の人」を自称して野に隠れたかつての外国奉行成島柳北であった。」と述べている。

前田愛「文明開化」、『幕末・維新期の文学 成島柳北』、249頁。

⁷⁰ 田中内記『日本復古詩』、卷下大阪雜詞、2a。影印本は齋田作樂編『東京写真鏡他全七種——開化風俗漢詩集2』所収、11頁。

⁷¹ 原詩は、「六發銃」を「ピストル」と訓する。

⁷² 平山果・宮内貫一編輯『日本開化詩』第初輯、卷上、4b。影印本は齋田作樂編『東京写真鏡他全七種——開化風俗漢詩集2』所収、302頁。

⁷³ 「解鞞君前禮數工、出門雙鏢插青虹。無端一語差池怒、橫濺君衣頸血紅。」

黄遵憲『日本雜事詩』、光緒廿四年（1898）長沙富文堂本、卷二、13a。

⁷⁴ 「正宗千鍛出金精、薛燭猶驚弟子名。秋水芙蓉光内斂、一揮頭白不聞聲。」

黄遵憲『日本雜事詩』、光緒廿四年（1898）長沙富文堂本、卷二、34b。

則重、筑前有源左、美濃有兼氏。鑄冶之良、莫盛於斯。自兵法改用鎗礮、士夫又禁佩帶、名刀遂絶響矣。(建武の大乱に至って、戦乱が相次ぐようになり、名工は益ます輩出されるようになった。そこで相摸には正宗、貞宗、越中には義弘、則重、筑前には源左、美濃には兼氏が現れた。すぐれた刀鍛冶の出現は、このときより盛んな時代はなかった。兵法が改められて銃や砲を用いるようになり、帯刀が禁止されるようになってからは、名刀はその姿を消すこととなった。)⁷⁵

と述べている。明治維新の廃刀令により、伝承が途絶えた名刀を惜しむ黄遵憲の気持ちが読み取れる。さらに第一一九首の自注を見れば、

今禁帯刀、而刺客俠士猶縱橫。史公稱俠以武犯禁、惟日本為甚。(今では帯刀は禁じられているが、刺客や侠客は依然としてほしいままにしている。太史公は「侠は武を以て禁を犯す」と言っているが、思うに日本はこれがとくに甚だしい。)

と述べられている。そもそも「以武犯禁」という言葉の元来の出所は『韓非子』五蠹篇（「儒以文亂法、俠以武犯禁」）であり、『史記』游侠列伝もそれを引用している（「韓子曰：「儒以文亂法、而俠以武犯禁。」二者皆譏、而學士多稱於世云」）。しかし黄遵憲が、「韓非子」ではなく、「史公」を持ち出したのには、前者の侠客を批判する立場ではなく、後者の侠客に対する理解や同情的な捉え方に、黄遵憲が賛同したということの意味している。

おわりに：「近代」に対する距離

黄遵憲には、東海公・人境廬主人・水蒼雁紅館主人・布袋和南・觀日道人・公之它などの別号がある。そのうちの「觀日道人」は、「日本滞在中に使った号であるが、他はすべて一九〇二年から一九〇四年にかけて梁啓超あての書簡に使用した号である」⁷⁶と言われている。日本滞在中に、日本を觀る道人と自称していた黄遵憲は、日本の何を見ていたのか、そして詩を以てどのような觀察結果を書き伝えたのか、などは興味深い問題であるに違いない。

「觀日道人」である黄遵憲は、「近代」も「非近代」も見ていた⁷⁷。ただ、上

⁷⁵ 黄遵憲『日本雜事詩』、光緒廿四年（1898）長沙富文堂本、卷二、35b。訳は林香奈・劉雨珍「黄遵憲『日本雜事詩』訳注稿（二十三）」を参照。（『未名』第三六号、2018年3月、142頁。）

⁷⁶ 劉雨珍「黄遵憲研究」、神戸大学博士論文、1997年、全149頁、6頁。

⁷⁷ 「近代」の面から『日本雜事詩』を論じる研究がすでに多いため、ここでは贅言を避け

述のように、中国詩史の流れのみで捉えるのであれば、早い段階で新聞紙や近代学校などの近代的題材を詠う『日本雑事詩』は、詩集全体の性格が「近代」というレッテルを貼られがちである。本章は、『日本雑事詩』における「近代」という一面を否定しないが、明治漢詩という新たな比較対象を導入し、黄遵憲は「近代」を詠いながら、それに対して一定の距離を保っていることとすることを指摘したい。違う角度から言えば、ただ『日本雑事詩』を中国詩史の一環として見るのであれば、この距離を測ることは困難であろう。『日本雑事詩』を明治漢詩、特に「文明開化」を謳歌している明治初期の作品群と対照することで、より全面的に『日本雑事詩』の性格を把握できたのではないか。

る。例えば夏曉虹は『日本雑事詩』における「新聞紙」及び「警察」を主題として詠う詩に注目し、黄遵憲の明治の「新政」に対する観察及び知的吸収につき詳しく論じている。夏曉虹「黄遵憲與日本明治文化」、66-70 頁。

第四章 清代詩学史の中の黄遵憲：在日期間の詩論を手がかりに

はじめに：清代詩学から影響を受けた黄遵憲

黄遵憲は、旧から新へ、古典から近代へという中国詩史の過渡期に位置づけられる。詩学の面から言うと、古典詩人である黄遵憲の主張は、近代詩史に大きな影響を与えたが、彼は積極的に「近代」を拓く意図があったとは言い難い。それよりも、それぞれ「詩界革命」と「文学改良」¹を提唱する梁啓超と胡適こそが、「近代」の詩を誕生させた功臣であると言える。ただ、彼らの主張が共に黄遵憲から示唆を得たことは疑いもない事実であり、周知の通り、黄遵憲の名は度々彼らの著作の中で挙げられている。

なお、中国の詩学関連著作を見るとわかるように、黄遵憲は常に梁啓超と組み合わせて論じられている²。「詩界革命」の代表者であると黄遵憲を見なす場合もある³。

確かに、「詩界革命」の提唱者である梁啓超は、晩年の黄遵憲と深い親交を結び、彼の詩作や詩論に心酔しており、それが「詩界革命」論が生まれた要因の一つとも言える。さらに胡適は、著名な「五十年來の中國文學」の中で、黄遵憲の名を挙げ、黄の「雜感」詩における「我手寫我口、古豈能拘牽」⁴（私の手は私の言いたい言葉を書く。古人は私を制約することなどできようか）という一節を以て「很可以算是詩界革命的一種宣言」（一種の詩界革命の宣言と言えよ

¹ 胡適の「文學改良芻議」は「文學」と名付けているが、その内容を詳しく読めば、実は「詩歌」改良の芻議であることがわかる。奚密 (Michelle Yeh) の説を参照。Michelle Yeh, “Modern Poetry”, in *The Columbia History of Chinese Literature*, ed. Victor H. Mair (New York: Columbia University Press, 2001), 453-454.

² 「黄遵憲の詩歌『維新』の理論和實踐與梁啓超『詩界革命』在大方向及主要内容方面都是大體一致的、故作為中國十九世紀末二十世紀初整個要求詩歌革新的思潮而言、黄遵憲無疑是一個最初的發動者」

黄霖『近代文學批評史』、上海、上海古籍出版社、1993年、全866頁、395-396頁。

「一般認為、黄遵憲有『別創詩界』之論、梁啓超有『詩界革命』之說、而梁啓超之說又主要是以黄遵憲詩歌創作實踐為基礎而提出來的、因而、在變革古典詩歌的問題上、他們的大方向完全一致」

程亞林『近代詩學』、長沙、湖南人民出版社、2000年、全265頁、122頁。

ちなみに、『近代文學批評史』と『近代詩學』はそれぞれ『中國文學批評通史』、『中國詩學叢書』に収録されている。

³ 「以黄遵憲為首的晚清『詩界革命』是詩歌史上的一次重大革新。」

周曉平『文化先驅的矯健身姿：黄遵憲在中國新文學建構中的歷史地位研究』、北京、中國社會科學出版社、2014年、全324頁、189頁。

⁴ 黄遵憲「雜感」、錢仲聯箋注、『人境廬詩草箋注』、42頁。

う)と主張して以来、黄遵憲と「詩界革命」は密接に結びつけられてきた⁵。しかしながら、左鵬軍の指摘にあるように、「詩界革命」の旗手はやはり梁啓超であり、黄遵憲は直接的にこの「革命」に参加していない⁶。また、増田渉も、「我手寫我口」という片言隻句を胡適が巧みに利用しただけであると指摘している⁷。実際のところ、黄遵憲の「雜感」は、若い時の彼が科挙を批判するために書いた詩であり、「我手寫我口」という言葉を詩作上の主張として捉えても問題は無いものの、その時の黄遵憲がすでに詩の改革を考え始めていたとは言い難い。事実、近年では黄遵憲と「詩界革命」との関係に疑問を呈する研究も増えてきた⁸。

とはいえ、直接「詩界革命」に関わらなかったとしても、黄遵憲の詩作や詩論が梁啓超らに示唆を与えたことは疑いようのない事実であり、その点を清代詩学史における黄遵憲の価値と見なすことを否定する必要はない⁹。問題はむしろ別にある。

上述のように、従来の研究では、梁啓超・胡適らが黄遵憲と「詩界革命」との関係性を重要視している、という点にのみ着目し、黄遵憲が如何に後世に影響を及ぼしたかについての言及はあるものの¹⁰、彼自身が清代詩学の先行者から如何なる影響を受けたかについては、ほとんど究明されてこなかった¹¹。

⁵ 胡適「五十年來中國之文學」、季羨林主編『胡適全集第2卷』、合肥、安徽教育出版社、2003年、全857頁、290頁。

⁶ 「儘管自梁啓超、胡適以來的許多研究者已經習慣性地把黃遵憲作為『詩界革命』的旗幟、但值得注意的是、在今見黃遵憲著作中、找不到他直接號召『詩界革命』或表示積極參加『詩界革命』的言論。」

左鵬軍「黃遵憲的詩歌創變、詩學觀念與文化選擇」、『文學遺產』2015年第6期、112-121ページ、115頁。

⁷ 増田渉『中国文学史研究』、東京、岩波書店、1967年、全428頁、255頁。

⁸ 「在某些方面與這一理論倡導、輿論宣傳和創作傾向表現出明顯的一致性；另一方面、他又與『新派詩』和『詩界革命』一哄而起的鼓動宣傳保持著一定的距離」

左鵬軍、「黃遵憲的詩歌創變、詩學觀念與文化選擇」、117頁。

⁹ 倉田貞美の黄遵憲に対する「詩界革命の先駆者」という定義が相応しいと考えられる。

倉田貞美『清末民初を中心とした中国近代詩の研究』、東京、大修館書店、1969年、全792頁、247頁。

¹⁰ 黄遵憲は、「詩界革命」のみではなく、「五四新文學」、「白話文運動」においても「先駆者」として見なされている。李玲「黄遵憲文學地位的形與奠定（1899—1949）」、蘇州大學博士論文、2013年、全245頁、15、142頁を参照。

¹¹ 黄遵憲の詩論は近代文学ではなく、伝統の詩論とあわせてみるべきだという趣旨の問題提起はすでにあつたが（以下に挙げる張宏生・郭真義はその例である）、実際の考察、特に黄遵憲と清代詩学との比較などはなされてこなかった。

「『雜感』中所說的一些觀念、如『我手寫我口、古豈能拘牽』等、理解為新的時代要求固然可以、理解為和傳統上獨抒性靈一脈相承的精神也未嘗不可、畢竟沒有特殊的規定性」。

張宏生「詩界革命：詞體的「缺席」與「在場」、『清詞探微』、上海、上海古籍出版社、2008年、全375頁、353頁。

中国史上最後の王朝である清代は、その詩学の特徴はまさに「前代の詩学を整理して纏めた」ことにあり¹²、中国詩学を集大成する時代であった¹³。清末詩人である黄遵憲は、この清の詩学をさらに纏めた理論家ではないが、彼の主張には、先行する清代詩学の影響を受けた痕跡、及びそれを超えようとする意図が見られる。

この問題を考察するためには、黄遵憲が日本滞在中に著した詩論を参照しなければならない。黄遵憲は、詩話類の著作がないものの、来日期間中、頻繁に日本人の詩を論じた。この時期は、彼の生涯において最も詩学家らしい活躍をした時期であろう。日本滞在経験が黄遵憲にもたらしたのは、周知の『日本雑事詩』や『日本国志』の完成だけでなく、「文化上の導師」¹⁴として詩を評することができた立場である。

それ故、現存の筆談記録などの文献の中に散見する黄遵憲の詩論には、彼の詩に対する意見や姿勢が表れており、そこから彼が清代詩学から影響を受けたことも窺える。例えば、「神韻」、「性霊」をそれぞれ提唱した王士禛（号は阮亭、漁洋山人）、袁枚（号は隨園老人、倉山居士）らの名前や、その影響の痕跡がその時期の詩論に散在している。故に以下では、当時の詩論をあわせて参照しながら、「影響を与えた」のではなく、「影響を与えられた」という面から清代詩学史における黄遵憲を考察する。

一、桐城・神韻・性霊の諸説を吸収した黄遵憲詩論

(一)

胡適がとりわけ重視する「我手寫我口」以外に、詩に関する黄遵憲の最も著名な主張は、主に『人境廬詩草』自序に見える。この「自序」では、彼にとって理想的な「詩境」が述べられている。

「人們只是習慣性地從詩歌革新、詩界革命的角度去加以認識、缺乏全面深入的考察研究。清代是中國詩文理論總結時期、黃遵憲作為其中重要一環、其詩學思想理應得到更全面宏觀的審視」。

郭真義「黄遵憲詩學思想綜論」、『嘉應學院學報（哲學社會科學）』第26卷第5期、2008年、11-16ページ、11頁。

なお、いわゆる「承前啓後」以外にも、黄遵憲と同時代の詩論との関係にも注意しなければならない。これについて、魏仲佑、張堂錡等の研究が参考になる。魏仲佑『黄遵憲與清末「詩界革命」』、臺北、國立編譯館、1994年、全336頁、12-27頁。張堂錡『黄遵憲的詩歌世界』、臺北、文史哲出版社、2010年、全318頁、40-46頁。

¹² 蔣寅『清代詩學史（第一卷）』、北京、中國社會科學出版社、2012年、全774頁、23頁。

¹³ これは定説である。郭紹虞、吳宏一、張健、鄔國平、王鎮遠、蔣寅などの研究を参照。

¹⁴ 夏曉虹「黄遵憲與日本明治文化」、60頁。

嘗於胸中設一詩境、一曰、復古人比興之體。一曰、以單行之神、運排偶之體。一曰、取離騷樂府之神理而不襲其貌。一曰、用古文家伸縮離合之法以入詩。¹⁵（私はかつて心の中にこのような詩境を考えたことがある。一つは古人の比興という詩法を復興すること。一つは散文の趣きで対句を書くこと。一つは「離騷」や樂府の精神を学びながらその形を踏襲しないこと。一つは古文家の伸縮、離合という手法を詩に応用すること。）

この四つのことは、実際のところ、詩を作る時の方法、つまり詩法である。詩境と呼ぶのは、恐らくこういった詩法で詩を作れば、理想的な境地に達することができることを意味するのだろう。黄遵憲の詩論を説明するために、この「詩境」を引用する先行研究は多いが、大抵の場合、「文を以て詩を作る」¹⁶というような概略として纏めただけで、その背後にある清代詩学の影響という問題は、いまだ究明されていない。

この問題を解明するためには、「伸縮」、「離合」という手がかりから考えることが最も合理的なやり方である。「伸縮」、「離合」を、詩法を論じる時の術語として初めて使ったのは、おそらく清の桐城詩派の代表者である方東樹の『昭昧詹言』である。

欲學杜、韓、須先知義法粗胚、今列其統例如左：……離合、伸縮……不肯平順説盡、故用離合……。¹⁷（杜甫や韓愈の詩を学びたいのであれば、まずその詩法の概要を知らなければならない。ここでは、詩法の項目を列挙する。例えば、……離合、伸縮……起伏もなく述べるだけで終わりたくないで、離合という詩法を用いる。）

自注では、「離合」について、「專言行文」（専ら行文のことを言っている）と述べ、「伸縮」について、「專言叙事」（専ら叙事のことを言っている）と述べる。「離合」や「伸縮」は文章を書き進め、事柄を記す時、詩に変化をもたらす方法なのである。謝靈運詩の詩法を分析する部分にも、

¹⁵ 黄遵憲『人境廬詩草』自序、錢仲聯『人境廬詩草箋注』、上海古籍出版社、1981年、自序、3頁。

¹⁶ 「以文為詩、取材避熟就生、皆是舊法。」

夏敬觀「映庵臆説」、『藝文』第1巻第4期、1936年、1-4ページ、1頁。

『人境廬詩草・自序』不云乎：『用古文伸縮離合之法以入詩。』寧非昌黎至巢經巢以文為詩之意耶。」

錢鍾書『談藝錄』、30頁。

¹⁷ 方東樹著、汪紹盈校點『昭昧詹言』、北京、人民文學出版社、1961年、全544頁、213-214頁。

首句點題。次句以一『望』字貫下四句景。『節往』二句一頓、故為離合章法、以避一氣直下之平順。¹⁸（最初の句はその主題を持ち出す。次の句は「望」の字を以て、次の景色を描く四句を貫く。「節往」の二句は、その文章の書き方が一旦行き詰まっているので、「離合」の詩法を使っている。それは、最初から最後までそのまま述べるのを避けたいからだ。）

上の二文では、共に「平順」を避けたいという意見が見える。「平順」を避けたいというのは、単調な行文を避け、変化を求めることを意味する。叙事詩の場合は、短詩であればさほど問題がないと思われるが、長詩であれば、行文に変化がなければ、おもしろみのない詩になりがちである。

黄遵憲は、まさに長編叙事詩を得意とする「饒舌の詩人」¹⁹である。さらに「詩之外有事、詩之中有人」²⁰（詩の外に事があり、詩の中に人がいる）という彼の最も中心的な創作上の主張が示すように、「叙事」を何より重視する黄遵憲が、桐城詩派に目をつけるのも不思議なことではない。特に長詩を書くのであれば、彼もその行文に変化を求めていたはずである。

報中有韻之文、自不可少。然吾以為不必仿白香山之『新樂府』、尤西堂之『明史樂府』。西堂以前、有李西涯樂府、甚偉。然實詩界中之異境、非小説家之支流也。當斟酌於彈詞粵謳之間、或三、或九、或七、或五、或長短句。²¹（新聞や雑誌では、韻文は言うまでもなく不可欠なものである。ただ、わざわざ白樂天の「新樂府」や尤侗の「明史樂府」に倣う必要はないと私は思う。尤侗以前の樂府といえ、李東陽の樂府作品（筆者案：「擬古樂府」のことを指すのであろう）があり、とても素晴らしかった。しかし、それは詩の異例であり、小説家から影響を受けたわけではない。我々の新聞雑誌の韻文は、「彈詞」や「粵謳」を参考にすべきである。作品を作るには、あるいは三言、あるいは九言、あるいは七言、あるいは五言、あるいは長短句を使う。）

これは、梁啓超に寄せた手紙の一部であり、『新小説』に載せる韻文について、黄遵憲が自身の希望を述べている。この手紙の最後で、「此固非僕之所能為、公試與能者商之」（これは私のできることではない。あなたはこれができる人と相

¹⁸ 方東樹著、汪紹盈校點『昭昧詹言』、142頁。

¹⁹ 島田久美子注『黄遵憲・解説』、8頁。

²⁰ 錢仲聯『人境廬詩草箋注』、自序、3頁。

²¹ 黄遵憲「致梁啓超函」、陳錚編『黄遵憲全集』、432頁。

談してみてください) と謙遜して述べているが、この望みを黄遵憲自身の長詩を作る基準と見なすことも無理ではない。少なくとも、それは長編詩(楽府)そのものに対する黄遵憲の意見であると言える。句の字数を自由にすることは、そこには変化を求めたいという願望があると言えよう。

詩の変化を求め、「用古文家伸縮離合之法以入詩」を自分の理想の「詩境」とする黄遵憲が言う「古文家」は、たとえ専ら方東樹のことを指すのではなくても、桐城詩派の人々を指していると言ってもよいだろう。黄遵憲の創作上の主張と桐城詩派との類似性は、その「詩境」における「以單行之神、運排偶之體」という部分からも窺える。

方東樹は、黄庭堅詩を論じる際に、「寓單行之氣於排偶之中」²²や「寓單行於排偶」²³と述べている。彭靖の意見を参照すれば、これらは、対句を重視する律詩に散文の筆意をもたらす、ということの意味する²⁴。詩の対句に、あえて文のおもむきを加える、これは、まさに行文の変化を重視する桐城詩派らしい主張である。

また、「桐城派中興明主」と呼ばれる²⁵曾國藩の主張にもこのような意見がある。

山谷學杜公七律、專以單行之氣運於偶句之中。²⁶(黄庭堅は杜甫の七言律詩を学ぶ際に、専ら杜甫の対句に散文の筆意をもたらす詩法を学ぶ。)

「寓單行之氣於排偶之中」や「以單行之氣運於偶句之中」というのは、いずれも黄庭堅の「以單行之神、運排偶之體」という言い方に酷似している。加えて

²² 「登快閣 起四句、且敘且寫、一往浩然。五六句對意流行。收尤豪放、此所謂寓單行之氣於排偶之中。姚先生云：能移太白歌行於律詩。」

方東樹著、汪紹盈校點『昭昧詹言』、451頁。

²³ 「送彭南陽 起四句一氣湧出。五六切令尹。姚先生云：「結淺直不佳」 大約類敘情事、細細貼題。出之以對偶、使人不覺、寓單行於排偶、而又極自然。無強梗齟齬、所以為佳。此是一派。」

方東樹著、汪紹盈校點『昭昧詹言』、453頁。

²⁴ 「曾國藩論文、主張駢散相兼；而論詩、則主張參以散文筆意。他在『大潛山房詩題語』裡說：「山谷學杜公七律、專以單行之氣運於偶句之中；東坡學太白、則以長古之氣運於律句之中。樊川七律、亦有一種單行票姚之氣。余嘗謂小杜蘇黃皆豪士而有俠客之風者。省三所為七律、亦往往以單行之氣、差於牧之為近。」這是曾國藩對於詩、特別是律詩的藝術技巧的一條重要見解。後來、黄遵憲還採入了他的「詩境」說、謂為「以單行之神、運排偶之體。」彭靖「曾國藩的詩論和詩」、『求索』1985年第2期、98-104頁、100頁。

²⁵ 周作人『中國新文學的源流』、鍾叔河編訂『周作人散文全集6(一九三二—一九三五)』、桂林、廣西師範大學出版社、2009年、全884頁、89頁。

²⁶ 曾國藩「大潛山房詩題語」、曾國藩著、王澧華校點『曾國藩詩文集』、上海、上海古籍出版社、2005年、全581頁、349頁。

黄遵憲は、曾国藩のことを高く評価し²⁷、蔵書には、曾国藩の著作がいくつかある²⁸。それ故、黄遵憲の「以單行之神、運排偶之體」という主張が直接曾国藩の影響によってもたらされた、という彭靖の指摘は成り立つであろう²⁹。

(二)

桐城詩派以外にも、いわゆる神韻派及び性靈派の影響が、黄遵憲の詩論に見える。劉甌庵『盆瓴詩集』の序を作り、その中で、

國朝詩人、流別至多……然百餘年來、或矜神韻、或詡性靈、幕客游士、涉其藩而獵其華、上之供詩話之標榜、下則取於尺牘之應酬、其弊極於膚淺浮滑、人人能為詩、人人口異而聲同。³⁰（わが清朝の詩人は、その流派が極めて多い……しかしこの百年余の間に、人々は神韻派や性靈派を以て誇っている。所属がなかった者は、その傘下に入り、その流派の長所を自分のものとする。詩話の材料にすることもできるし、手紙などのやり取りにも使える。その弊害は、軽佻浮薄にすぎることである。誰でも詩を作れるが、千篇一律になる。）

と述べる箇所がある。これによれば、清代の詩学に対して、黄遵憲は一定の認識があると言えよう。黄遵憲は、多くの流派から神韻派と性靈派を取り上げて、当時の流行及びその弊害を指摘している。

黄遵憲自身はどの流派にも属さないが、彼の日本滞在中の詩論を見ればわかるように、神韻派の代表である王士禛及び性靈派の代表である袁枚の名がその中に散見する。そのうちの二例を挙げる。

一

漁洋山人論七律、謂弓力拽滿、古無幾人、此作可謂力健矣。³¹（漁洋山人は七言律詩を論じる時、弓を限界まで引くように、力が溢れる詩を作れる

²⁷ 「公欲作曾文正傳、索僕評其為人。僕以為國朝二百餘年、應推為第一流、即求之古人、若諸葛武侯、若陸敬輿、若司馬溫公、若王陽明、置之伯仲之間、亦無愧色、可謂名儒矣、可謂名臣矣。雖然、僕以為天生此人、實使之結從古迄今名儒、名臣之局者也。其學問能兼綜考據、詞章、義理三種之長。舊學界中卓然獨立、古文為本朝第一。」
黄遵憲「致梁啟超函」、陳錚編『黄遵憲全集』、436 頁。

²⁸ 例えば、『曾文正公文抄』、『曾文正公批牘』、『曾文正公詩集』がある。「人境廬黄遵憲藏書目錄」を参照。陳錚編『黄遵憲全集』、1621 頁。

²⁹ 前掲の彭靖の論文を参照。

³⁰ 黄遵憲「劉甌庵『盆瓴詩集』序」、陳錚編『黄遵憲全集』、283 頁。

³¹ 郭真義・鄭海麟編『黄遵憲題批日人漢籍』、北京、中華書局、2009 年、全 290 頁、221 頁。

人は古くから少ない、と述べる。この詩はまさに力が溢れていると言えよう。)

二

絶似宋人小詩、摘其斷句入詩話中、隨園老人不知作何傾倒語也。³² (この詩は宋代の人の短詩に酷似する。その一部を抜き出して、詩話に入れたら、隨園老人はきっと賞賛したくてたまらないだろう。)

「一」は岡千仞(号は鹿門)の詩に対する評価である。「力健」というのみで、その詩を評することも可能だが、ここでは、黄遵憲はあえて王士禛の意見を詩論に使っており、王士禛に対する肯定的な姿勢が窺える。「二」は宮島誠一郎(号は栗香、養浩堂)の詩を評する言葉である。その中の「隨園老人不知作何傾倒語也」は、生き生きとした表現であり、単なる引用ではなく、袁枚の好みまでも把握している。黄遵憲は、王士禛と袁枚の信奉者ではないが、この二人を受け入れてきたことは、彼の詩からも窺える³³。以下で、まず、黄遵憲の主張と王、袁二人の論点の類似性を詳しく分析してみよう。

日本滞在中に、黄遵憲は、詩を作るために「性情」と「根柢」を兼ね備える必要があるという論点を頻りに強調している。ここでは彼と宮島誠一郎との筆談を見てみよう。

公度：詩之為道、性情欲厚、根柢欲深。此其事似在詩外、而其實卻在詩先、與文章同之者也。至詩中之事、有應講求者、曰家法、曰句調、曰格律、曰風骨、是皆可學而至焉者。若夫興象之深微、神韻之高渾、不可學而至焉者……

宮島：至言確論、謹當服膺。

公度：足下詩本出於性情、唯到其根柢、則有未足者。宜讀古書。

宮島：古書以何書為可。

公度：『漢書』大好、『文選』亦好。³⁴

³² 同上、99頁。

³³ 黄遵憲「人境廬雜詩」その八：「哀樂中年感、艱難遠道書」。

錢仲聯箋注、『人境廬詩草箋注』、123頁。

王士禛「寄汪鈍翁堯峰隱居四首」その三：「哀樂中年事、艱難遠道書」。

王士禛著、袁世碩主編『王士禛全集』、濟南、齊魯書社、2007年、全5143頁、859頁。

黄遵憲『日本雜事詩』定本第153首：「笙清簧煖小排當、雅樂伶官各擅場」。

黄遵憲『日本雜事詩』、光緒廿四年(1898)長沙富文堂本、卷二、26b。

袁枚『隨園詩話』卷四所収の詩(無題)：「笙清簧煖小排當、絕代飛瓊最擅場」

袁枚著、顧學頡校點『隨園詩話』、北京、人民文學出版社、1960年、全842頁、116頁。

³⁴ 陳錚編『黄遵憲全集』、760-761頁。

（黄遵憲：道としての詩は、その性情が厚ければ厚いほどよいし、その根柢が深ければ深いほどよい。このことは、詩に直接関わっていないように見えるが、実は詩を作るためにまず獲得しないとイケない。文章を作るのと同じである。詩の中のことと言え、追求すべきものがある。それは、「家法」・「句調」・「格律」・「風骨」である。それらは、学べば身につけることができる。しかし、深くて微妙である興象、および高くて飾り気のない神韻は学んでも到達できない。

宮島誠一郎：おっしゃる通りです。肝に銘じます。

黄遵憲：あなたの詩は性情に基づいているが、その根柢はまだ足りない部分がある。古書を読んだほうがよろしいかと。

宮島誠一郎：古書と言え、どの書がよいですか。

黄遵憲：『漢書』はとてもよいし、『文選』もよい。）

そして王士禛「『突星閣詩集』序」では、

夫詩之道、有根柢焉、有興會焉、二者率不可得兼。鏡中之象、水中之月、相中之色、羚羊挂角、無跡可求、此興會也。本之風雅、以導其源、泝之楚騷、漢魏樂府詩、以達其流、博之九經、三史、諸子、以窮其變、此根柢也。根柢原於學問、興會發於性情。³⁵（詩道には、根柢があり、興会がある。この二つを簡単に兼ね備えることはできない。鏡に映る姿、水面に浮ぶ月、物に備わる形姿などは、羚羊が角を木にかけて、その足跡を見つからなくしたような存在である。これが興会である。『詩経』の「風」・「雅」に基づき、詩の源を切り開く。楚辞・離騷・漢魏の樂府に遡って、詩の流れを明らかにする。さらに九經・三史・諸子までも読んで、詩の変化を最大限にする。これが根柢である。根柢は学問に基づき、興会は性情から発する。）

と述べる。

比較してみればわかるように、二文における詩を「道」として捉え、二つの要素を使って定義する冒頭部は酷似している。「性情」と「興会」の差はあるものの、「興會發於性情」という部分が示すように、「詩道」を構成する主な要素として、黄遵憲も王士禛も、根柢及び性情（興会）を挙げている。黄遵憲が言う、根柢が足りなければ古書を読むべきだという助言も、王士禛の「根柢原於學問」の説に呼応している。黄遵憲は、「先生」の立場から、「学生」である³⁶宮島誠一郎に『漢書』・『文選』を薦めるのは、一見すれば相手の教養程度を相当

³⁵ 王士禛「『突星閣詩集』序」、王士禛著、袁世碩主編『王士禛全集』、1560頁。

³⁶ 「先生」と「学生」の説は、蔡毅「黄遵憲と日本漢詩」、63頁を参照。

軽視するように思えるが、王士禛の「九經・三史・諸子」³⁷と対照してみれば、黄も王も詩を作るには学問の基礎（根柢）を重視しなければならないという立場であるとわかる³⁸。

しかし「性情」と言えば、神韻派の王士禛よりも、むしろ性靈派である袁枚が想起される。『随園詩話』を引用すると、袁枚は、

三百篇不著姓名、蓋其人直寫懷抱、無意于傳名、所以真切可愛。今作詩、有意要人知、有學問、有章法、有師承、于是真意少而繁文多。³⁹（『詩經』の詩篇にはその作者の名前がない。その理由は、作者がただ思うままに書くだけで、名前を残すかどうかに興味がないであろう。だからその詩篇は真摯であり、読者を喜ばせる。現在、詩を作る人々は、その名を世間に知らせようと思っているし、詩の中に学問・章法・師承を込めている。故にその詩には真意が少なく無駄な飾りが多い。

性靈を標榜する袁枚が「真意」を重視するのは当然である。故にここでは、詩の「真意」を妨げる「学問」を批判し、その地位の高下をも示しているが、「学問」そのものに対する批判というよりも、「学問」を以て名を知らせることに反対している。さらに詩における学問（つまり、黄・王の言う「根柢」）に対する袁枚の意見を考察するために、次の二条もあわせて見なければならない。

用巧無斧鑿痕、用典無填砌痕、此是晚年成就之事。若初學者、正要他肯雕刻、方去費心。肯用典、方去讀書。⁴⁰（詩に巧みな構想を込め、典故を使いながら、それを意図的に行った痕跡を残さないのは、晩年になってからはじめて達成できることである。初心者であれば、むしろ身を入れて構想したほうがいい。本を読んで典故を使ったほうがいい。）

後之人未有不學古人而能為詩者也。然而善學者、得魚忘筌。不善學者、刻舟求劍。⁴¹（古人を学ばなくても詩を作れる後人はいない。しかし、上手に学ぶ人は、得魚忘筌（古人の詩に頼りすぎない）である。下手に学ぶ

³⁷ 黄遵憲もまた、「其取材也、自羣經三史、逮於周、秦諸子之書、許、鄭諸家之注、凡事名物名切於今者、皆採取而假借之。」と述べている。

錢仲聯『人境廬詩草箋注』、自序、3頁。

³⁸ ちなみに、『突星閣詩集』は王戩（字は孟谷）の詩集である。「突星閣詩集序」によると、王士禛と王戩は「同学」（「戩夙昔同學、多以文章致身館閣」）の関係である。王士禛「『突星閣詩集』序」、王士禛著、袁世碩主編『王士禛全集』、1560頁。

³⁹ 袁枚著、顧學頡校點『隨園詩話』、223頁。

⁴⁰ 袁枚著、顧學頡校點『隨園詩話』、176頁。

⁴¹ 袁枚著、顧學頡校點『隨園詩話』、49頁。

人は、刻舟求劍（古人の詩に囚われる）である。）

詩における「真意」（つまり、黄・王の言う「性情」）を何より重視する袁枚だが、学問を軽視するわけではない。袁枚にとって、むしろ学問あつての詩とも言えよう。「刻舟求劍」の一条は、さらに「本」を読むだけではなく、古人の「詩」を学ぶことも提唱する。後述のように、これについて、黄遵憲も同意見である。

性情や興会は先天的な要素であり、根柢や学問は後天的な要素である。ちなみに、上で言及したように、詩法を重んじる桐城詩派の主張にもこういった先天と後天を共に重視する意見がある。まず、『昭昧詹言』における詩に対する姿勢を見てみよう。その開巻で、

詩之為學、性情而已。⁴²（詩という学は、一言で言えば、性情である。）

と述べるように、方東樹もやはり性情を用いて詩を定義する。さらに、方東樹は「詩貴性情、亦須論法」⁴³（詩は、性情が大事だが、詩法も論じなければならない）とも述べており、『昭昧詹言』はどちらかというところ、その「法」を「論」じる詩法指南書である。故に方東樹は、力を込めて、他人の詩を学ぶことを主張する。

詩有用力不用力之分。然學詩先必用力、久之不見用力之痕、所謂炫爛之極、歸於平淡。⁴⁴（詩は、力を込めるかどうかの区別がある。しかし初めて詩を学ぶのであれば、必ず力を込めないといけない。時間を経れば、力を込めた痕跡がなくなる。これは、頂点に達すると平淡に戻るということである。）

初心者は力を込めて詩を作り、熟練者は力を込めてもその痕跡が見えない。こうした論点は袁枚の説と共通している。

さて、黄遵憲の主張に戻り、彼の「詩を学ぶ」意見を見てみよう。

宮島：果如黄君言。僕不多讀、故識見淺薄。若欲作古詩、則當師何人而可。作詩又必要讀歷代史書乎。

公度：喜學某家、則多讀某家。至於歷代書籍、多讀則氣味自古、才力自富。與詩若相關、若不相關。足下此刻學古詩、且多讀李杜蘇三家。三家喜誰氏。

⁴² 方東樹著、汪紹盈校點『昭昧詹言』、1頁。

⁴³ 方東樹著、汪紹盈校點『昭昧詹言』、506頁。

⁴⁴ 方東樹著、汪紹盈校點『昭昧詹言』、380頁。

宮島：僕平生喜讀杜詩、但未至窺其域耳。

公度：喜杜詩最妙。⁴⁵

（宮島誠一郎：確かに黄さんの言う通り、私は本を多く読まないで、見識が浅薄です。もし古詩を作りたければ、誰を手本とすればよいですか。

また、詩を作るには歴代の史書を読む必要がありますか。

黄遵憲：好きな詩人がいれば、その人の詩を多く読めばよい。歴代の書籍について、多く読めば筆意が古風になるし、詩才が豊かになる。これは、詩と直接に関連するよう見えるが、関連していないようにも見える。あなたはいま古詩を学びたいのであれば、李白・杜甫・蘇軾の三人の詩を多く読んだほうがいい。この三人の中で、誰が好きですか。

宮島誠一郎：私は平素から杜甫の詩を愛読しています。ただ杜甫のほどの詩は作れません。

黄遵憲：杜甫が好きならば何よりです。）

詩を作るには、「学ぶ」ことが重要だと黄遵憲は指摘する。一つは「古書」から学ぶことであり、黄遵憲と王士禛の言ういわゆる学問や根柢である。もう一つは、「古人の詩」を学ぶことである。この点において、黄遵憲は袁枚の説と共通している。そして、袁枚や方東樹が言うように、最終的には古人の詩を痕跡が見えなくなるようになるまで、よく学ばなければならない。このような意見は、黄遵憲の『人境廬詩草』自序にも見える。

其鍊格也、自曹・鮑・陶・謝・李・杜・韓・蘇訖於晚近小家、不名一格、不專一體、要不失乎為我之詩。⁴⁶（詩格を練り上げるには、曹植・鮑照・陶淵明・謝靈運・李白・杜甫・韓愈・蘇軾から、近頃の知名度が低い詩人まで学ぶが、専ら一つの風格や詩体に限定することはない。要は「私の詩」でなければならない。）

宮島誠一郎に「李杜蘇三家」を薦めた黄遵憲は、自身も多くの古人の詩を学ぶことを重んじている。直接的には、痕跡なく学ぶという主張はないが、結果として、学ぶ相手に束縛されず、「私の詩」を作ることが望ましいという考え方は、袁枚らの説と同工異曲と言うべきではないか。

二、先行詩学との相違

⁴⁵ 陳錚編『黄遵憲全集』、728頁。

⁴⁶ 錢仲聯『人境廬詩草箋注』、自序、3頁。

(一)

以上見てきたように、黄遵憲の詩論は、桐城・神韻・性靈に何らかの類似性が見いだせる。程度の差はあるが、彼らは共に詩における先天的な性質である「性情」、及び後天的性質である「根柢（学問）」を重視する。しかし当然、彼らの間には重なる部分があると同時に、おのずから違いもある。以下、黄遵憲と先行の詩学との相違について説明する。

まず、古人の詩を学ぶという点から考察してみる。

仮に「因襲の遵守」を「一つの積極的価値をもつ」⁴⁷ものと見なす中国古典詩人であっても、古人の詩を模倣することを基準とする詩派ではない限り、古人に対する何らかの「影響の不安」⁴⁸が多かれ少なかれあるはずである。例えば、『隨園詩話』では、丁貫如「遣懷」詩を引く。

我口所欲言、已言古人口。我手所欲書、已書古人手。不生古人前、偏生古人後。⁴⁹（私が言いたい言葉は、すでに古人に言われた。私が書きたい言葉は、すでに古人に書かれた。私は古人より早く生まれたならよかったのに、どうして古人より遅く生まれたのか。）

丁貫如は無名の詩人であり、この詩も『隨園詩話』にしか見らないが、中国詩人の古人に対する「不安」、あるいは不平不満の心境が、この詩には生き生きと表現されている。この「遣懷」の措辞も、黄遵憲の「我手寫我口、古豈能拘牽」を想起させる。両者の直接の影響関係は証明し難いが、いずれにせよ、丁貫如も、この詩を引く袁枚も、そして黄遵憲もこうした「影響の不安」があると言えよう。

影響の不安を感じつつ、自分の「性靈」を重視し、「我之詩」を作りたい袁・黄の詩論における古人に対する姿勢を、すでに触れたが、ここではさらに比較してみよう。

凡事不能無弊、學詩亦然。學漢、魏文選者、其弊常流于假。學李、杜、韓、蘇者、其弊常失于粗。學王、孟、韋、柳者、其弊常流于弱。學元、白、放翁者、其弊常失于淺。學溫、李、冬郎者、其弊常失于纖。人能吸諸家之

⁴⁷ 川合康三「李賀と比喻」、『中國文學報』第33号、1981年、1-31ページ、5頁。

⁴⁸ ここでは、ハロルド・ブルーム（Harold Bloom）の言葉（The Anxiety of Influence）を借用する。ハロルド・ブルーム著、小谷野敦・アルヴィ宮本なほ子訳『影響の不安：詩の理論のために』、東京、新曜社、2004年、全388頁。

⁴⁹ 袁枚著、顧學頤校点『隨園詩話』、174頁。

精華、而吐其糟粕、則諸弊盡捐。⁵⁰（事には弊害がないわけがない。詩を学ぶことも同じである。漢魏の『文選』作品を学ぶ者は、その弊害が「虚仮」にある。李白・杜甫・韓愈・蘇軾を学ぶ者は、その弊害が「粗野」にある。王維・孟浩然・韋応物・柳宗元を学ぶ者は、その弊害が「虚弱」である。元稹・白居易・陸游を学ぶ者は、その弊害が「浅薄」にある。温庭筠・李商隠・韓偓を学ぶ者は、その弊害が「穢靡」にある。詩人はもし諸家の精華を吸収し、その糟粕を吐き出せば、あらゆる弊害をすべて取り除くことができる。）

士生古人之後、古人之詩號專門名家者、無慮百數十家、欲棄去古人之糟粕、而不為古人所束縛、誠戛戛乎其難。雖然、僕嘗以為詩之外有事、詩之中有人。今之世異於古、今之人亦何必與古人同……其鍊格也、自曹、鮑、陶、謝、李、杜、韓、蘇訖於晚近小家、不名一格、不專一體、要不失乎為我之詩。⁵¹（読書人として古人の後に生まれ、古人の詩の中で専門・名家と言えるものは凡そ百数十家いるのだから、古人の糟粕を棄て去り、同時に古人に束縛されないようにすることは、誠に難しい。とはいえ、私はこう思っている。詩の外に事があり、詩の中に人がいる。今日の世界は古代と異なるのであれば、今日の人々も古人と同じである必要はない……詩格を練り上げるには、曹植・鮑照・陶淵明・謝靈運・李白・杜甫・韓愈・蘇軾から、近頃の知名度が低い詩人まで学ぶが、専ら一つの風格や詩体に限定することはない。要は「私の詩」でなければならない。）

対照すると、両者が挙げた古人のリストは完全に一致しないものの、古人に対し、その精華を吸収して、その糟粕を取り除くという点では意見が一致している。ただし、黄遵憲は、いわゆる大家や名家以外に、「晚近小家」もその学習の対象とするところが特殊である。これに対して、袁枚が詩論で挙げたのは、中国詩史における著名な詩人のみである。⁵²

さらに、黄遵憲の「晚近小家」の説では、「小家」よりも、むしろ「晚近」が注目に値する。黄遵憲は古人を学ぶことを主張しているが、中国の文人によく見られる「尊古而卑今」（『莊子・外物』）、つまり古を尊重し今を軽視する、という態度は黄遵憲の詩論には見られない。ここで、王士禛と黄遵憲を比較してみよう。

⁵⁰ 袁枚著、顧學頤校點『隨園詩話』、103頁。

⁵¹ 錢仲聯『人境廬詩草箋注』、自序、3頁。

⁵² さらに袁枚は、「余嘗教人、古風、須學李・杜・韓・蘇四大家。近體、須學中・晚・宋・元諸名家」と述べている。
袁枚著、顧學頤校點『隨園詩話』、245頁。

王士禛『漁洋詩話』では「皆逼古作」⁵³（すべて古人に酷似する作品である）を以て楊夢山の詩を称える。また、陳大樽と程松圓の詩に対しては、「皆不愧古作者」⁵⁴（すべて古代の作者にも見劣りしていない）と称している。『池北偶談』ではさらに、

或謂作詩使事、必用六朝已上為古、此說亦拘墟不可信。要之唐宋事須選擇用之、不失古雅乃可。如劉後邨詩專用本朝故實、畢竟欠雅。⁵⁵（ある人はこのように言う。詩作の中に典故を用いる場合、必ず六朝以前のことを使うのが「古」になる、と。こういう説は浅はかで、信用できないが、要は、唐宋の典故を用いるときはしっかり選ばなくてはならず、古雅である場合だけ許される。劉克莊のように宋の典故ばかりを詩に使うのでは、どうしても雅やかさが足りない。）

これは、「古人」のことではなく、典故について述べているが、古代の典拠となる故事は「雅」であると王士禛は指摘する。逆に「本朝」の典故を使うと、その「雅」が足りないという。黄遵憲と王士禛との相違は、まさにこの「古」と「今」に対する姿勢にある。

公度：僕此詩日本雜事、於古人似誰。

宮島：流麗而清新者、在唐劉禹錫。有氣骨而峭勁者、似東坡、又似明李獻吉。

公度：僕自覺於古人不唯不及、亦殊不似。僕自為僕之詩而已。⁵⁶

（黄遵憲：私のこの『日本雜事詩』は、古人の誰に似ていますか。

宮島誠一郎：流麗かつ清新という面においては、唐代の劉禹錫に似ていません。気骨があって力強いという面においては、蘇軾や明代の李夢陽に似ています。

黄遵憲：私は、自分の詩が古人に敵わないだけでなく、似てもいないと思う。私は私の詩を作るだけです。

宮島誠一郎の答えは明らかに黄遵憲の期待から外れている。確かに、上で引用した王士禛の意見のように、古人に似る、ということは一種の褒め言葉であるが、黄遵憲は、古人に学ぶ必要があると思いつつも、最終的には誰にも似てい

⁵³ 王士禛著、袁世碩主編『王士禛全集』、4774頁。

⁵⁴ 王士禛著、袁世碩主編『王士禛全集』、4819頁。

⁵⁵ 王士禛著、袁世碩主編『王士禛全集』、3179頁。

⁵⁶ 陳鍾編『黄遵憲全集』、739頁。

ない自分の詩を作ることを最も重視しているため、古人の誰とも異なる、「僕自為僕之詩」ということを強調しているのである。

詩の材料についても、黄遵憲は、

其述事也、舉今日之官書・會典・方言・俗諺、以及古人未有之物、未闢之境、耳目所歷、皆筆而書之……要不失乎為我之詩。⁵⁷（叙事に関して、私は今日の官書・會典・外国語・俗諺などの言葉を用いて、古人が接触したことのないものと経験したことのないところまで、自分の耳や目で経験したものを、筆を執って書く。……「私の詩」でなければならない。）

と述べている。「古雅」を重視し「本朝」の事を詩に取り込むことをよしとしないう王士禛に対して、黄遵憲は、俗の言葉も詩の言葉とし、「古」人の経験したことがない、「今」の「私」の経験に基づく詩を作ることを主張している。

（二）

上で述べてきた桐城・神韻・性霊の三つの流派の中で、「我之詩」を何より優先させる黄遵憲の詩論は、性霊派である袁枚の意見に最も近い。また、「今」の「私」の経験を重要視する黄遵憲の見方は、『随園詩話』にも見える。

自古文章所以流傳至今者、皆即情即景、如化工肖物、著手成春、故能取不盡而用不竭。不然、一切語古人都已說盡。何以唐、宋、元、明、才子輩出、能各自成家而光景常新耶。⁵⁸（昔から今に伝わってきた文章は、すべて詩を書く時の感情や眼前の景色を描いている。それらの文章は、まるで造物主がものを作るように生き生きとしている。だから幾ら書いても詩の材料は使い尽くせない。そうではないと、すべての言葉がすでに古人に言い尽くされたなら、どうして唐・宋・元・明を経て、才子が次々と現れ、それぞれ一家を立てて、詩に新しい息吹をもたらすことが可能であろうか。）

袁枚は、古人を意識しつつ、「即情即景」の説を述べる。詩を書く時の感情、眼前の景色は、どれも「今」という時間を強調している。そして「情」は詩人の内在であり、「景」は外的存在であるという点に留意したい。

「すべての言葉はすでに古人に言い尽くされた」というような状況に対して、袁枚は「今」を以てそれを打破する。黄遵憲にもほぼ同じような主張が見える。

⁵⁷ 錢仲聯『人境廬詩草箋注』、自序、3頁。

⁵⁸ 袁枚著、顧學頤校點『隨園詩話』、19頁。

①遵憲竊謂詩之興、自古至今、而其變極盡矣。雖有奇才異能英偉之士、率意遠思、無有能出其範圍者。②雖然、詩固無古今也、苟出天地・日月・星辰・風雲・雷雨・草木・禽魚之日出其態以嘗（當）我者、不窮也。③悲・憂・喜・欣・戚・思念・無聊・不平之出於人心者、無盡也。治亂・興亡・聚散・離合・生死・貧賤・富貴之出而（？）我者、不同也。④苟能即身之所遇、目之所見、耳之所聞、而筆之於詩、何必古人。我自有我之詩者在矣。⁵⁹（①わたくし黄遵憲は、古くから今まで発展してきた詩はすでに限界に達していると思う。たとえ非常に優れた人材が、一生懸命考えても、その発展の範囲を超えることはできない。②とはいえ、そもそも詩というものに古今の違いはない。天地・日月・星辰・風雲・雷雨・草木・動物などが毎日私に見せる様子の変化はきりが無い。③悲しみ、憂い、嬉しさ、喜び、哀れみ、懐かしみ、退屈、不満などが私の心から出てくる気持ちにもはてがえない。治乱・興亡・聚散・離合・生死・貧困・富貴などの私の経験（？）は、すべて古人と異なる。④もし自分の身に起こること、自分の目で見ること、自分の耳で聞くことを詩に書くことができれば、古人の力を借りる必要がなくなり、私は私の詩を作ることができる。）

詩はすでに古人の手によって、限界まで発展してきた。この状況に対して、黄遵憲は今に生きる「私」が感じる「内在」（悲・憂・喜・欣・戚・思念・無聊・不平）と「私」が経験する「外在」（天地・日月・星辰・風雲・雷雨・草木・禽魚）を以て、打開策を見いだそうとしている。

しかし、黄遵憲と袁枚の詩論における「内在」と「外在」への偏重は、両者の間に差を生じさせた。性霊を以て詩を論じる袁枚は、「余最愛言情之作」⁶⁰（私は情を述べる作品を最も愛す）と述べ、詩人の情、すなわち内在に過度に偏る傾向がある。情を十分に見せない作品は、往々にして彼の批判対象となる⁶¹。そして『随園詩話』には、「情」と「景」の高下を定める箇所がある。

⁵⁹ 黄遵憲「致周朗山函」、陳錚編『黄遵憲全集』、291頁。

なお、①、②……の数字は分段のため、筆者が便宜上付した記号である。

⁶⁰ 袁枚著、顧學頤校點『随園詩話』、360頁。

⁶¹ 「詩人筆太豪健、往往短于言情」

袁枚著、顧學頤校點『随園詩話』、485頁。

「蘇・黄瘦硬、短於言情」

袁枚著、顧學頤校點『随園詩話』、149頁。

詩家兩題、不過「寫景、言情」四字。我道：景雖好、一過目而已忘、情果真時、往來於心而不釋。⁶²（詩人の主な課題は二つあり、「写景、言情」の四文字にすぎない。私は言う。たとえ景がよくても、見終わったらすぐ忘れる。しかし真情であれば、心に去来し、消えることがない。）

凡作詩、寫景易、言情難。何也。景從外來、目之所觸、留心便得。情從心出、非有一種芬芳悱惻之懷、便不能哀感頑艷。⁶³（一般的に言うと、詩を作るには、景を書くのが簡単で、情を述べるのが困難である。どうしてだろう。景は外から来るものであり、目で見えるものに留意すれば得られる。情は心から出るものであり、美しくて悲しい感情がなければ、人々を感動させることはできない。）

「景」は表現が簡単であり、容易に忘れられるものである。一方、「情」は表現が困難であり、消えないものと言う。つまり、「景」も「情」も詩の主な構成要素として認める袁枚は、やはり後者に偏っているのである。

「外在」より「内在」を重視する袁枚に対して、黄遵憲は異なる趣向を見せている。上で引用した「致周朗山函」を分析してみると、①の部分は問題を提起し、その後解決案を述べる。②は「外在」から解決案を述べ、③は「内在」から解決案を述べる。④はひとまず論を纏め、もし、自分の身に起こること、自分の目で見ること、自分の耳で聞くことを詩に書ければ、古人の力を借りる必要がなくなり、私は私の詩を作ることができる、という「我之詩」を書くためにやるべきことを述べている。②は「外在」、③は「内在」であり、そして結論の④に述べられるのは自分の身に起こること、自分の目で見ること、自分の耳で聞くこと、つまり「外在」である。

その続きを見ると、

吾身之所遇、吾目之所見、吾耳之所聞、吾願筆之於詩。⁶⁴（私は、自身で経験し、自分の目で見、自分の耳で聞いたことを詩に書きたい。）

と、再び「私」が経験する「外在」を詩に書くという論点を強調している。

黄遵憲がかつて周朗山の詩を唱和し、「論詩愛性靈」（詩を論じる時は、性霊派の主張が好きだ）という一句を詠った。しかし、上で見てきたように、いくら性霊を「愛」しても、彼が周朗山に寄せた手紙では、すでに袁枚と異なる偏

⁶² 袁枚著、顧學頡校點『隨園詩話』、819-820 頁。

⁶³ 袁枚著、顧學頡校點『隨園詩話』、183 頁。

⁶⁴ 黄遵憲「致周朗山函」、陳錚編『黄遵憲全集』、291 頁。

重が見られた。つまり、「内在」より「外在」を重視する傾向がある。「論詩愛性靈」という一句も、後になって削除されている⁶⁵。

おわりに：黄遵憲の超越

袁枚も黄遵憲も古人に束縛されない詩人の主体性を重視しているが、前者は詩人の内在である「情」を偏重し、後者は詩人が経験する外在である「事」に焦点を当てている。黄遵憲は、「詩之外有事、詩之中有人」という一語で、自分の主張を凝縮している。これによれば、詩の中にいるのは「人」である。つまり袁枚が言う「情」ではなく、詩人の主体性である。その「人」（詩人自身）が「事」を経験し表現する、ということが黄遵憲の中心的な論点である。

しかしこの「詩之外有事、詩之中有人」というフレーズは、吳喬や趙執信の詩論を想起させる。

問曰：「先生每言詩中須有人、乃得成詩。此說前賢未有、何自而來。」答曰：「禪者問答之語、其中必有人、不知禪者不覺耳。余以此知詩中亦有人也。人之境遇有窮通、而心之哀樂生焉。夫子言詩、亦不出于哀樂之情也。詩而有境有情、則自有人在其中……故讀淵明、康樂、太白、子美集、皆可想見其心術行己、境遇學問。」⁶⁶（ある人が問う。「先生はいつも詩の中に人がいるべきだと、それは詩が成立する条件だとおっしゃいます。この説は古人に見えませんが、どこから来たのでしょうか」。先生が答える。「禪家の問答の語には必ず人がいる。禪を知らない人間はそれに気づかない。私はそれによって詩の中にも人がいると知った。人の境遇には貧窮と栄達がある。それによって悲しみや喜びが心より生じる。孔子の詩論も、悲しみや喜びという感情の範囲から出ない。詩の中に境遇と感情があれば、人も自然とその中にいる……だから陶淵明、謝靈運、李白、杜甫の詩集を読む時、彼らのこころばえや言動、境遇や学問を想像することができる。」

崑山吳修齡喬論詩甚精。所著圍爐詩話、余三客吳門、徧求之不可得。獨見其與友人書一篇、中有云、『詩之中、須有人在。』余服膺以為名言。夫必使後世因其詩以知其人、而兼可以論其世。⁶⁷（崑山の吳修齡（吳喬）は詩

⁶⁵ この一句は、黄遵憲の従弟である黄由甫（名は遵庚）が持っていた手稿にのみ見られる。『人境廬詩草』の鈔本にも定本にも存在しない。詳しくは錢仲聯『人境廬詩草箋注』、93頁を参照。

⁶⁶ 吳喬『圍爐詩話』、郭紹虞編選、富壽蓀校點『清詩話續編』、上海、上海古籍出版社、2016年、全2312頁、474頁。

⁶⁷ 陳邇冬校點『談龍錄・石洲詩話』、北京、人民文學出版社、全256頁、7頁。

論にすぐれている。彼が書いた『困炉詩話』は、私は三回江蘇に旅して、あちこち探したが、手に入れることができなかった。ただ彼が友人に寄せた一通の手紙を見た。その中には「詩の中には、人がいるべきである」と書かれてあって、私はそれが名言だと感心した。詩人というのは、必ず自分の詩によって後世の人に自分という人間を知らせるものだ。そして自分のいる時代を論じさせることもできるのである。)

呉喬の言う「有境有情」、及び趙執信の言う「因其詩以知其人、而兼可以論其世」は、詩における「内在」と「外在」に触れている。故に、この二人の文に見える「詩中須有人」、「詩之中須有人在」というフレーズは、黄遵憲の言う「詩之中有人」の表現に類似しているだけではなく、「内在」に過度に偏らず、「外在」の価値を引き立てるという点においても共通する。よって、黄遵憲はこの二人の主張を用いて、かつて「愛」したことがある性霊派の論点を改造したのかもしれない。実際に、日本滞在中の詩論を見てみると、黄遵憲が趙執信の言論を引用したことがあり⁶⁸、彼の詩論に詳しいとしても不思議ではなからう。

ただ、「夫子言詩、亦不出于哀樂之情也」という部分から見ると、呉喬もやはりやや「内在」に偏る傾向がある。趙執信の「兼可以論其世」の「兼」という措辞からも、彼にとって、いくら「外在」を重視しても、結局は、「内在」のほうが中心にあるのだと言えよう。黄遵憲の場合は、むしろ「外在」を強調しており、「詩之中有人」というようなフレーズだけではなく、「外在」についても、「詩之外有事」という措辞でその重要性を表現している⁶⁹。

上述のように、周朗山と詩を論じる時や、詩作に対する主張を述べる『人境廬詩草』自序では、「我之詩」を作る願望は、常に古人に起因する「影響の不安」に伴って現れている。日本滞在中に頻繁に交流していた岡千仞『蔵名山房集』のために作った序文の中でも、こうした不安を述べている。

天下萬事萬物、有跡可循者、皆後勝於前、獨文章則今不如古、近古又不

⁶⁸ 「黄遵憲有批語曰：『新穎、為漢土詩人所未道。流連光景之作、趙執信譏漁洋「詩如馬絡、處處可用。」又曰「漁洋直以桃花作飯」、語雖輕薄、然有至理。』」

郭真義、鄭海麟編、『黄遵憲題批日人漢籍』、121頁。

⁶⁹ ちなみに趙執信『談龍錄』では、蘇東坡の杜甫に対する評価である「詩外尚有事在」という一語を引いている。

「詩人貴知學、尤貴知道。東坡論少陵詩外尚有事在、是也。」

陳邇冬校點『談龍錄・石洲詩話』、10頁。

しかし、この「事」は詩人が経験する「外在」を意味するわけではない。呉宏一が指摘するように、この「事」はいわゆる「載道」の「道」の意味である。

呉宏一「趙執信『談龍錄』研究」、『中国文哲研究集刊』創刊号、1991年、323-360ページ、350頁。

如遠古。蓋文章所言之理、今人所欲言者、古人既言之、掇拾其唾餘、竊取其糟粕、欲與古之人爭衡、必有所不能。文章家之足自立者、其惟史乎！吾今日目之所接、耳之所遇、身之所遭、皆吾之所獨、古之人莫得僭越之。⁷⁰（この世界における万事万端は、その発展の流れを辿れば、後から来るものはみな前のものに勝ることがわかる。ただ文章だけは、今のものが古に敵わないし、近古のものもまた遠古に敵わない。それは、今の人々が文章で述べようとする内容は、すでに古人に言われているからである。残された取るに足りないものや、役に立たないもので、古人と対抗することは不可能である。文章家が自立したければ、歴史叙述に頼るしかないではないか。今日の我々がこの目で見、この耳で聞き、この身で遭遇する物事は、すべて我々の所有であり、古の人がそれを侵すことはできない。）

これは、「史」についての意見だが、「目之所接、耳之所遇、身之所遭」という部分は、「致周朗山函」の論点と全く同じである。言い換えれば、黄遵憲は、「史」（歴史叙述）と「詩」の両方から古人への畏怖を解消しようとしているのである。

創作面では、古人が与える不安に対抗する黄遵憲が、詩学面において、先行の清代詩学を超越しようとする願望を抱く可能性は十分にあり得る。桐城・神韻・性霊などからそれぞれ影響を受け、自分の詩論の一部とした黄遵憲は、各派の、特に性情を重視する論点を継承した。しかし、黄遵憲は先行の論点をそのまま因襲するのではなく、詩人の主体性を重視しながら、「我」の内在にある「性情」よりも、「我」が外在の「事」を経験することに焦点を当てている。彼の最も核心的な主張である「詩之外有事、詩之中有人」は、呉喬や趙執信の言論を参考にした可能性が高いが、彼らは黄遵憲ほど外在を重視しているわけではない。若い頃から「大九州」⁷¹に目を向けていた黄遵憲は、日本滞在経験をはじめ、世界各地の物事を経験し、その志を遂げた。故に詩における「外在」の重要性を実感し、それを自分の詩論に組み立てた。従って、黄遵憲は彼の志や人生経験を以て、先行の清代詩学を吸収しながら、それを超越したと言えよう。

⁷⁰ 黄遵憲『藏名山房集』序、陳錚編『黄遵憲全集』、250頁。

⁷¹ 「噫嘻乎儒生讀書不識羞、動誇虎頭燕頰徑取萬戶侯。萬戶侯耳豈足道、烏知今日裨瀛大海還有大九州。」
黄遵憲「和周朗山見贈之作」、錢仲聯『人境廬詩草箋注』、84頁。

結論

一人の詩人が、その人生のどの時点で詩人になったのか。本論文は作品論（『日本雑事詩』研究）と作家論（黄遵憲研究）に取り組みつつ、こういった文学研究における大きな課題に向き合ってみた。

ここではまず、本論文における各章の内容と全体の流れを説明する。

第一章は、『日本雑事詩』の版本や「初版」と「定本」の異同を問題に据えつつ、無批判に黄遵憲「『日本雑事詩』自序」を受け入れた先行研究に一石を投じた。「自序」で黄遵憲は、「旧」を改めて「新」とする日本を称え、日本の旧学者の影響下で書かれた「初版」の内容を遺憾に思い、『日本雑事詩』を改訂したと述べる。しかし、『日本雑事詩』「定本」の内容は、結局「旧」に同情の意を、「新」に懐疑的な見方を示している。今まで無視されてきたこの矛盾は、まさに黄遵憲像を解き明かす重要な存在である。黄遵憲は進歩的である、というような先入観を以て『日本雑事詩』を見れば、確かにその「新」の一面を強調できるが、一方でそれによって「旧」の一面が覆われてしまう。そして当時の中国は、「旧」を守り、「新」を拒否する人もいれば、それと真逆の立場を取る人もいる。こうした二元対立の状態では、黄遵憲は新旧折衷という険しい道を選んだ。本章もまた、保守／進歩という二元対立の判断ではなく、テキスト本文に即して、『日本雑事詩』に現れる黄遵憲の思想を評価してみた。

『日本雑事詩』の改訂に着目することは、「初版」の内容への重視をも意味する。「定本」の改訂は 1890 年に完成したが、当時既に黄遵憲は日本を離れ、イギリスにいた。つまり、「定本」は作者が認める最終の版本ではあるが、『「日本」雑事詩』である以上、作者が日本にいた頃に執筆・出版し、明治漢詩壇で閲読・評価されていた「初版」も同時に重視しなければならない。第二章もまた、『日本雑事詩』の改訂や「初版」を意識しながら、論を進めた。

黄遵憲は、七言絶句を用いて日本を主題として詠った。竹枝詞の伝統がある中国文学の流れで見れば、これは別段留意すべきことではないが、「初版」の詩注によれば、黄遵憲は、七言絶句が日本詩人の最も得意とする詩形であることに気づき、さらに「余素不能為絶句」とあえて述べていたことがわかる。言い換えれば、七言絶句の連作で構成された『日本雑事詩』の背後には、日本の「漢詩」に対する意識がある。

第二章では、まず黄遵憲に対する評価にみられる二つの落差を指摘した。一つは、日本を訪れ、明治漢詩壇の師として尊敬された三十歳以後と、本国で詩人としてはまるで無名だった二十九歳以前との落差である。もう一つは、明治の詩人達によって詩作意欲を掻き立てられ、詩を以て体系的に日本を詠った『日

本雑事詩』に対する作者黄遵憲の情熱と、『日本雑事詩』は、詩に書かれた「事」を過度に重視した結果、詩が詩としての価値を貶めたとする後世の冷ややかな評価の落差である。

そこで本章は、二つの観点から、詩集という地位から脱落させられた『日本雑事詩』を再びその位置へ据えるべきだと論じた。まず、『日本雑事詩』が『人境廬詩草』自序」に書かれた「詩之外有事、詩之中有人」という黄遵憲詩論の核心的な主張の実践的成果である点。従来の研究では、『日本雑事詩』は「事」に重心を置くが故に「詩」としての価値を貶めている、とする論調のみが見られるが、本章では、「事」を重んずれば重んずるほど、結果的に更に「詩」を重視することとなると述べた。黄遵憲詩における「事」は、単純な見聞の記録ではなく、「詩之中有人」が示すように、作者の「我」が「事」を自ら経験して書き綴るものである。そして本章は『日本雑事詩』の改訂からも、その「我」を強調しようとする姿勢を読み取った。

もう一つは、『日本雑事詩』と『人境廬詩草』とが、創作上での関係にあるという点である。ここでは、特に両者に共通している、言葉遊びの現象をさらに説明する。例えば、前後の詩が一字以上重複するという言葉遊びの形は、時間と注意力を過剰に必要とするため、一般的に使われる手法ではない。しかし、それでもこの言葉遊びを双方の絶句連作の一首一首に織り交ぜたのは、長詩を得意としている詩人黄遵憲が短詩を作る際、字数が少ない絶句の制限を守りながらも、なんとかその制限を突破しようとする意図があるのだろう。言うまでもなく、このような意図は詩的なものであり、史的なものではない。

第三章では、日本に重点を置いた。『日本雑事詩』という題名から示すように、日本はこの詩集のキーワードになる。しかしながら、先行研究で注目されてきた『日本雑事詩』の日本は、あくまでも内容上の日本である。本章は、先行研究を総合的に踏まえつつ、中国古典詩の一員である『日本雑事詩』が、日本の明治期漢詩壇において誕生したことに留意すべきだと指摘した。内容のみならず、執筆・出版・販売・読者の受容・評価などの面においても、『日本雑事詩』は日本とは密接な関係がある。さらに、明治初期の開化風俗詩を以て、『日本雑事詩』と比較するという作業を行い、『日本雑事詩』を中国詩史の流れにおいてのみ捉えると、黄遵憲が積極的に「近代」を主題として詠ったというような錯覚を起こすことを証明した。

第四章においても、日本というキーワードへの関心を維持しつつ、詩論家としての黄遵憲を考察した。黄遵憲は、詩話類の著作がなく、また『人境廬詩草』自序」も、自分自身の詩についての意見であり、他人の詩を論じるものではない。詩論家という黄遵憲像を見出すために、ここでもやはり日本の視点が必要になる。ただ本章は、日本滞在中の黄遵憲の詩論を論じるだけでなく、それ

を以て清代詩学史における黄遵憲の位置づけという更に大きな問題を検証した。詩界革命、白話文学運動の先駆者として見なされる黄遵憲の詩論は、何の根拠もなく生まれたものではない。彼は方東樹、王士禛、袁枚、趙執信などの清代詩論家からそれぞれ影響を受けていた。本章は、さらに論を一步進めて、同じく詩人の個性を重視する清代詩学と黄遵憲詩論との微妙な差を追究した。黄遵憲は、個性を重視しながら、性情を唱えない。詩人の内在より、詩人が経験する外在（＝詩之外有「事」）を、「我之詩」を作る肝要な要素としている。そして在日経験が、まさに彼に外在の重要性を実感させたきっかけである、と本章は指摘した。ちなみに、本章の第二節の最後は、在日中の黄遵憲と宮島誠一郎との筆談記録を引いており、その筆談では、黄遵憲は『日本雑事詩』のことを古人とは異なる「僕之詩」と称している。これは、黄遵憲自身が『日本雑事詩』を「史」ではなく、「詩」として見なす直接的証拠であり、また、「僕之詩」という述べ方は『人境廬詩草』自序における「我之詩」の主張に呼応している。

纏めてみると、本論文の全体的な貢献は、先行研究が用いてきた考察の視点や文脈を置き換え、『日本雑事詩』や黄遵憲研究において新しい黄遵憲の詩と詩論に相応しい視点や文脈を新たに示唆したことにある。

黄遵憲は死ぬ一年前に、弟である黄遵楷に寄せた手紙のなかで「平生懷抱、一事無成、惟古今體詩能自立耳」¹（自分は一生のうちにやり遂げたいことを何一つできなかつたが、古体詩及び近体詩だけが自立できた）と述べた。黄遵憲は自分の人生を顧み、詩人こそが「自立」できる身分であると考えていたが、その詩人黄遵憲の成立の為に、幾つかの重要な転換期が挙げられる。

初めは、「我手寫我口」と宣言した少年期である。この時期に彼が周朗山に寄せた手紙でも『人境廬詩草』自序に似た詩論が見られるが、この時はまだ模索の段階であり²、詩人黄遵憲としての成長期と見なすべきであろう。

次に、本論文の関心である日本滞在期である。詩人として尊敬され、「私の詩」であり、のちの「詩之外有事、詩之中有人」という核心的詩論の端緒となった『日本雑事詩』を作り出した同時期は、詩人黄遵憲の確立期と言えよう。

最後は、イギリス滞在期である。この頃に黄遵憲は『人境廬詩草』自序を書き、『人境廬詩草』の詩稿の整理に着手し、また『日本雑事詩』の修正を行った。作者自身による『人境廬詩草』の最終版本を定めたのは光緒二十八年（1902）、黄遵憲五十五歳の時だが³、その際自序を改めることはなかつた。つまり、光緒

¹ 黄遵憲「致黄遵楷函」（光緒三十年四月二十八日）、陳錚編、『黄遵憲全集』、452頁。

² 手紙の最後にも、「惟先生教之」と述べ、周朗山に意見を求めた。自分の詩論にまだ確定できない姿勢を示している。

黄遵憲「致周朗山函」（同治十一年十二月下旬）、陳錚編、『黄遵憲全集』、292頁。

³ 錢仲聯「黄公度先生年譜」、『人境廬詩草箋注』、1250頁。

十七年に書かれ、自分の理想の詩境や詩論を述べた『人境廬詩草』自序」が既に最終版であったと見なしてよい。故にこの時期は、詩人黄遵憲の成熟期と言えるだろう。

『日本雑事詩』「初版」はその確立期に書かれ、その「定本」は成熟期に定められた。言い換えれば、黄遵憲は詩人としての確立期に日本を経験し詩に詠い、さらに成熟期に再び日本に向き合った。

詩人黄遵憲が詩人になったのはいつなのか。おそらくあるひとつの瞬間を以て答えることはできないだろう。詩人は、連続の過程を経て詩人になる。黄遵憲の場合は、その過程の中に、日本という大きな存在が見えるに違いない。本論文が日本を以て詩人としての黄遵憲を考察した作業は、黄遵憲の詩作活動を総体的に捉えるための研究の礎となるべきものであろう。

そして作品論や作家論を超えて、より広い視点から見ても、本論文は一定の価値を有すると言えよう。清末及び明治初期という時点は、中国古典文学史や日本漢文学史にとっても特別な存在である。両国の詩人や作品が頻繁に交流していたこの時期の中日漢文学は、互い刺激し合い、多様な変化を起こしていった。初代駐日外交官の一員として来日した黄遵憲は、こうした交流の第一段階に於いて最も代表的な詩人であり、この段階の文学史を考察するための必要不可欠な人物である。もし『日本雑事詩』に対する、「詩」ではなく「史」であるという先行研究の視点を踏襲すれば、この時期における黄遵憲の詩的営為を正しく評価することは不可能である。そして、この時期における黄遵憲の詩的営為を正しく評価できないのであれば、この時期の文学史を理解するための要を手に入れることもまた、不可能なのである。

黄遵憲の在日四年間はまさに詩人としての彼を確立させた最も重要な時期である。その四年間を補おうとした本論文は、詩人黄遵憲の個人史を補うのが主要な目的であるが、近代における中日漢文学交流を理解するための前提の一つを提示してみたと言ってもよいだろう。

参考文献

【黄遵憲作品関連】

黄遵憲『日本雑事詩』、光緒五年（1879）同文館聚珍本。（影印本は『清代詩文集彙編』第七六七冊に収録、上海、上海古籍出版社、2010年、全838頁。）

黄遵憲『日本雑事詩』、光緒五年（1879）天南遯窟活字本。

黄遵憲『日本雑事詩』、光緒十一年（1885）駕江榷舍重刊本。

黄遵憲『日本雑事詩』、光緒廿四年（1898）長沙富文堂本。

黄遵憲『日本国志』、光緒廿三年（1897）羊城富文齋改刻本。（影印本は『晚清東遊日記彙編』に収録、上海、上海古籍出版社、2001年、全434頁。）

錢仲聯『人境廬詩草箋注』、上海、上海古籍出版社、1981年、全1309頁。

陳錚編『黄遵憲全集』、北京、中華書局、2005年、全1624頁。

鍾叔河『日本雑事詩廣注』、走向世界叢書、長沙、岳麓書社、1985年、全813頁。

実藤恵秀・豊田穰訳『日本雑事詩』、東洋文庫111、東京、平凡社、1968年、全322頁。

島田久美子注『黄遵憲』中国詩人選集二集第15巻、東京、岩波書店、1963年、全187頁。

劉雨珍編校『清代首屆駐日公使館員筆談資料彙編』、天津、天津人民出版社、2010年、全715頁。

笈久美子・林香奈・劉雨珍等「黄遵憲『日本雑事詩』訳注稿（一）」、『未名』第十三号、1995年、167-186ページ。

笈久美子・林香奈・劉雨珍等「黄遵憲『日本雑事詩』訳注稿（二）」、『未名』第十四号、1996年、147-186ページ。

笈久美子・林香奈・劉雨珍等「黄遵憲『日本雑事詩』訳注稿（三）」、『未名』第十五号、1997年、151-176ページ。

笈久美子・林香奈・劉雨珍等「黄遵憲『日本雑事詩』訳注稿（四）」、『未名』第十六号、1998年、153-196ページ。

笈久美子・林香奈・劉雨珍等「黄遵憲『日本雑事詩』訳注稿（五）」、『未名』第十七号、1999年、125-155ページ。

笈久美子・林香奈・劉雨珍等「黄遵憲『日本雑事詩』訳注稿（六）」、『未名』第十八号、2000年、181-202ページ。

笈久美子・林香奈・劉雨珍等「黄遵憲『日本雑事詩』訳注稿（八）」、『未名』第二十号、2002年、109-135ページ。

笈久美子・林香奈・劉雨珍等「黄遵憲『日本雑事詩』訳注稿（十）」、『未名』第

二十二号、2004年、193-209 ページ。

林香奈・劉雨珍「黄遵憲『日本雜事詩』訳注稿（十六）」、『未名』第二十九号、2011年、137-164 ページ。

林香奈・劉雨珍「黄遵憲『日本雜事詩』訳注稿（十七）」、『未名』第三十号、2012年、107-133 ページ。

林香奈・劉雨珍「黄遵憲『日本雜事詩』訳注稿（十八）」、『未名』第三十号、2013年、117-132 ページ。

林香奈・劉雨珍「黄遵憲『日本雜事詩』訳注稿（二十三）」、『未名』第三十六号、2018年、115-142 ページ。

【序論】（以下は五十音順）

何如璋著、吳振清・吳裕賢編校整理『何如璋集・使東述略』、天津、天津人民出版社、2010年、全412頁。

郭真義、鄭海麟編『黄遵憲題批日人漢籍』、北京、中華書局、2009年、全290頁。

郭真義「黄遵憲詩學思想綜論」、『嘉應學院學報（哲學社會科學）』、第26卷第5期、2008年10月、11-16 ページ。

周作人「『日本雜事詩』」を参照。鍾叔河編訂『周作人散文全集7（一九三六—一九三七）』、廣西、廣西師範大學出版社、2009年、全808頁。

梁啟超著、舒蕪校點『飲冰室詩話』、北京、人民文學出版社、1959年、全148頁。

Schmidt, J.D.. 1994. *Within the Human Realm: The Poetry of Huang Zunxian 1848–1905*. Cambridge: Cambridge University Press.

【第一章】

石川鴻齋編著『芝山一笑』、東京、文昇堂、明治十一年（1878）。

王仲厚「黄公度詩草外遺著佚聞」、鄭子瑜編輯『人境廬叢考』、新加坡、商務印書館新加坡分館、1959年、全176頁。

王飈「從『日本雜事詩』到『日本國志』——黄遵憲思想發展的一段軌跡」、『東岳論叢』、第26卷第2期、2005年、75-80 ページ。

汪辟疆撰、王培軍箋證『光宣詩壇點將錄』、北京、中華書局、2008年、全857頁。

王宝平「黄遵憲『日本國志』清季流傳考」、『文献季刊』第4期、2010年、176-181 ページ。

王宝平「明治前期の出版広告にみられる中日交流」、『日本漢文学研究』第七卷、2012年、121-138 ページ。

小倉齊「石川鴻齋とその時代」、石川鴻齋著、小倉齊・高柴慎治訳注『夜窓鬼談』、

春風社、2003年、全553頁。
朱維錚「導言」、王立誠編校『郭嵩燾等使西記六種』、香港、三聯書店、1998年、全506頁。
周作人『人境廬詩草』、鍾叔河編訂『周作人散文全集7(一九三六—一九三七)』、桂林、廣西師範大學出版社、2009年、全808頁。
周作人『日本雜事詩』、鍾叔河編訂『周作人散文全集7(一九三六—一九三七)』。
梁啟超著、舒芑校點『飲冰室詩話』、北京、人民文學出版社、1959年、全148頁。
ロバート・キャンベル「東京鳳文館の歲月(上)、(下)」、『江戸文学』第一五号、1996年、142-169ページ。同第十六号、1996年、138-168ページ。

【第二章】

「清人葉松石東京語学校へ雇入結約届」、国立公文書館デジタルアーカイブ：
<https://www.digital.archives.go.jp/das/image/M00000000000000095221>

石川鴻齋編著、『芝山一笑』。
伊原澤周「論黃遵憲與金宏集」、『黃遵憲研究新論：紀念黃遵憲逝世一百週年國際學術研討會論文集』、北京、社會科學文獻出版社、2007年、366-402ページ。
永瑤等撰『四庫全書總目』、北京、中華書局、1965年、全1868頁。
王寶平主編『中日詩文交流集』、上海、上海古籍出版社、2004年、全477頁。
大槻愛古編・中村敬字校『愛敬餘唱』、珊瑚閣、明治九年(1876)。
小川恒男『「近代」前夜の詩人 黃遵憲』、広島、広島大学出版会、2008年、全374頁。
小野愿(湖山)『「煮藥漫鈔」序』、葉煒、『煮藥漫鈔』、張寅彭選輯、吳忱・楊焄点校、『清詩話三編』、上海古籍出版社、2014年、全7496頁。
夏曉虹「黃遵憲與日本明治文化」、『學術界』(雙月刊)總第八十期、2000、58-77ページ。
笈久美子「黃遵憲と宮島誠一郎：日・清政府の官僚文人交遊の一軌跡」、『中國文學報』第50号、1995年、118-129ページ。
魏中林整理『錢仲聯講論清詩』、蘇州、蘇州大學出版社、2004年、全178頁。
木下彪『明治詩話』、東京、岩波書店、2015年、全497頁。
龔自珍『龔自珍全集』、上海、上海人民出版社、1975年、全660頁。
吳天任『黃公度(遵憲)先生傳稿』、臺北、文海出版社、1979年、全660頁。
國史館校註、『清史稿校註』、臺北、臺灣商務印書館、1999年、全12167頁。
蔡毅「黃遵憲と日本漢詩」、『中国文學報』第71号、2006年、50-77ページ。
朱維錚「導言」、王立誠編校『郭嵩燾等使西記六種』。

- 周作人『人境廬詩草』、鍾叔河編訂『周作人散文全集 7』。
周作人『日本雜事詩』、鍾叔河編訂『周作人散文全集 7』。
蔣英豪『黃遵憲師友記』、香港、香港中文大學、2002年、全460頁。
錢鍾書『談藝錄』(補訂本)、北京、中華書局、1993年、全622頁。
鄭毓瑜「舊詩語的地理尺度——以黃遵憲『日本雜事詩』中的典故運用為例」、王瓊玲編、『空間與文化場域：空間移動之文化詮釋』、臺北、漢學研究中心、2009年、251-292 頁。
中田敬義「明治初期の支那語」、『中国文学』第83号、1942年、11-21 頁。
馬怡「西漢末年「行西王母詔籌」事件考——兼論早期的西王母形象及其演變」、『形象史學研究』2016年01期、29-62 頁。
三浦叶『明治漢文學史』、汲古書院、1998年、全478頁。
麦生登美江「黃遵憲——その詩と軌跡と——」、岡村繁教授退官記念論集刊行會編『中国詩人論：岡村繁教授退官記念論集』、東京、汲古書院、1986年、859-887 頁。
李長莉「黃遵憲『日本國志』延遲行世原因解析」、中國史學會・中國社會科學院近代史研究所編『黃遵憲研究新論：紀念黃遵憲逝世一百週年國際學術研討會論文集』、49-81 頁。
梁啟超著、舒芑校點『飲冰室詩話』。
林繼中輯校『杜詩趙次公先後解輯校』、上海、上海古籍出版社、1994年、全1534 頁。
Schmidt, J.D.. 1994. *Within the Human Realm: The Poetry of Huang Zunxian 1848-1905*. Cambridge: Cambridge University Press.

【第三章】

- 『開化風俗漢詩集 1』、東京、太平書屋、1989年、全149頁。
「森春濤先生事歷畧」、『作詞作文之友』第十七号、1899年、12-17 頁。
揖斐高『江戸詩歌論』、東京、汲古書院、1998年、全751頁。
浦井正明『上野寛永寺 將軍家の葬儀』、東京、吉川弘文館、2007年、全232頁。
大橋直・北真逸『東京新詞二編』、東京、文會堂發兌、明治十二年(1879)。
夏曉虹「黃遵憲與日本明治文化」。
川田甕江「讀新文詩」、『新文詩』第一集、東京、茉莉巷凹處藏梓、明治乙亥(1875)。
神田喜一郎編『明治漢詩文集』、東京、筑摩書房、1983年、全455頁。
木下彪『明治詩話』。
蔡毅「黃遵憲と日本漢詩」。

- 齋田作樂編『東京写真鏡他全七種——開化風俗漢詩集 2・解題』、東京、太平書屋、2010年、全507頁。
- 高藤晴俊『家康公と全国の東照宮』、東京、東京美術、1992年、全240頁。
- 田中内記、『日本復古詩』、紀律堂藏版、明治三年（1870）。
- 成島復三郎編『柳北詩鈔』、東京博文館藏版、明治二十七年（1894）。
- 日野俊彦『森春濤の基礎的研究』、東京、汲古書院、2013年、全200頁。
- 平山果・宮内貫一編輯『日本開化詩』第初輯、東京、中村熊次郎藏版、明治九年（1876）。
- 平山果編輯『新律適用』、東京、高山堂藏版、明治十四年（1881）。
- 総生寛編輯『東京繁昌新詩』、東京、中外堂發兌、明治八年（1875）。
- 前田愛「枕山と春濤——明治初年の漢詩壇——」、『幕末・維新期の文学 成島柳北』前田愛著作集第一卷、東京、筑摩書房、1989年、全551頁。
- 前田愛「文明開化」、『幕末・維新期の文学 成島柳北』。
- 森春濤『春濤詩鈔』、東京、文會堂書店、明治四十五年（1912）。
- 森魯直編輯『東京才人絶句』、東京、小江湖社藏梓、明治八年（1875）。
- 森田行『航米雜詩』、黄雪藏版、文久辛酉（1861）。
- 山室信一「明治維新とアジアの变革」、井上勲編『開国と幕末の動乱』、東京、吉川弘文館、2004年、全328頁。
- 劉雨珍「黄遵憲研究」、神戸大学博士論文、1997年、全149頁。
- 朗廬醉史（阪谷素）「贈春濤老人」、『新文詩』第二集、東京、茉莉巷凹處藏梓、明治乙亥（1875）。
- Lynn, Richard John. 2018. "Pursuit of the Modern While Preserving Tradition: The Japan Poems of Huang Zunxian", *Frontiers of Literary Studies in China*, no.12(2): 182–216.
- Schmidt, J.D.. 1994. *Within the Human Realm: The Poetry of Huang Zunxian 1848–1905*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Wang, David Der-Wei. 2010. "Chinese literature from 1841 to 1937." In *The Cambridge History of Chinese Literature, Volume II: From 1375*, edited by Kang-I Sun Chang, 413–564. Cambridge: Cambridge University Press.

【第四章】

- 袁枚著、顧學頡校點『隨園詩話』、北京、人民文學出版社、1960年、全842頁。
- 王士禛著、袁世碩主編『王士禛全集』、濟南、齊魯書社、2007年、全5143頁。
- 夏曉虹「黄遵憲與日本明治文化」。

夏敬觀「映庵臆說」、《藝文》第1卷第4期、1936年、1-4ページ。

郭真義「黃遵憲詩學思想綜論」、《嘉應學院學報（哲學社會科學）》第26卷第5期、2008年、11-16ページ。

郭真義・鄭海麟編『黃遵憲題批日人漢籍』、北京、中華書局、2009年、全290頁。

川合康三「李賀と比喻」、《中國文學報》第33号、1981年、1-31ページ。

魏仲佑『黃遵憲與清末「詩界革命」』、臺北、國立編譯館、1994年、全336頁。

倉田貞美『清末民初を中心とした中国近代詩の研究』、東京、大修館書店、1969年、全792頁。

胡適「五十年來中國之文學」、季羨林主編『胡適全集第2卷』、合肥、安徽教育出版社、2003年、全857頁。

吳喬『圍爐詩話』、郭紹虞編選、富壽蓀校點『清詩話續編』、上海、上海古籍出版社、2016年、全2312頁。

吳宏一「趙執信『談龍錄』研究」、《中国文哲研究集刊》創刊号、1991年、323-360ページ。

黃霖『近代文學批評史』、上海、上海古籍出版社、1993年、全866頁。

左鵬軍「黃遵憲的詩歌創變、詩學觀念與文化選擇」、《文學遺產》2015年第6期、112-121ページ。

蔡毅「黃遵憲と日本漢詩」。

錢鍾書『談藝錄』。

周曉平『文化先驅的矯健身姿：黃遵憲在中國新文學建構中的歷史地位研究』、北京、中國社會科學出版社、2014年、全324頁。

周作人『中國新文學的源流』、鍾叔河編訂『周作人散文全集6（一九三二—一九三五）』、桂林、廣西師範大學出版社、2009年、全884頁。

蔣寅『清代詩學史（第一卷）』、北京、中國社會科學出版社、2012年、全774頁。

曾國藩「大潛山房詩題語」、曾國藩著、王澧華校點『曾國藩詩文集』、上海、上海古籍出版社、2005年、全581頁。

程亞林『近代詩學』、長沙、湖南人民出版社、2000年、全265頁。

張宏生「詩界革命：詞體的「缺席」與「在場」」、《清詞探微》、上海、上海古籍出版社、2008年、全375頁。

張堂錡『黃遵憲的詩歌世界』、臺北、文史哲出版社、2010年、全318頁。

陳邇冬校點『談龍錄・石洲詩話』、北京、人民文學出版社、1981年、全256頁。

ハロルド・ブルーム著、小谷野敦・アルヴィ宮本なほ子訳『影響の不安：詩の理論のために』、東京、新曜社、2004年、全388頁。

彭靖「曾國藩的詩論和詩」、《求索》1985年第2期、98-104ページ。

方東樹著、汪紹盈校點『昭昧詹言』、北京、人民文學出版社、1961年、全544頁。

増田渉『中国文学史研究』、東京、岩波書店、1967年、全428頁。

李玲「黃遵憲文學地位的形成與奠定（1899—1949）」、蘇州大學博士論文、2013年、全 245 頁。

Yeh, Michelle. 2001. "Modern Poetry." In *The Columbia History of Chinese Literature*, edited by Victor H. Mair, 453– 65. New York: Columbia University Press.

付録一

初版V S 定本

初版	主題	内容	異同	定本
1	国勢	総論	無	1
2	国勢	国造り神話1	無	2
3	国勢	国造り神話2	無	3
4	国勢	蝦夷征伐	無	4
5	国勢	伝国の神器	無	5
6	国勢	新政	無	6
7	国勢	卑彌呼	無	8
8	国勢	早期の日中関係	無	9
9	国勢	近代の日中関係	無	10
10	国勢	鎖国、攘夷	無	11
11	国勢	明治維新	無	12
12	天文	旧暦の歴史	無	13
13	天文	新暦の紹介	●	14
14	天文	気候	無	15
15	天文	領土、別名	無	16
16	地理	遷都1	注◎	17
17	地理	遷都2	無	18
18	地理	民風	●	19
19	地理	薩摩、水戸	無	20
20	地理	北海道とその先住民	無	21
21	地理	樺太	無	22
22	地理	富士山	無	23
23	地理	山川、名勝	無	24
24	地理	地震	無	25
25	地理	火山	×	無し
26	政治	鎌倉八幡宮	無	26
27	政治	白鳥陵	無	27
28	政治	楠木正成	無	28
29	政治	芝東照宮	無	29
30	政治	旧貴族	無	30
31	政治	官制	◎	31
32	政治	議院	無	32
33	政治	三大節	注◎	33
34	政治	礼服	注◎	34
35	政治	勲章	無	35
36	政治	租税	無	36
37	政治	貨幣1	◎	40
38	政治	貨幣2	無	41
39	政治	徴税	●	39
40	政治	軍隊訓練	無	42
41	政治	法律	●	43
42	政治	裁判	無	44
43	政治	警察消防	②	46、47
44	風俗	町	無	48
45	風俗	旧藩の屋敷	無	49
46	風俗	病院	詩◎	50
47	風俗	博物館	無	51
48	風俗	印紙	注◎	38

49	風俗	統計表	●	52
50	風俗	新聞紙	●	53
51	風俗	西学、墨家	無	54
52	風俗	留学生、学校	無	55
53	風俗	教科書、漢学の失墜	注◎	56
54	風俗	士官学校	無	57
55	風俗	女子師範学校1	無	58
56	風俗	女子師範学校2	詩◎	59
57	風俗	幼稚園	詩●	60
58	風俗	文字1	注◎	63
59	風俗	文字2	◎	64
60	風俗	文字3	詩●、注◎	65
61	風俗	呉音、漢音、支那音	詩●、注◎	66
62	風俗	漢籍1	詩◎	67
63	風俗	漢籍2	無	68
64	風俗	漢学者1	注◎	69
65	風俗	漢学者2	無	70
66	風俗	遺民	無	71
67	風俗	漢学1	無	72
68	風俗	漢学2	注◎	73
69	風俗	史書	無	74
70	風俗	漢文作家	詩◎	75
71	風俗	漢詩人1	注◎	76
72	風俗	漢詩人2	詩●、注◎	77
73	風俗	仏経經典	詩●、注◎	78
以下卷二				
74	風俗	仏教1	無	80
75	風俗	仏教2	②	81,82
76	風俗	三教	無	83
77	風俗	神道	注◎	85
78	風俗	名前	無	163
79	風俗	結婚、養子	◎	94
80	風俗	佩刀	詩◎	119
81	風俗	物見遊山	無	112
82	風俗	遊獵	無	113
83	風俗	桜	無	122
84	風俗	庭	詩◎	114
85	風俗	宴	無	116
86	風俗	休日、温泉	無	115
87	風俗	混浴	詩●	117
88	風俗	香	×	無し
89	風俗	食べ物	注◎	148
90	風俗	肉販売	注◎	151
91	風俗	市場	①	無し
92	風俗	茶道	無	127
93	風俗	煙草	無	129
94	風俗	西洋との貿易	注◎	130
95	風俗	中国との貿易	無	131
96	風俗	函館の水	無	132
97	風俗	家屋	無	144
98	風俗	座ること	無	145

99	風俗	音楽1	無	155
100	風俗	音楽2	無	156
101	風俗	芝居	詩◎	160
102	風俗	音楽3	◎	158
103	風俗	三弦	注◎	161
104	風俗	和歌	無	162
105	風俗	写真	無	175
106	風俗	写真2、家書、電報	×	無し
107	風俗	祝祭	×	無し
108	風俗	正月	詩◎	133
109	風俗	葬式1	注◎	99
110	風俗	葬式2	注◎	98
111	風俗	墓参り	無	101
112	風俗	出産	無	95
113	風俗	結婚	◎	92
114	風俗	女性	詩●、注◎	103
115	風俗	メイド	①	無し
116	風俗	権妻	注◎	105
117	風俗	贈答歌	×	無し
118	風俗	娼妓1	詩●	107
119	風俗	料理屋の少女	詩◎	109
120	風俗	楊弓場	詩◎	110
121	風俗	娼妓2	①	108
122	風俗	娼妓3	①	108
123	風俗	隼人	注◎	182
124	風俗	御者	無	183
125	服飾	貴族の服	無	137
126	服飾	袴／ズボン	注◎	141
127	服飾	寝巻	無	142
128	服飾	靴下	無	143
129	技芸	日本刀	無	169
130	技芸	医術1	無	164
131	技芸	医術2	詩●、注◎	165
132	技芸	方技	無	171
133	技芸	書道	無	172
134	技芸	絵画	詩◎	173
135	技芸	囲碁、将棋	無	176
136	技芸	西洋との貿易戦争	無	177
137	技芸	職人	注◎	179
138	技芸	彫刻	無	180
139	技芸	人力車	詩●、注◎	181
140	物産	植物の移植	無	189
141	物産	農書の翻訳	無	184
142	物産	稲作	無	185
143	物産	茶	無	187
144	物産	絹	無	188
145	物産	鉾	無	190
146	物産	陶器	無	191
147	物産	漆器	無	192
148	物産	扇	無	194
149	物産	紙作り	無	195

150	物産	西陣織	無	196
151	物産	フカヒレ、ナマコ	無	197
152	物産	海産物	無	198
153	物産	奇妙な動物	無	199
154	終わり	『日本雑事詩』を書く理由	無	200

無:異同なし

×:初版あり、定本なし

詩◎:詩の一部異同あり

注◎:注の一部異同あり

◎:詩及び注の一部異同あり

詩●:詩全部異なる

注●:注全部異なる

●:詩及び注全部異なる

②:初版では一首で詠んだ内容を、定本では二首に分けて詠む。

①:初版では二首に分けて詠んだ内容を、定本では一首に纏めて詠む。

付録二

定本V S 初版

定本	主題	内容	異同	初版
1	国勢	総論	無	1
2	国勢	国造り神話1	無	2
3	国勢	国造り神話2	無	3
4	国勢	蝦夷征伐	無	4
5	国勢	伝国の神器	無	5
6	国勢	新政	無	6
7	国勢	廃藩置県、政党結成、議院創設	○	無し
8	国勢	卑彌呼	無	7
9	国勢	早期の日中関係	無	8
10	国勢	近代の日中関係	無	9
11	国勢	鎖国、攘夷	無	10
12	国勢	明治維新	無	11
13	天文	旧暦の歴史	無	12
14	天文	新暦の紹介	●	13
15	天文	気候	無	14
16	天文	領土、別名	無	15
17	地理	遷都1	注◎	16
18	地理	遷都2	無	17
19	地理	民風	●	18
20	地理	薩摩、水戸	無	19
21	地理	北海道とその先住民	無	20
22	地理	樺太	無	21
23	地理	富士山	無	22
24	地理	山川、名勝	無	23
25	地理	地震	無	24
26	政治	鎌倉八幡宮	無	26
27	政治	白鳥陵	無	27
28	政治	楠木正成	無	28
29	政治	芝東照宮	無	29
30	政治	旧貴族	無	30
31	政治	官制	◎	31
32	政治	議院	無	32
33	政治	三大節	注◎	33
34	政治	礼服	注◎	34
35	政治	勲章	無	35
36	政治	租税	無	36
37	政治	印紙1	○	無し
38	政治	印紙2	注◎	48
39	政治	徴税	●	39
40	政治	貨幣1	◎	37
41	政治	貨幣2	無	38
42	政治	軍隊訓練	無	40
43	政治	法律	●	41
44	政治	裁判	無	42
45	政治	監獄、死刑	○	無し
46	政治	警察	②	43
47	政治	消防	②	43
48	風俗	町	無	44

49	風俗	旧藩の屋敷	無	45
50	風俗	病院	詩◎	46
51	風俗	博物館	無	47
52	風俗	統計表	●	49
53	風俗	新聞紙	●	50
54	風俗	西学、墨家	無	51
55	風俗	留学生、学校	無	52
56	風俗	教科書	注◎	53
57	風俗	士官学校	無	54
58	風俗	女子師範学校1	無	55
59	風俗	女子師範学校2	詩◎	56
60	風俗	幼稚園	詩●	57
61	風俗	文字1	○	無し
62	風俗	文字2	○	無し
63	風俗	文字3	注◎	58
64	風俗	文字4	◎	59
65	風俗	文字5	詩●、注◎	60
66	風俗	呉音、漢音、支那音	詩●、注◎	61
67	風俗	漢籍1	詩◎	62
68	風俗	漢籍2	無	63
69	風俗	漢学者1	無	64
70	風俗	漢学者2	無	65
71	風俗	遺民	無	66
72	風俗	漢学1	無	67
73	風俗	漢学2	注◎	68
74	風俗	史書	無	69
75	風俗	漢文作家	詩◎	70
76	風俗	漢詩人1	注◎	71
77	風俗	漢詩人2	詩●、注◎	72
78	風俗	仏教經典	詩●、注◎	73
79	風俗	漢籍の保存・流通	○	無し
以下巻二				
80	風俗	仏教1	無	74
81	風俗	仏教2	②	75
82	風俗	仏教3	②	75
83	風俗	三教	無	76
84	風俗	キリスト教	○	無し
85	風俗	神道	注◎	77
86	風俗	祭り1	○	無し
87	風俗	祭り2	○	無し
88	風俗	祭り3	○	無し
89	風俗	皇族	○	無し
90	風俗	結婚1	○	無し
91	風俗	結婚2	○	無し
92	風俗	結婚3	◎	113
93	風俗	結婚4	○	無し
94	風俗	結婚5、養子	◎	79
95	風俗	出産	無	112
96	風俗	妻屋、入婿	○	無し
97	風俗	棺、葬式1	○	無し
98	風俗	葬式2	注◎	110

99	風俗	葬式3	注◎	109
100	風俗	戒名	○	無し
101	風俗	墓参り	無	111
102	風俗	法事	○	無し
103	風俗	女性	詩●、注◎	114
104	風俗	男女、夫婦	○	無し
105	風俗	女中、権妻	①	115,116
106	風俗	娼妓1	②	122
107	風俗	娼妓2	詩●	118
108	風俗	娼妓3	①	121,122
109	風俗	料理屋の少女	詩◎	119
110	風俗	楊弓場	詩◎	120
111	風俗	女義太夫	○	無し
112	風俗	物見遊山	無	81
113	風俗	遊獵	無	82
114	風俗	庭	詩◎	84
115	風俗	休日、温泉	無	86
116	風俗	宴	無	85
117	風俗	混浴	詩●	87
118	風俗	射的場	○	無し
119	風俗	佩刀	詩◎	80
120	風俗	菊を愛でること	○	無し
121	風俗	犬追物	○	無し
122	風俗	桜1	無	83
123	風俗	桜2	○	無し
124	風俗	桜3、梅若	○	無し
125	風俗	花の品評会	○	無し
126	風俗	落語、落語家	○	無し
127	風俗	茶道	無	92
128	風俗	雑技、奇術	○	無し
129	風俗	煙草	無	93
130	風俗	西洋との貿易	注◎	94
131	風俗	中国との貿易	無	95
132	風俗	函館の氷	無	96
133	風俗	正月1	詩◎	108
134	風俗	正月2	○	無し
135	風俗	節句、えびす講	○	無し
136	風俗	位階	○	無し
137	服飾	貴族の服	無	125
138	服飾	男性の髪型1	○	無し
139	服飾	男性の髪型2	○	無し
140	服飾	ひげ	○	無し
141	服飾	袴／ズボン	注◎	126
142	服飾	寝巻	無	127
143	服飾	靴下	無	128
144	風俗	家屋	無	97
145	風俗	座ること	無	98
146	風俗	屋根	○	無し
147	物産	食べ物1	○	無し
148	物産	食べ物2	注◎	89
149	物産	食べ物3	○	無し

150	物産	鱧	○	無し
151	物産	肉販売、市場	①	90,91
152	物産	鏡餅	○	無し
153	芸芸	音楽1	○	無し
154	芸芸	音楽2	詩●、注◎	102
155	芸芸	音楽3	無	99
156	芸芸	音楽4	無	100
157	芸芸	和歌1、歌垣	○	無し
158	芸芸	琵琶	詩◎、注◎	102
159	芸芸	三味線	○	無し
160	芸芸	芝居	詩◎	101
161	芸芸	楽器	注◎	103
162	芸芸	和歌2	無	104
163	芸芸	名前	無	78
164	芸芸	医術1	無	130
165	芸芸	医術2	詩●、注◎	131
166	芸芸	医術3	○	無し
167	芸芸	医術4	○	無し
168	芸芸	医術5	○	無し
169	芸芸	日本刀	無	129
170	芸芸	小笠原流礼法	○	無し
171	芸芸	方技	無	132
172	芸芸	書道	無	133
173	芸芸	絵画1	詩◎	134
174	芸芸	絵画2	○	無し
175	芸芸	写真1	無	105
176	芸芸	囲碁、将棋	無	135
177	風俗	西洋との貿易戦争	無	136
178	風俗	博覧会	○	無し
179	芸芸	職人	注◎	137
180	芸芸	彫刻	無	138
181	芸芸	人力車	詩●、注◎	139
182	芸芸	隼人	注◎	123
183	芸芸	御者	無	124
184	物産	農書の翻訳	無	141
185	物産	稲作	無	142
186	物産	授粉	○	無し
187	物産	茶	無	143
188	物産	絹	無	144
189	物産	植物の移植	無	189
190	物産	鋏	無	145
191	物産	陶器	無	146
192	物産	漆器	無	147
193	物産	七宝焼き	○	無し
194	物産	扇	無	148
195	物産	紙作り	無	149
196	物産	西陣織	無	150
197	物産	フカヒレ、ナマコ	無	151
198	物産	海産物	無	152
199	物産	奇妙な動物	無	153
200	終わり	『日本雑事詩』を書く理由	無	154

無:異同なし

○:初版なし、定本あり

詩◎:詩の一部異同あり

注◎:注の一部異同あり

◎:詩及び注の一部異同あり

詩●:詩全部異なる

注●:注全部異なる

●:詩及び注全部異なる

②:初版では一首で詠んだ内容を、定本では二首に分けて詠む。

①:初版では二首に分けて詠んだ内容を、定本では一首に纏めて詠む。

付録三

『日本雑事詩』定本自序・全文

余於丁丑之冬、奉使隨槎。既居東二年、稍與其士大夫遊、讀其書、習其事、擬草日本國志一書、網羅舊聞、參攷新政、輒取其雜事、衍為小註、弗之以詩、即今所行雜事詩是也。時值明治維新之始、百度草創、規模尚未大定。論者或謂日本外強中乾、張脈僨興、如鄭之駟。又或謂以小生巨、遂霸天下、如宋之鱗、紛紜無定論。余所交多舊學家、微言刺譏、咨嗟太息、充溢於吾耳。雖自守居國不非大夫之義、而新舊同異之見、時露於詩中。及閱歷日深、聞見日拓、頗悉窮變通久之理、乃信其改從西法、革故取新、卓然能自樹立。故所作日本國志序論、往往與詩意相乖背。久而游美洲、見歐人、其政治學術、竟與日本無大異。今年日本已開議院矣、進步之速、為古今萬國所未有。時與彼國穹官碩學言及東事、輒斂手推服無異辭。使事多暇、偶翻舊編、頗悔少作、點竄增損、時有改正、共得詩數十首。其不及改者、亦姑仍之。嗟夫。中國士夫、聞見狹陋、於外事向不措意。今既聞之矣、既見之矣、猶復緣飾古義、足己自封、且疑且信。逮窮年累月、深稽博攷、然後乃曉然於是非得失之宜、長短取舍之要、余滋愧矣。況於鼓掌談瀛、虛無縹緲、望之如海上三山、可望而不可即者乎。又況於排斥談天、詆為不經、屏諸六合之外、謂當存而不論、論而不議者乎。覘國豈易言耶、稿既編定、附識數語、以志吾過。

光緒十六年七月、黃遵憲自序於英倫使館。

私は丁丑（一八七七年）の冬、勅命により使者として日本に渡った。そこで滞在して二年ほどの間に、その国の士大夫とも少し交流をし、その国の本を読み、その国のことを勉強し、『日本国志』という本を著そうと思い立った。歴史記録を集め、新政を参考にしたが、その都度、日本のいろいろ細ごまとしたことを取りあげ、敷衍して注をつけて説明し、それを詩でつなげた。これが今世に行われている『日本雑事詩』なのである。ちょうど日本は明治維新のはじめにあたり、多くの制度はできたばかりで、組織の構成もまだきちんと定まっていなかった。ある人は「日本はうわべは強そうであるが中は空っぽで、勢いに任せて動いているがまともな状態ではない。まるで鄭王が戦車に使おうとした異国産の馬みたいだ」と言っている。またある人は「日本は小さな体で大きなものを生みだし、やがては世界の覇者となるだろうが、あの宋国で雀が鷗（ハヤブサ）を生んだようなものだ」と言っている。議論がまちまちで、定論がないのである。私の交際した人々には旧派の学者が多く、その人達の（新時代に対する）皮肉や非難、そして嘆きが、私の耳に満ち溢れていた。外国には、そ

の国の当局者をあれこれ言うことは慎しむべきであるという態度をできる限り守るようにしたものの、新しい物事は昔からの物事に合致するかどうかについての私の意見は、やはり時にこの詩の中に現れている。私の経験がしだいに深くなり、見聞がしだいに広くなって、『周易』未済にいう「窮、変、通、久」という道理がかなり分かるようになってはじめて、西洋の法に従い、故きをあらため新しきをとりいれたればこそ、日本は卓然として独立することができたのだ、と信ずるようになった。そのため私の書いた『日本国志』の中の序と論は、往々にして『日本雑事詩』の趣旨と矛盾するところがある。その後しばらくしてアメリカに赴任し、またヨーロッパ人に会ってみると、その政治と学術は、結局のところ日本と大した相違はなかった。今年、日本ではすでに議会が開設された。進歩のはやさは、古今万国未曾有のことである。時に欧米の高官や碩学と日本のことに話が及ぶと、彼らは異口同音に日本への感服を示す。公使館の仕事には、時間的余裕がある。たまたま旧稿を見ていて、若い頃に書いた作品についてかなり不満に思い、添削や増補・削除を行い、しばしば改作した結果、あわせて数十首の詩ができた。その他の改めるに及ばなかったものは、一応そのままにしておいた。ああ！中国の士大夫は、見聞が狭く、外国のことについては、これまで一向に注意もしなかった。今はすでに耳にしたり、目にしたりもしたのだが、あいかわらず經典の道理で（中国の伝統を）とりつくるていれば、自己満足していられるので、半信半疑の状態にあった。長い年月をかけて議論をし深く考え広く検討して、やっと是非得失の基準、長短取捨の要点に気がついたのだから、私はますますもって恥ずかしい。ましてや、意気盛んに日本のことを議論すると、つかみどころのなく空疎なことはまるで海上の三神山を眺めるような頼りないありさまで、遠くから眺めることができても、近づけないというような状況においてをやである。またいわんや、外国のことを話題にするのを極力排斥し、けしからんことだと非難して、現実の世界の外のことにしてしまい、「(この世界の外のことは)とりあえず放置して、話題にしない。話題にしても、それに関する議論はしない」と言うにおいてをやである。外国をよく知ることは、けっして言うほど易しいことではないのに。原稿の編纂を終えるにあたって、以上を付記し、もって私の過ちを記すしだいである。光緒十六（一八九〇）年七月、黄遵憲 イギリスのロンドン公使館にて自ら序す。¹

¹ 訳は寛久美子・林香奈・劉雨珍等「黄遵憲『日本雑事詩』訳注稿（一）」を参照。（『未名』第一三号、1995年3月、171-173頁。）

『人境廬詩草』自序・全文

余年十五六、即學為詩。後以奔走四方、東西南北、馳驅少暇、幾幾束之高閣。然以篤好深嗜之故、亦每以餘事及之、雖一行作吏、未遽廢也。士生古人之後、古人之詩號專門名家者、無慮百數十家、欲棄去古人之糟粕、而不為古人所束縛、誠戛戛乎其難。雖然、僕嘗以為詩之外有事、詩之中有人。今之世異於古、今之人亦何必與古人同。嘗於胸中設一詩境、一曰、復古人比興之體。一曰、以單行之神、運排偶之體。一曰、取離騷樂府之神理而不襲其貌。一曰、用古文家伸縮離合之法以入詩。其取材也、自羣經三史、逮於周、秦諸子之書、許、鄭諸家之注、凡事名物名切於今者、皆採取而假借之。其述事也、舉今日之官書會典方言俗諺、以及古人未有之物、未闢之境、耳目所歷、皆筆而書之。其鍊格也、曹、鮑、陶、謝、李、杜、韓、蘇訖於晚近小家、不名一格、不專一體、要不失乎為我之詩。誠如是、未必遽躋古人、其亦足以自立矣。然余固有志焉而未能逮也。詩有之曰：「雖不能至、心嚮往之。」聊書於此、以俟他日。光緒十七年六月在倫敦使署、公度自序。

わたくしは十五、十六歳の頃から詩を作るのを学び始めた。その後、四方に奔走して、東西南北に駆け回っており、暇な時間が少ないので、作詩のことを棚上げした。一方で、作詩がほんとうに好きだったため、常に余事として詩を作っており、官職に就いても、作詩を突然止めてしまうことはできなかった。読書人として古人の後に生まれ、古人の詩の中で専門・名家と言えるものは凡そ百数十家いるのだから、古人の糟粕を棄て去り、同時に古人に束縛されないようにすることは、誠に難しい。とはいえ、私はこう思っている。詩の外に事があり、詩の中に人がいる。今日の世界は古代と異なるのであれば、今日の人々も古人と同じである必要はない。私はかつて心の中にこのような詩境を考えたことがある。一つは古人の比興という詩法を復興すること。一つは散文の趣きで対句を書くこと。一つは「離騷」や樂府の精神を学びながらその形を踏襲しないこと。一つは古文家の伸縮、離合という手法で詩を作ること。詩の素材に関しては、群經、三史から、周から秦の諸子の著作、許慎、鄭玄などの諸家の注釈までの書籍の中に見える事物の名前で現在に適用できるものがあれば、すべて採って借用する。叙事に関して、私は今日の官書・会典・外国語・俗語などの言葉、さらには古人が接触したことのないものと経験したことのない状況について、自分の耳や目で経験したものを、すべて筆を執って書く。詩格を練り上げるには、曹植・鮑照・陶淵明・謝靈運・李白・杜甫・韓愈・蘇軾から、近頃の知名度が低い詩人まで学ぶが、専ら一つの風格や詩体に限定することはない。要は「私の詩」でなければならない。それができるのであれば、一瞬で

古人の程度に到達できなくても、自立することが可能である。しかしながら、このような志を持ちながらも、それを実践することがまだできない。『詩経』に言う。「そこに到達できないが、心はそれにあこがれる」。だからとりあえず自分の志をここに書き留めて、他日を期する。光緒十七年六月、ロンドンの公使館にて、わたくし黄公度が自ら序す。